

平成 19 年度～平成 21 年度科学研究費補助金（基盤研究（C））
研究成果報告書

時空間情報科学を利用した古代災害史の研究

課題番号 19520574

2010 年 3 月

代表者 今津 勝紀

岡山大学大学院
社会文化科学研究科

目 次

1	研究計画と経過.....	3
1.1	研究計画の概要.....	4
1.2	研究の経過.....	6
2	旧国日本図の作成	今津 勝紀 8
3	古代の災害と地域社会	今津 勝紀 17
4	八世紀における賑給の意義と役割.....	藪井 真沙美 35
5	『うつほ物語』俊蔭をめぐって	今津 勝紀 57

1 研究計画と経過

1.1 研究計画の概要

本研究は、地理情報システムや時系列シミュレーションなどの情報科学の手法を利用して、古代の疫病や飢饉の実態を復元し、こうした災害が当時の社会にどのように作用したか、奈良時代初期から平安時代初期にかけての人口の推移を明らかにすることを目的とする。将来的には、時空間情報科学の手法を発展させることで、社会と自然環境の変化に関する人類史の総体的把握へとつなげたいと考えている。

これまでに交付を受けた「GIS を利用した古代地震の復原に関する基礎的研究」（科学研究費補助金 萌芽研究 研究代表者 岡山大学文学部助教授・今津勝紀 平成 15 年～平成 17 年度）と「シミュレーションによる人口変動と集落形成過程の研究」（科学研究費補助金 萌芽研究 研究代表者 岡山大学文学部教授・新納泉 平成 14 年～平成 16 年度）により、GIS による空間分析、人口シミュレーションによる時系列分析などの時空間情報科学の手法を習得し、前者では天平六年の生駒断層帯を震源とする揺れの復原を行い、後者では古代の出生時平均余命や死亡率・出生率を推定した。これらの研究では、時空間情報科学の手法で得られた数理計算モデルが歴史の理解に有効であることを示したが、本研究は、こうした手法を古代の疫病と飢饉の分析に発展させようとするものである。

田村憲美氏の『本土寺過去帳』の分析により、中世後期の社会が慢性的飢餓状態にあったことが明らかにされているが（「死亡の季節性からみた中世社会」『日本中世村落形成史の研究』校倉書房、1994 年）、これまでに行った研究より、古代社会の流動性は高く、かなり過酷な生存条件にあることが確実である。古代では疫病や飢饉が頻発しており、こうした災害が人口変動の大きな変数となったことは想像に難くないところである。鎌田元一氏により奈良時代前期から平安時代初期にかけて律令国家の支配人口は百万人ほど増加したとの推定が示されているが（「日本古代の人口」『律令公民制の研究』塙書房、2001 年）、古代社会を静止状態で維持するだけでも相当な出生率が見込まれるので、これだけの増加を見込む場合の出生率は爆発的なものとならざるをえない。飢饉や疫病は人口増加を相殺するので、この災害を復原することができれば、奈良時代初期から平安時代初期への人口変動をより精密に議論することができるのではないかと考えた。

古代の飢饉と疫病を人口変動に関わらせた研究は、これまで W. W. Farris のものしかなかったが（Population, Disease, and Land in Early Japan, 645-900, Cambridge, Harvard University Press, 1985）、Farris の研究は人口統計学的分析が中心であり、時系列シミュレーションを行っていない。そもそも日本の歴史学ではシミュレーションの手法が導入されていないのが現状であり、この点で本研究は先駆的なものであると考える。

本研究では、最終的に、古代の疫病と飢饉の災害規模、奈良時代初めから平安時代初

めまでの人口推移を時系列にしたがった形で示す。まず、(1)人口変動をシミュレートするために、定点となりうるセンサスデータを取得する。大宝二年御野国戸籍のデータ化は完了しているので、それ以外の未データ化分について行う。(2)『続日本紀』をはじめとした史書より、疫病や飢饉、賑給の記事を網羅し、被害人数・発生日・発生年・発生国・種別などの属性情報とするデータベースを作成する。(3)飢饉の被害をGISで処理するために、旧国単位のシェープファイルを作成する。このデータはWebを通じて広く公開し、歴史GISの研究基盤整備の一環とする。(4)歴史上のいくつかの飢饉の事例から被害率を算出し、郷(里)数より求めた国別人口をもとに、被害者数を推定し、旧国別被害マップを作成する。(5)被害を織り込んだ人口変動プログラムを作成し、奈良時代初期から平安時代初めまでの人口変動をシミュレートする。人口変動に関する時系列シミュレーションプログラムについては、これまでの研究で基本部分は開発済みであり、本研究では災害変数を処理する部分を追加する予定である。

本研究では、古代社会がけっして牧歌的な社会ではなく、慢性的な飢餓状態にあったとされる中世後期同様、過酷な社会であったことを示すことになるかと予想される。その際、疫病や飢饉といった災害が人口変動にどの程度作用したのか、ある程度の確度で定量的に示すこととなるが、こうしたデータは現在に至る日本の人口推移とその社会的意味を理解する上で必須の基礎的事項であると考えられる。

また、本研究の最も独創的な点は、シミュレーションの歴史学研究への応用にある。歴史学は、人間が残したさまざまな活動の痕跡をもとに、過去の事象を復元し、諸関係を理解する学問であり、20世紀の日本の歴史学、なかでも戦後の歴史学研究は、その基礎に史料の厳密な解釈をおいてきた。この点はこれからも変わることはないが、古い時代になればなるほど、史料は限られており、必然的に史料に即して実証しうる範囲は狭められることとなる。事象の大まかな把握には、統計などの分析も有効であり、経済学や社会学などではこのような方法も採用されている。また因果の説明に関する、医学における疫学の考え方も参考になるだろう。しかし、歴史学において、統計に利用しうる史料は限られており、こうした手法をダイレクトに適用できる分野は少ない。そこで、史料の厳密な解釈により、確実に押さえられるところをもとにして、シミュレーションによりモデルを構築し、これを歴史の解釈に援用することは有効だと考える。社会科学や自然科学では、こうした計算モデルの構築はすでに普遍的な手法となっており、これにより歴史学の可能性も大きく広がるであろう。

さらに言えば、人類が構成する社会の変化は、環境もふくめた所与の歴史的諸条件のもとでの選択の結果であるが、このプロセスを総体として把握することが必要であり、そのためには、これまで歴史学が培ってきた、生産力の発展や移住・渡来、文化の伝播などに関する研究成果とともに、歴史人口学や気候学などの成果を総合する視点が要求される。こうした言わば「環境史」は、社会の変化について、自然環境の変化と適応にも配慮しつつ、その総体的な把握をめざすものであり、これまでの歴史学がどちらかと

いうと、人間社会に内在的にその変化を捉えてきたことから、大きく踏み出すこととなる。その際、自然環境と人間の関係は、抽象的に措定されるだけでなく、検証可能な形で把握される必要があるわけで、そのためには、統計などの定量分析、シミュレーションなどの手法が不可欠である。本研究は、そうした新しい歴史学を切り開く一つの試みである。

1.2 研究の経過

平成 19 年度

本年度は、当初の計画に従い以下を実施した。

- (a) 大宝二年御野国戸籍のデータを入力し、データベースを完成させた。

各人について一意の ID を付与し、記載情報を入力するとともに、読み取った配偶者・父・母などの属性情報を付加する。入力には学生のアルバイトを雇用した。

- (b) 疫病・飢饉データベースの作成に着手した。

六国史での疫病・飢饉を集積し、被害人数・発生日・発生日・発生国・種別などを属性情報とするデータベースを作成しており、これは平成 20 年度も継続する。

- (c) 旧国を単位とした日本地図をもとに Shapefile を作成し、暫定版を公開した。

基礎となるデータは、ESRI ジャパン株式会社の全国市区町村界データを利用し、旧国単位に直した。なお、細かい境界を把握するために、総務省統計局の町丁・字等境界データを参照した。データの作成にあたり、学生のアルバイトを雇用し、微妙なデータの修正などは（株）パスコに依頼した。時代により土地利用の在り方が変化しており、古代の海岸線を復原するのが課題であり、さしあたり今年度は吉備周辺と大阪湾について古地形を復原した。次年度以降、より精度をあげることが課題である。

- (d) 「古代災害史研究会」を公開で開催した。

研究会では、古環境史研究の方法などを議論した。研究会参加者への旅費を支出した。

平成 20 年度

- (a) 貞観年間に全国を襲った疫病と飢饉の被害全体を検討し、なかでも山陰地方と備中国北部に深刻な影響をもたらした貞観八・九年の疫病と飢饉の被害を復元した。備中国北部の哲多郡・英賀郡で深刻な被害が生じるが、この地方は山の用益を通じて、古くから山陰地方との頻繁な交通により結ばれていた。貞観八年・九年の隠岐国の被害状況から、この疫病と飢饉により、人口の三割が死亡した可能性が推定され、この数値は古代の通常の死亡率の四倍にのぼる。人口変動シミュレーションの被害

係数をこれらにより設定することが可能となった。

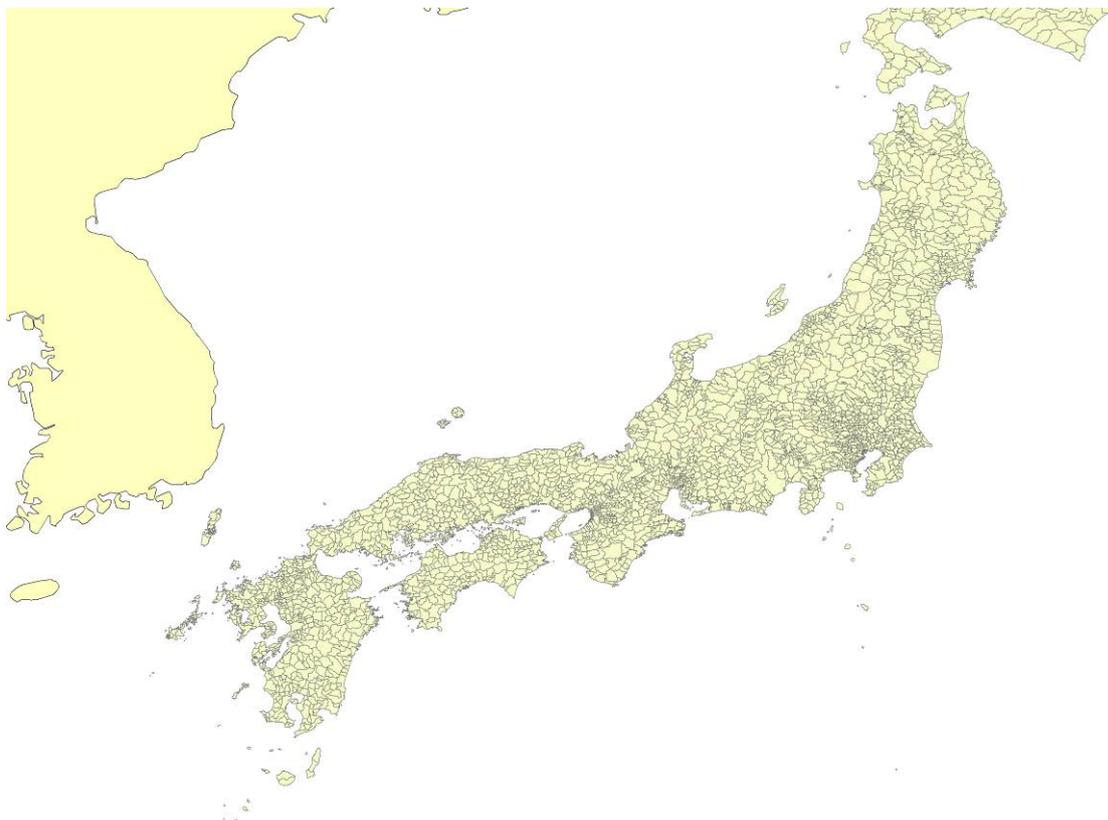
- (b) 近世の事例についても検討し、備中北部では近世においても飢饉時に、山入りの慣行が存在したことを確認した。近世に深刻な被害に見舞われた八戸、青森では、飢饉供養塔の分布から、飢饉による被害が社会にどのような爪痕を残したのかを考えた。
- (c) 昨年度より作成をはじめた 旧国を単位とした日本地図に修正を加えた。基礎となるデータは、ESRI ジャパン株式会社の全国市区町村界データを利用し、旧国単位に直した。なお、細かい境界を把握するために、総務省統計局の町丁・字等境界データを参照した。今年度は伊勢湾周辺と讃岐平野について古地形を復原した。

平成 21 年度

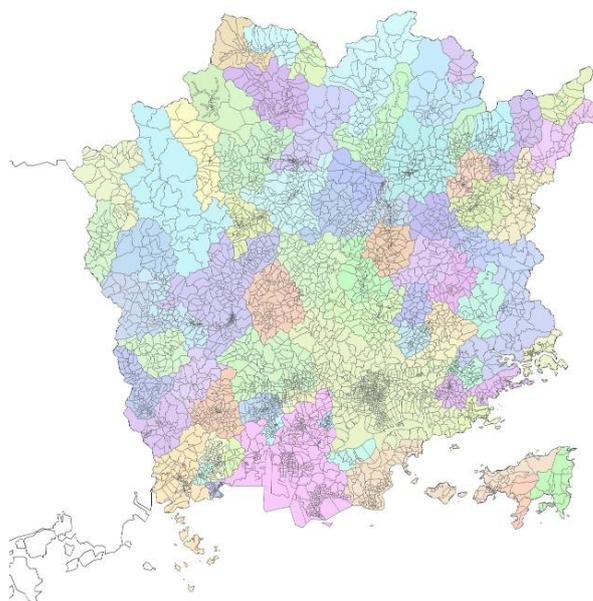
- (a) 旧国を単位とした日本地図に修正を加えた。今年度は東京湾周辺と北部九州について地形を復原した。
- (b) 前年につづき、近世に深刻な被害に見舞われた弘前など津軽地方の飢饉供養塔の分布から、飢饉による被害が社会にどのような爪痕を残したのかを考えた。
- (c) 報告書を作成し、今津勝紀「今津勝紀「古代の災害と地域社会－飢饉と疫病－」（大阪歴史科学協議会『歴史科学』196、2009.3）、藪井真沙美「八世紀における賑給の意義と役割」および今津勝紀「『うつほ物語』俊蔭をめぐって」を収録した。

2 旧国日本図の作成

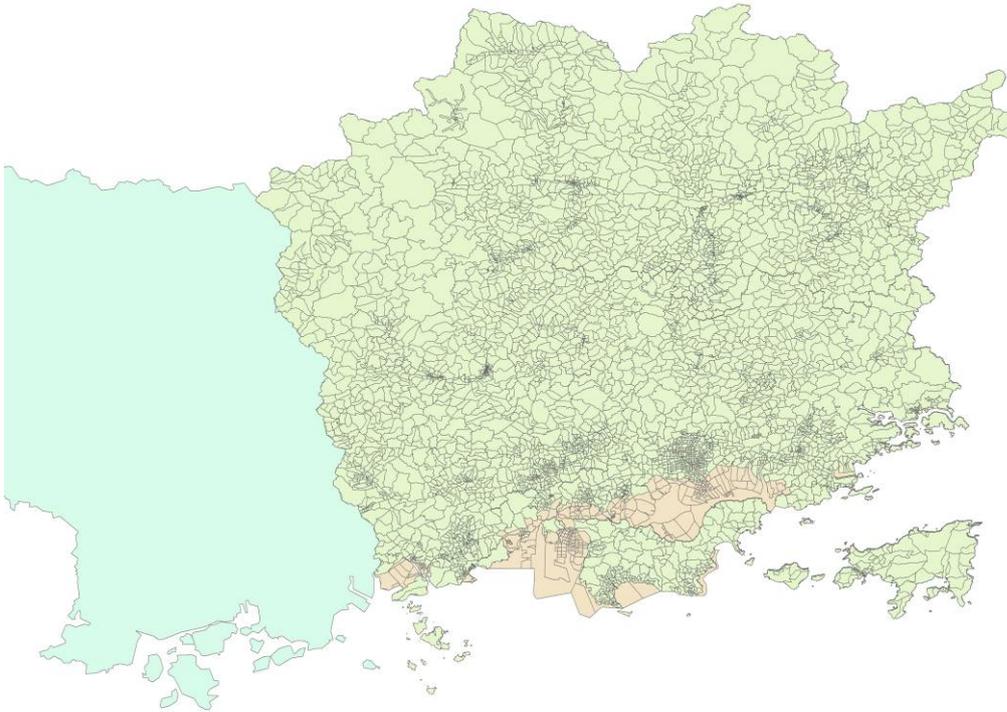
- ① 全国市区町村界データ (ESRI ジャパン株式会社) をベースに選択



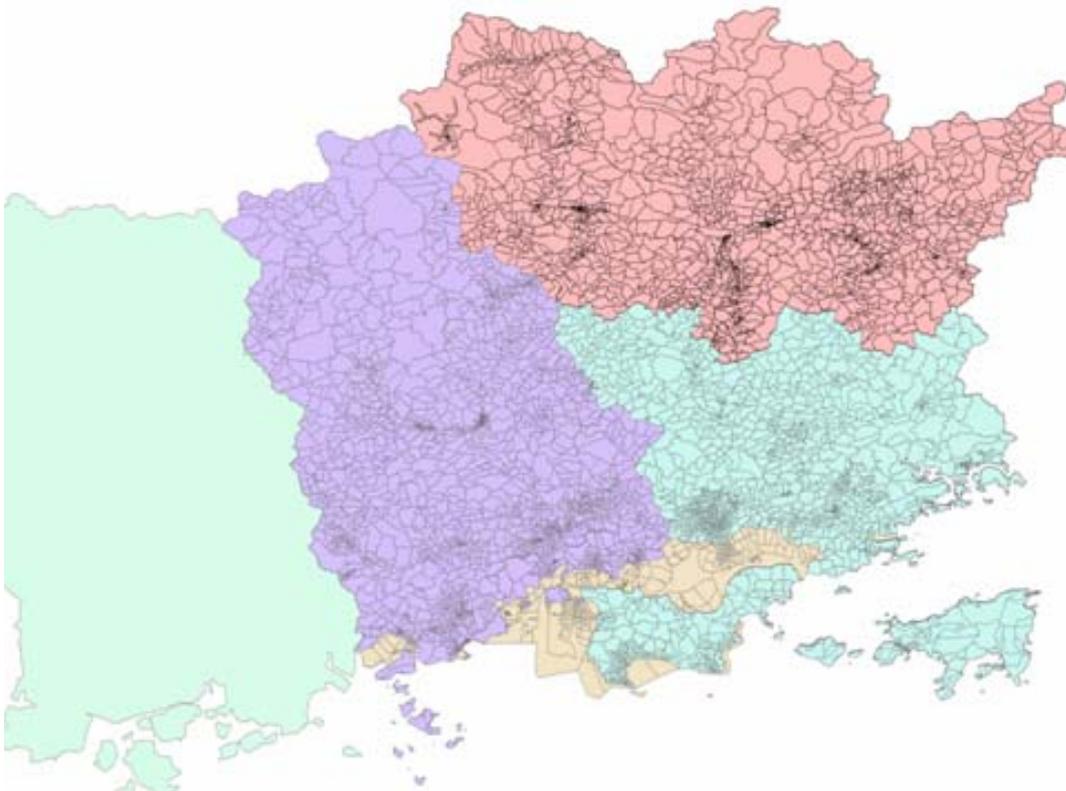
- ② 総務省統計局の町丁・字等境界データで修整



③ 新田を除去



④ 旧国単位で選択



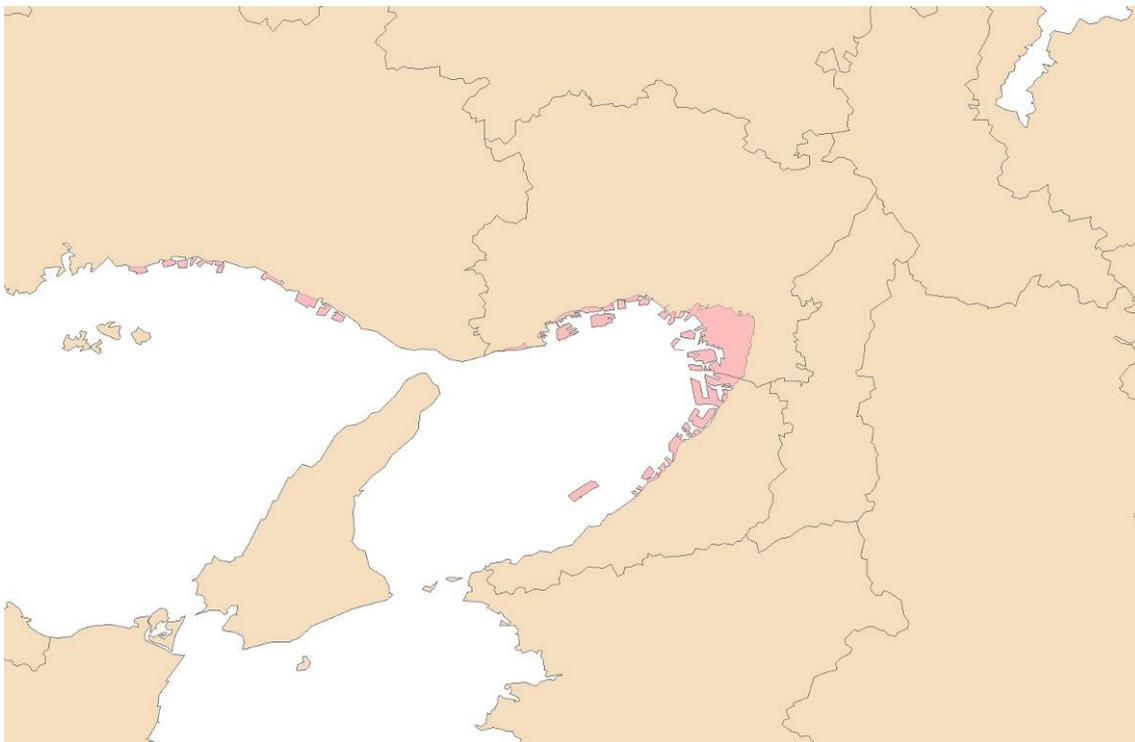
⑤ ポリゴンの微調整（備前と備中の境界を変更）



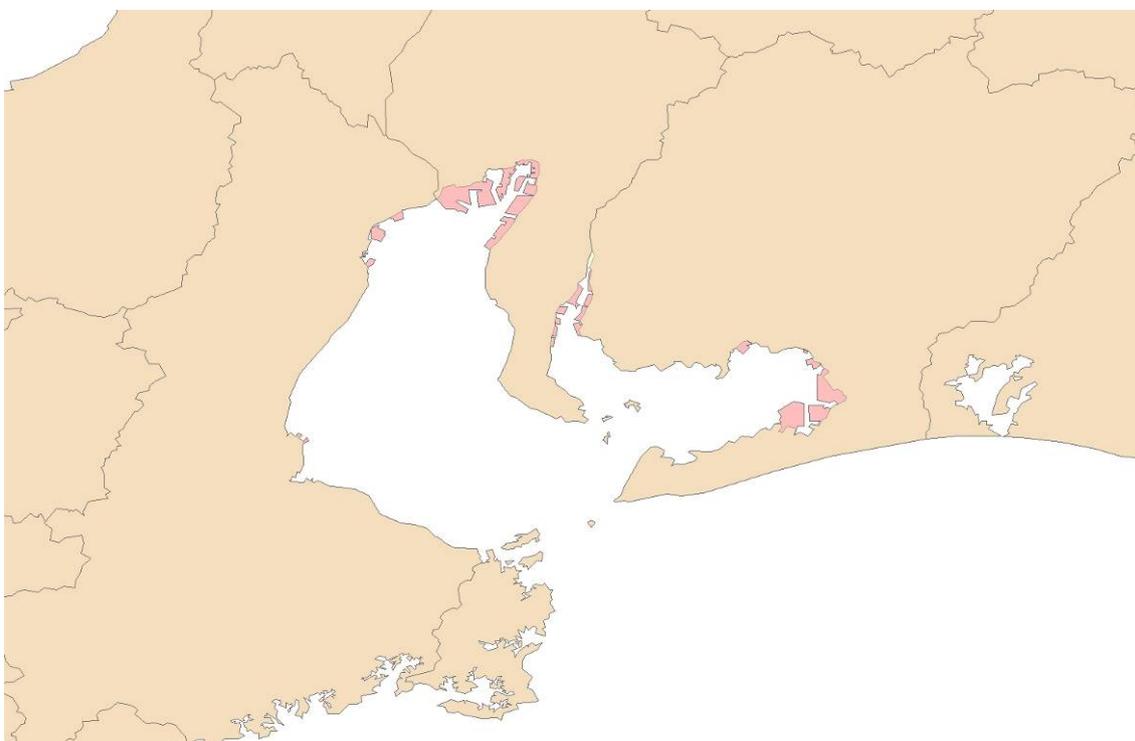
⑥ ポリゴンのマージ



⑦埋め立て地の削除



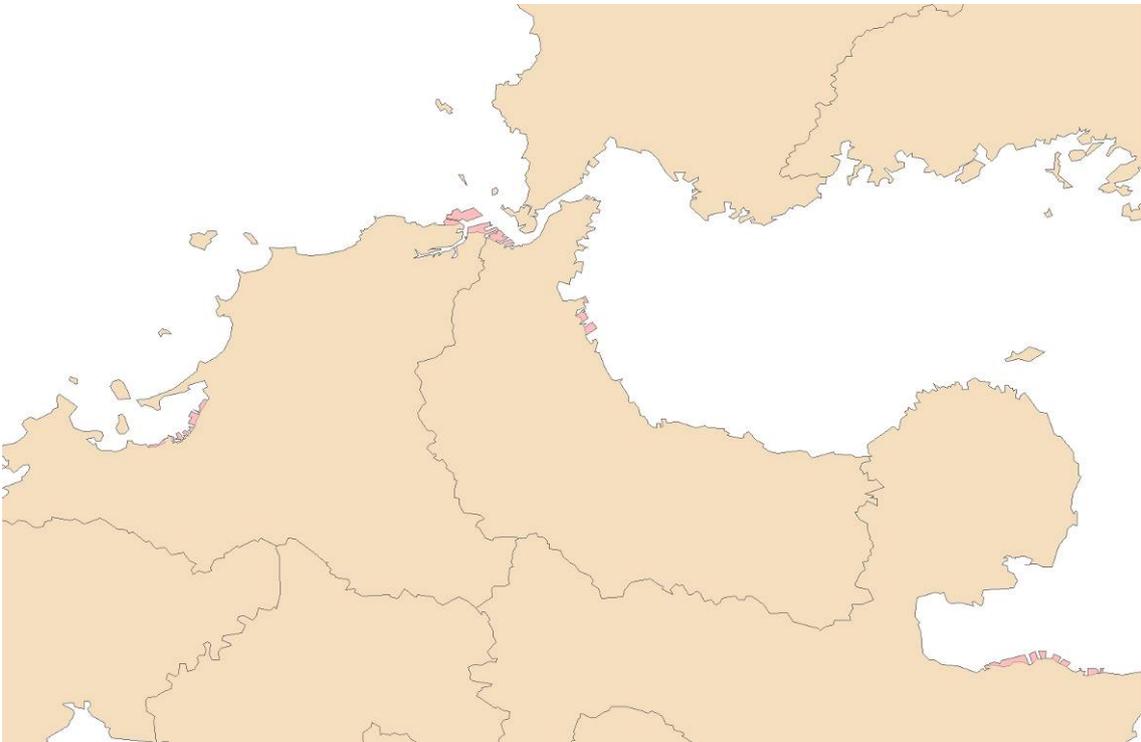
大阪湾の修整



伊勢湾・三河湾の修整

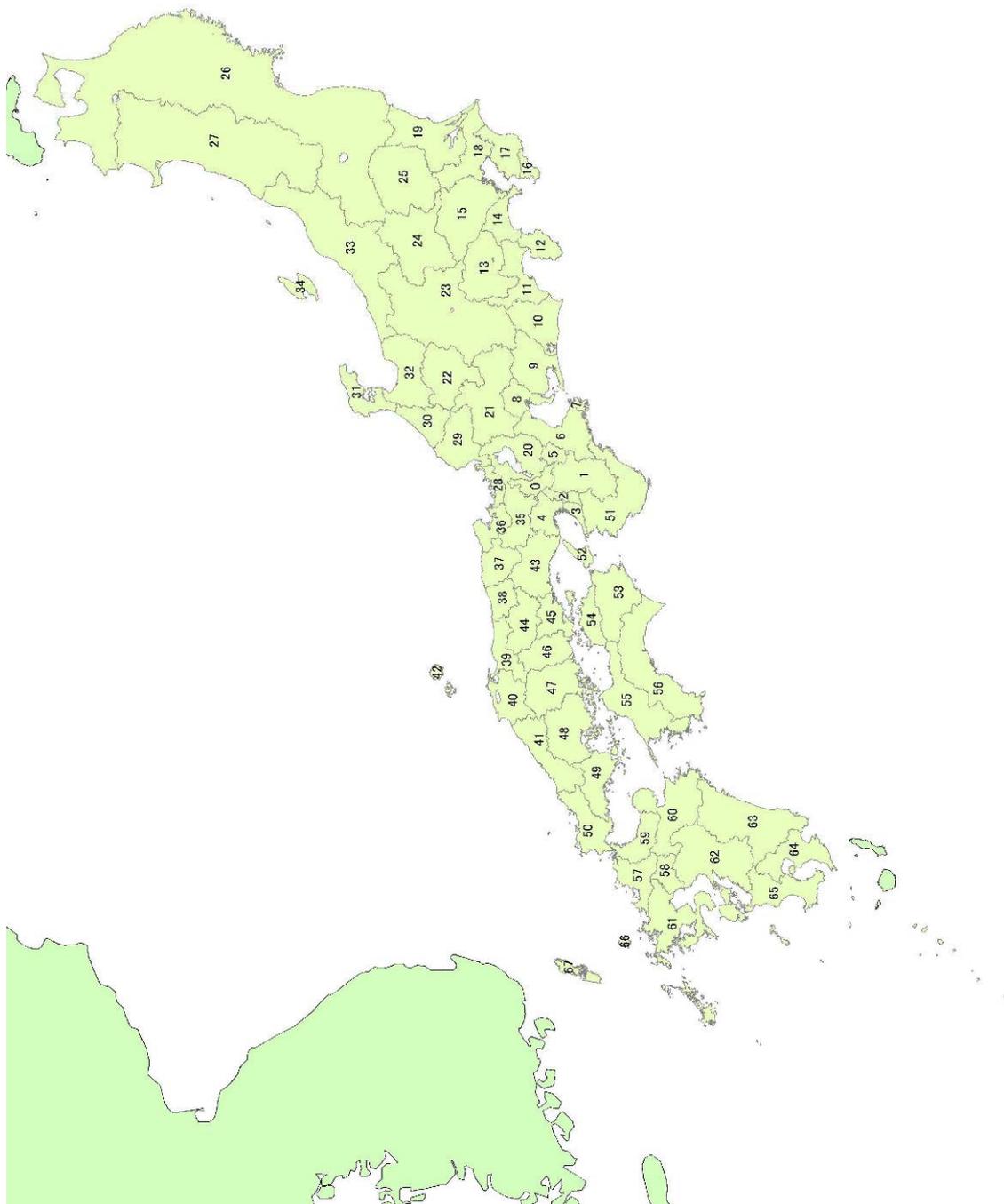


東京湾の修整



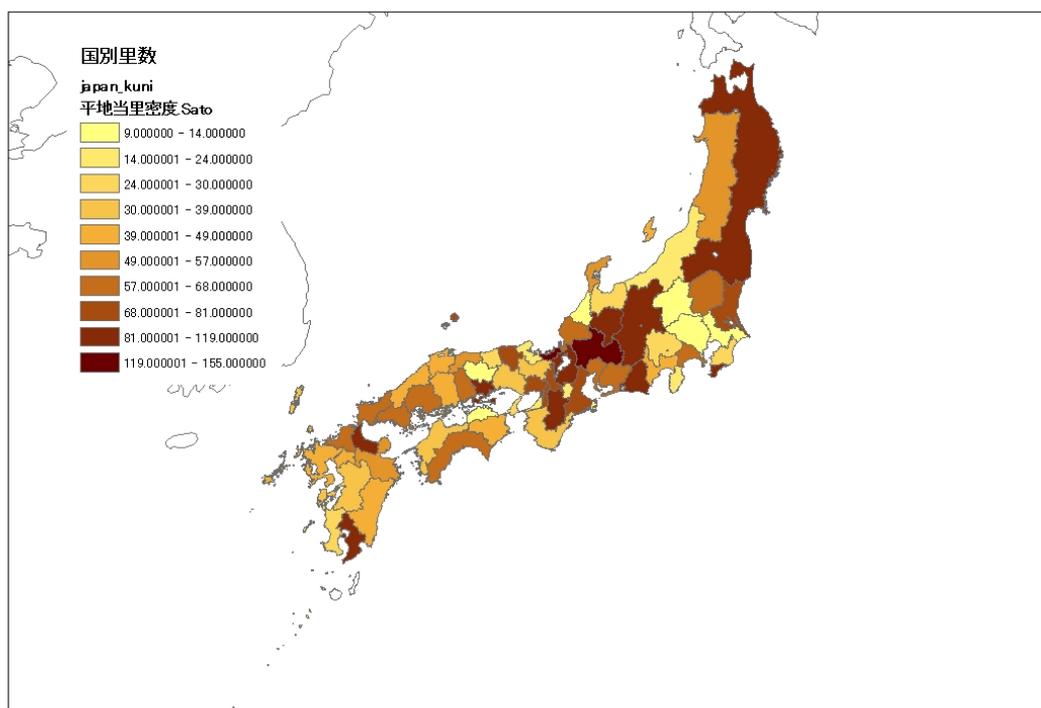
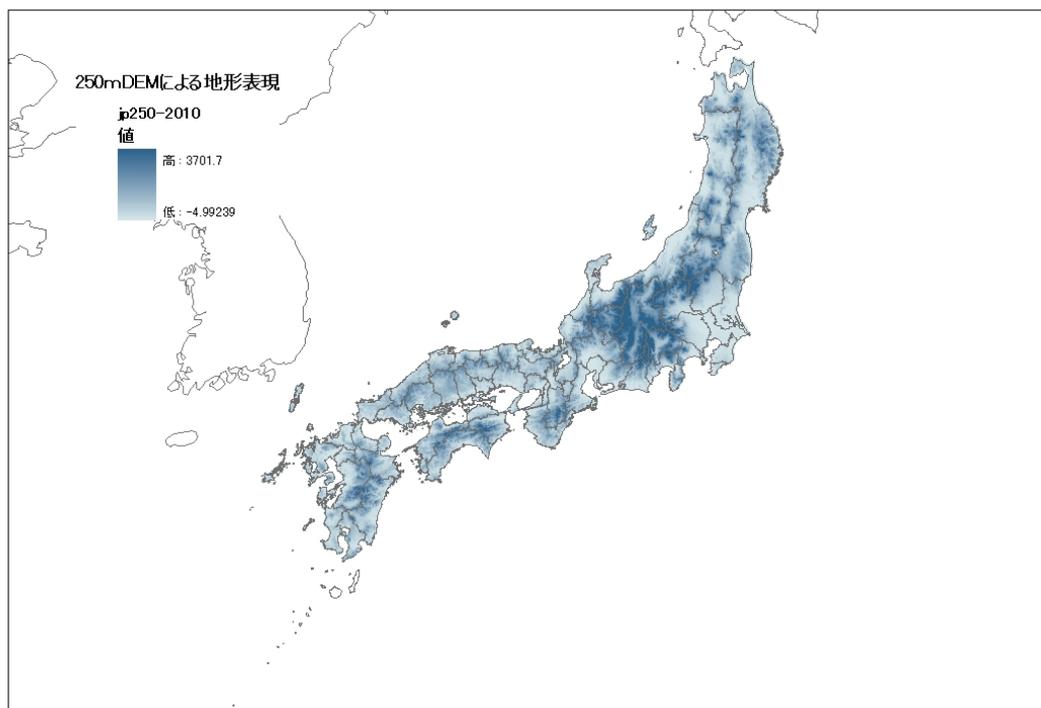
博多湾・北九州港・別府湾の修整

⑧ 『延喜式』順の旧国データ

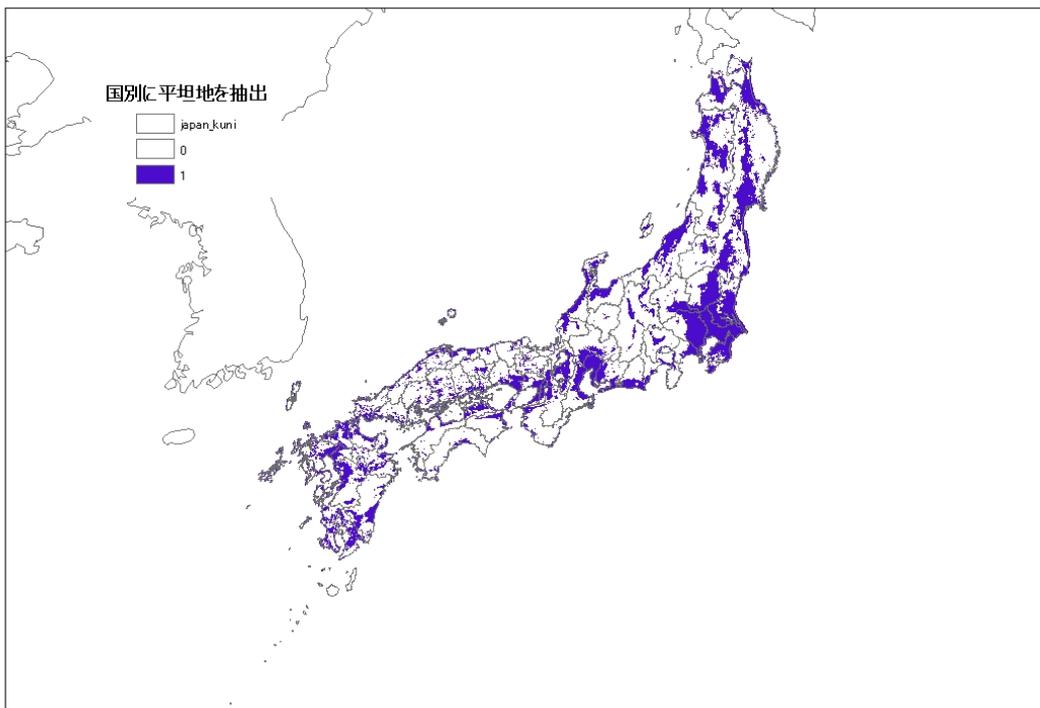
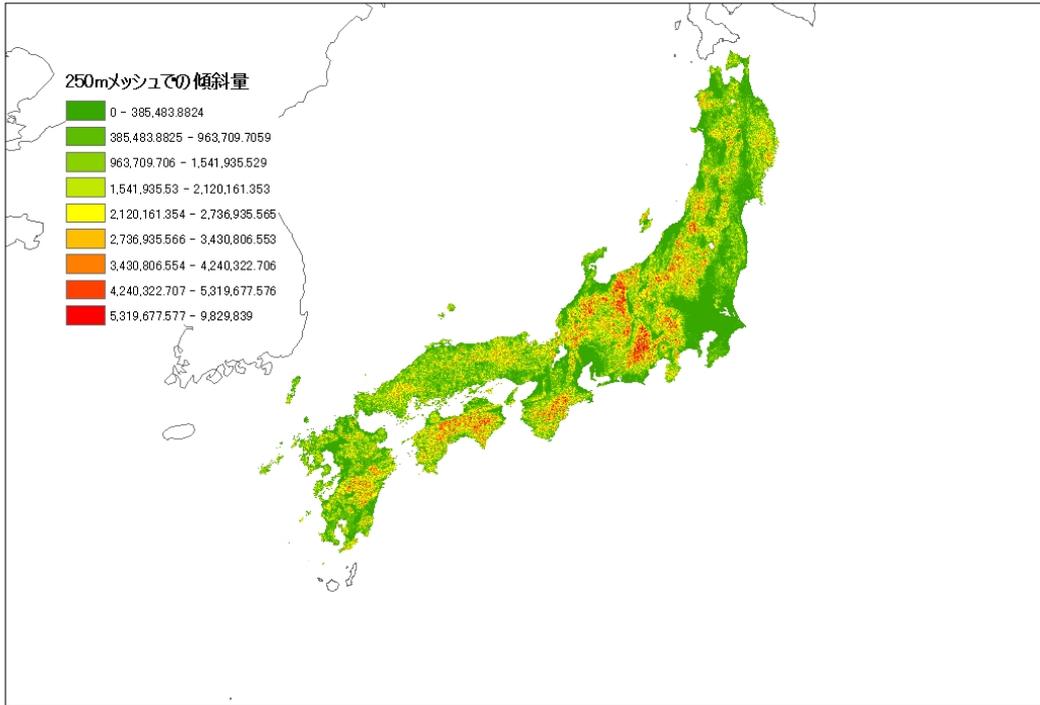


<http://www.cc.okayama-u.ac.jp/~kimazu/map/map.html> で公開

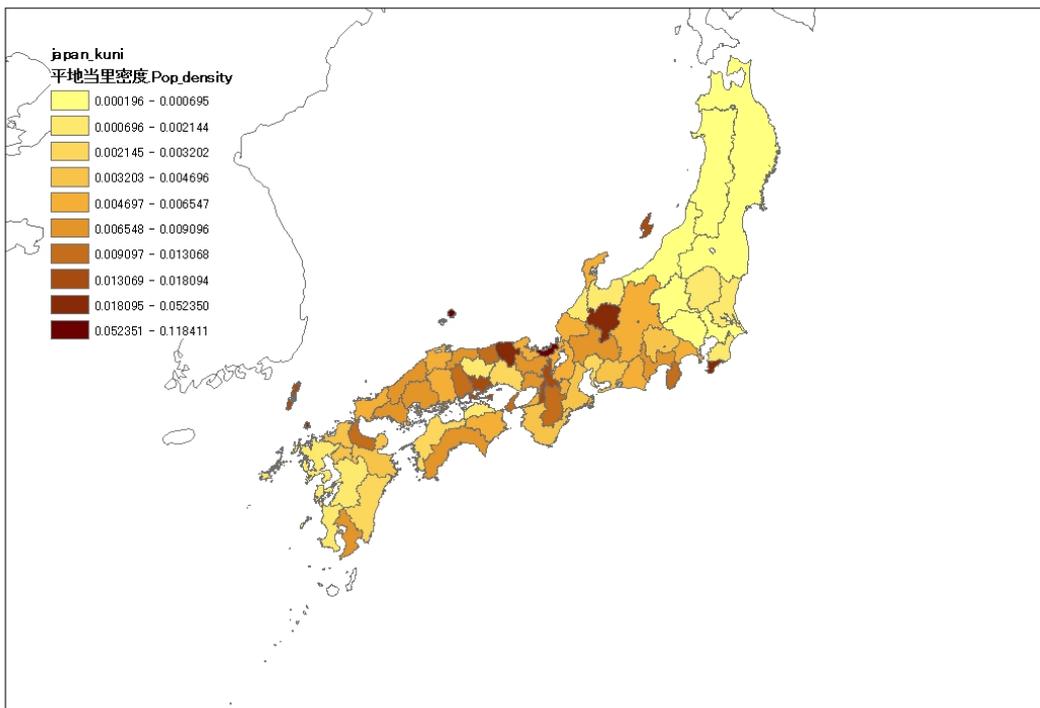
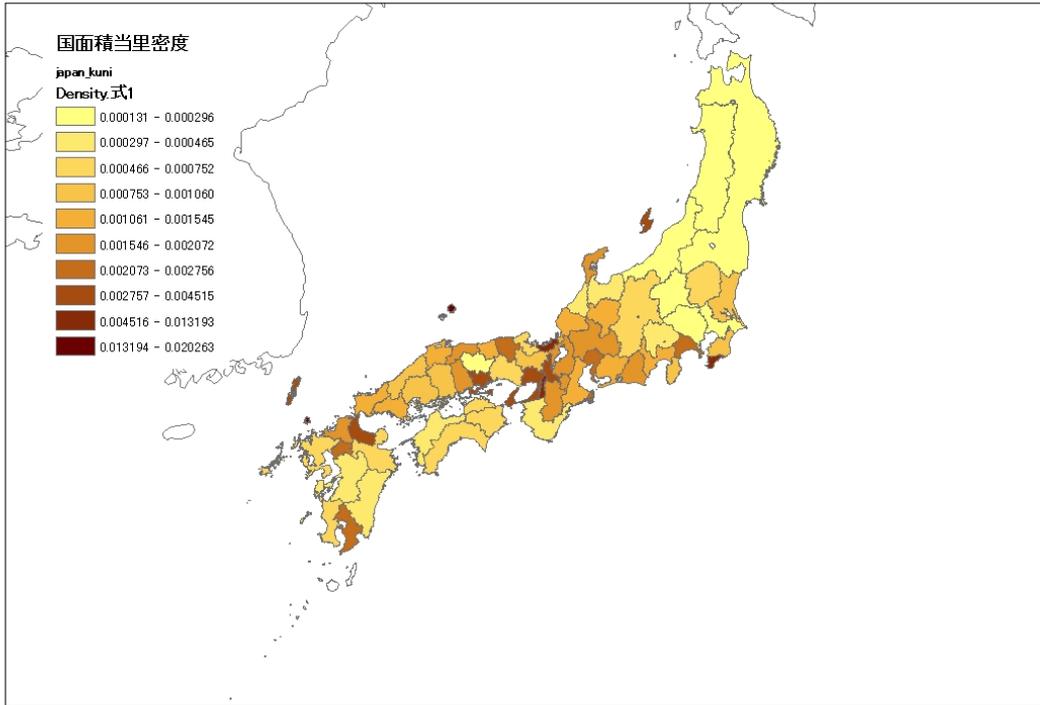
⑨国別里密度の算出—旧国日本地図の活用例—



(上) 数値地図 250mメッシュ (標高) による地形表現、旧国日本地図でマスク
(下) 旧国単位の里数分布



- (上) 数値地図 250mメッシュ (標高) により傾斜量を算出
 (下) 傾斜量を細分類し、平坦地のみを抽出



(上) 里数 ÷ 旧国面積 = 国別里密度

(下) 里数 ÷ 旧国平坦地面積 = 平坦地当国別里密度

3 古代の災害と地域社会

—飢饉と疫病—

今津 勝紀

はじめに

『日本書紀』崇神七年二月辛卯条には、「詔曰、昔我皇祖、大啓_二鴻基_一。其後、聖業逾高、王風転盛。不意、今当朕世、数有_二災害_一。恐朝無_二善政_一、取_二咎於神祇_一耶。蓋_下命神龜、以極_中致_レ災之所由_上也」とあるが、これが「災害」という表現の初見記事である。その内容は、同じく崇神紀五年条に「国内多_二疾疫_一、民有_二死亡者_一、且大半矣」とあることから、疫病による被害をさす。本報告がとりあげるのは、こうした古代の災害、なかでも飢饉と疫病についてであり、これが社会にどのように作用したかを検討する。

詳細は割愛するが、これまでの古代社会をめぐる諸研究を見渡してみると⁽¹⁾、当時の社会がどのような自然的条件のもとに存立していたのか、そうした人間を取り巻く外在的諸条件が社会とどのように関連していたのか、などといった点に十分な考慮が払われてきたとは言い難い。この点はやはり大きな問題であり、古代の人々が、どのような外在的条件の中で、生命を含めた再生産を行っていたのか、これを実態に即して明らかにすることが課題である。そうした人間を取り巻く、自然的条件を際立たせるものとして、ここでは、飢饉や疫病といった災害に注目したい⁽²⁾。

本報告では、備中北部を事例に、当時の人々の生活を家族・村落といったレベルで、その具体的なあり方を復原し、その上で、貞観八年にこの地域を襲う飢饉や疫病が社会にどのように作用したかを明らかにしたいと思う。

一. 備中国哲多郡・英賀郡の郷と村

まず、今回の主たるフィールドとなる備中国北部の状況について説明しておきたい⁽³⁾。

¹ さしあたり、石母田正『日本の古代国家』（岩波書店、一九七一年）、吉田孝『律令国家と古代の社会』（岩波書店、一九八三年）を通説としてあげておく。これらの学説への批判については、山尾幸久『日本古代国家と土地所有』（吉川弘文館、二〇〇三年）以下、山尾の引用はこれによる）を参照のこと。なお紙幅の都合により註は最小限にとどめた。

² この点に関連して、今津勝紀・隈元崇「天平六年の地震と聖武天皇」（『条里制・古代都市研究』二二、二〇〇七年）では、地震災害と仏教信仰について論じた。

³ 以下は、今津勝紀「古代における空間認識と郡郷編成」（新納泉編『時空間情報科学を用いた歴史研究の刷新』岡山大学文学部プロジェクト研究報告書一一、二〇〇八年）での報告に基づく。詳細はそちらによらるたい。

備中国は、『和名類聚抄』では都宇・窪屋・賀夜・下道・浅口・小田・後月・哲多・英賀の九郡からなり、刊本と高山寺本で多少の出入りはあるが全部で約七十郷を数える。備中国の基本的骨格をなしたのは高梁川で、備中の中部と南部の場合、高梁川右岸は支流の成羽川・小田川の流域が下道郡・小田郡・後月郡に編成され、それ以外の瀬戸内海沿岸部が浅口郡に編成される。高梁川左岸では都宇郡・窪屋郡・賀夜郡が置かれるが、現在の総社市井尻野辺で東へと分流した高梁川の旧河道の北側が賀夜郡、南側が窪屋郡とされ、分流した高梁川と足守川が合流して、瀬戸内海に注ぐ河口部は都宇郡に編成された。この備中南部地域は当時、有数の人口密集地帯であった。

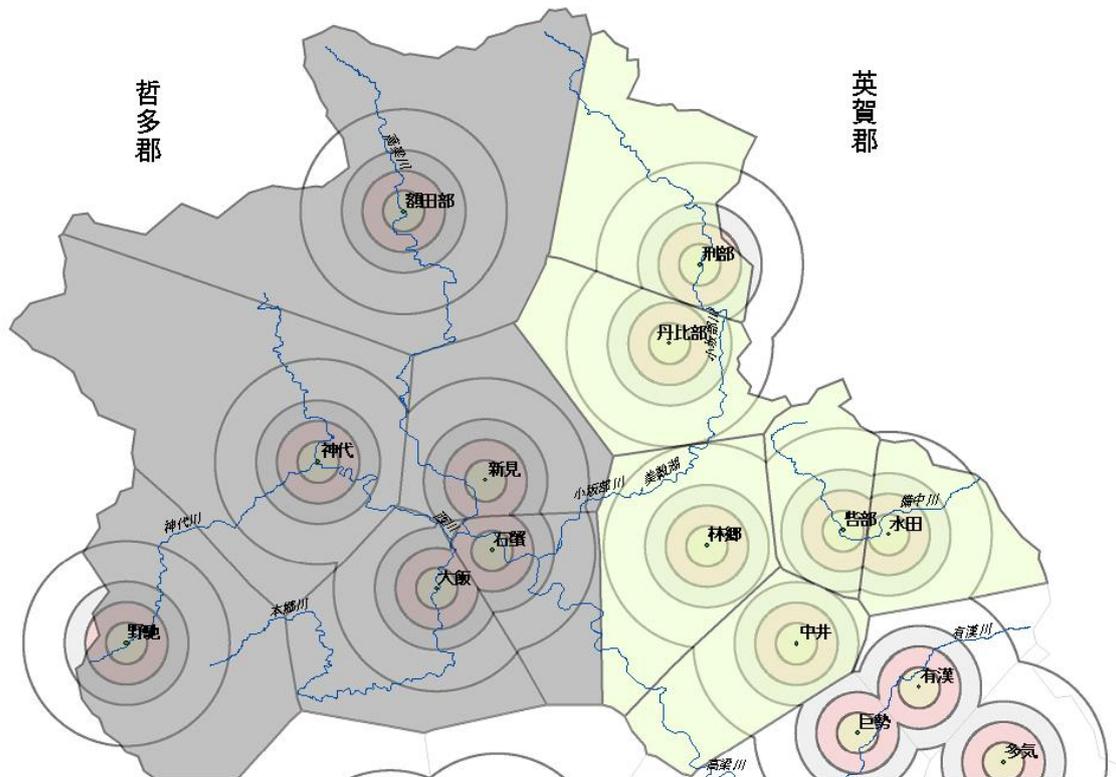
備中北部には哲多郡と英賀郡がおかれた。近世には、哲多郡と英賀郡は高梁川を境に分かれ新見は英賀郡に属すが、古代では新見郷は哲多郡に属していた。そのため、古代の哲多郡は、高梁川支流の神代川・本郷川の流域を含めた高梁川上流域を編成したものであったろう。英賀郡の場合、郡北部を流れる小阪部川は高梁川水系に属するが、郡南部の備中川は東流して旭川に注いでおり、英賀郡は水系とは別の論理で編まれていた。

ここで問題とする備中北部の哲多・英賀郡の郷についてだが、『和名類聚抄』では、哲多郡については、石蟹・新見・神代・野馳・額部・大飯の六郷があげられ、英賀郡については、中井・水田・皆部・刑部・丹部・林郷の六郷があげられている⁴⁾。それぞれの郷の比定地だが、まず哲多郡の場合、石蟹・新見・神代・野馳は現在でもJRの駅名にあり、岡山方面から伯備線で北上し、新見で芸備線に乗り換える順で配列されていた。現在はすべて新見市域に含まれる。額部郷と大飯郷は、遺称地が存在しないが、哲多郡の郷の配置を考えると高梁川支流の本郷川流域か高梁川上流域に存在したことは間違いない。現在の新見市哲多町一円と新見市千屋の二つの地区に、どちらかが存在したと考えるのが最も合理的である⁵⁾。

英賀郡の場合、中井郷は現在の真庭市中津井（旧北房町）が遺称地であり、水田郷と皆部郷も同様、それぞれ遺称地が存在する。刑部郷はJR姫新線に刑部駅があり、新見市刑部（旧大佐町）が遺称地である。丹部は、丹比部から転じたものだが、これもJR姫新線に田治部駅が存在する。新見市田治部が遺称地である。林郷は遺称地不明だが、『大日本地名辞書』は新見市唐松・草間・豊永といったカルスト台地上を想定する。さしあたりこれに従う。

⁴⁾ 英賀郡林郷は高山寺本では欠如している。

⁵⁾ 大飯郷の比定地については、これまで不明とされてきたが、近年の哲多町史編纂委員会の調査により、近世の哲多郡蚊家村の明細帳案に「備中国哲多郡大飯郷之内 蚊家村」（逸見猛家文書二六一九一―二一四）との記述が確認された。一方、同様に、蚊家村に隣接する田淵村に所在する荒戸山神社に由来する「荒戸山八大龍王権現縁記」（名越平家文書二三―一六九七）の冒頭に「備中国哲多郡額部庄田淵村 荒戸山八代龍王権現縁記」との記述が確認できる。前者の場合、蚊家村が大飯郷に含まれた可能性を示すが、後者の場合、額部庄は額部郷に由来すると考えられるので、田淵村が額部郷に含まれた可能性を示している。旧哲多町域は本郷川流域に広がるが、両村はきわめて近接しており、この範囲で二つの郷が組織されたとは考えがたい。現状では旧哲多町域に広がっていた郷が大飯郷・額部郷のいずれであったかを断ずることができない。



以上が備中国の概観と哲多・英賀郡の郷の配置であるが、古代の場合、里（郷）はあくまでも人為的な組織であり、中世のように領域化していないと考えられる。もっとも里（郷）を組織するにあたり、まったく無作為に行われたとは考えがたく、ある程度の空間的まとまりが存在したことは事実である。そこで、古代には未だ郷が領域化していないことを前提として、あえて可視化することで、おおよその範囲を計算してみたい。

ここでは『和名類聚抄』所収の郷名を対象として、国土地理院発行の『数値地図 二五〇〇〇（空間データ基盤）岡山』より地名や施設名を選んで空間上に配置した。このデータは従来の二万五千分の一地図に書き込まれた地名・公共施設名などを拾ったポイントデータである。例えば、哲多郡の場合、石蟹・新見・神代・野馳はJRの駅をその代替ポイントとし、額部郷と大飯郷は、便宜的に額田郷を千屋地区に、大飯郷を哲多町域に仮定し、それぞれ千屋郵便局と本郷郵便局を代替ポイントとした。また英賀郡の場合、中井・水田・告部はそれぞれ居住地名を選択し代替ポイントとし、刑部・丹部はJR刑部・田治部駅を代替ポイントとした。林郷は、便宜的に『大日本地名辞書』が想定する範囲の中心に位置する豊永郵便局を代替ポイントとした。以上の郷を地図上にプロットし、それぞれのポイントから半径一キロ・二キロ・三キロ・五キロの同心円を描くとともに、それぞれのポイントを起点としてティーセンポリゴンを描くことで空間を分割し、重ね合わせた。これが計算上の郷の範囲である。また近世の郡界に引きずられることなく、古代の郡郷編成の特

徴をつかむために、ティーセンポリゴンを郡別に色分けし計算上の郡堺を示した(図一)。

以上のように、備中北部の郷(里)の配置を復原できるのだが、これまで指摘されているように、日本律令国家の末端行政制度は、中国のそれと大きく異なっている。日本令の母法である中国令では、人為的な行政組織である里には里正が置かれ、自然的な組織である村には村正が置かれるのだが、日本令ではこの部分が抜け落ち、里の規定はあるが村についての規定はない⁽⁶⁾。里を構成する五十戸制は七世紀中葉には存在するが⁽⁷⁾、律令制下一戸一兵士の原則が存在したとするならば⁽⁸⁾、一つの里は五十人の兵士を出すこととなり、これは軍団の基本ユニットである隊に対応する。また封戸は、五十を基数としており、里の組織は、古代国家の給与制度にも対応する。実際には戸は多様であり、こうした原則はあくまでも理念に過ぎないのだが、律令制下の里は、基本的に軍事と徴税のための行政組織と考えてよいだろう。里と「村」の関係については、これまでも問題とされてきたのだが、現状では、里(郷、五十戸)が複数の村より構成されることは確実で、場合によっては、郷里制下の里(コザト)がほぼ村に対応することもあった⁽⁹⁾。

例えば、これは山尾幸久が紹介する事例だが、出雲国神門郡滑狭郷は天平十一年出雲国大税賑給歴名帳では阿称里と池井里の里(コザト)からなるが、「村ごとに社に在す神」として「阿如の社」・「奈売佐の社」・「知の社」が確認されることから、滑狭郷の五十戸組織はアネ・ナメサ・チの三つの「村」から構成されていたとする。ちなみに、藤原宮北辺部から出土した評制下の木簡には「□□評阿尼里知奴大贄」とみえており、阿尼里(五十戸)は郷里制下には里(コザト)に編成され、五十戸組織は滑狭郷が代表されるようになったものである。

また、周知の史料であるが、備中国哲多郡大飯郷に関する平城宮跡出土の荷札木簡には、

- ①・備中国手田郡大飯郷新口里庸米⁽¹⁰⁾
 - ・四斗五升田中里一斗五升右二村一俵

とあり、それぞれの里(コザト)が「村」として表現されている。このほかに平城宮跡からは、

- ②・備中国哲多郡大飯郷
 - ・三谷里 []⁽¹¹⁾

という木簡も出土しており、いずれも郷里制下の木簡で、霊龜三年から天平十二年ごろま

⁶ この点に関しては、吉田孝「編戸制・班田制の構造的特質」『律令国家と古代の社会』前掲。なお、小林昌二に指摘があるように、中国の村正・坊正が村門の管理を任としていたのに対し、日本古代の村落は圍繞施設を欠いており、その必要性がなかったからと考えられる(小林昌二『村』と村首・村長『日本古代の村落と農民支配』塙書房、二〇〇〇年)。

⁷ 『評制下荷札木簡集成』奈良文化財研究所、二〇〇六年(市大樹編集)を参照されたい。

⁸ 浦田明子「編戸制の意義」『史学雑誌』八一―二、一九七二年。

⁹ 鬼頭清明「郷・村・集落」『国立歴史民俗博物館研究報告』二二、一九八九年。

¹⁰ 『平城概報』一八―一一

¹¹ 『平城概報』二九―三六

でのほぼ同時期の木簡である⁽¹²⁾。すなわち、大飯郷は新口里・田中里・三谷里の三つの里（コザト）からなっていた。他の地域の例でも郷里制下の里（コザト）が二〜三ほど作られるのが一般的であり⁽¹³⁾、哲多郡大飯郷の下にある里（コザト）は、以上ですべてであったろう。これらがほぼ村に相当するわけである。

このように、古代の郷が三つほどの村を含むとした場合の村の空間的規模だが、さきに述べたように、大飯郷の比定地に断案があるわけではないが、高梁川支流の本郷川流域に一つの郷が求められることは間違いないので、さしあたりこれを大飯郷とすると、この範囲は現在新見市に編入されている旧哲多町域がほぼそれに相当する。近世の正保郷帳ではこの範囲は、十三か村からなり、近代に入って市町村制が施行された段階で、本郷村・新砥村・萬歳村の三つの村に編成された。もとより、近代の三か村の領域が古代の村に相当するなどと言うつもりは毛頭ないが、おおよそ、山に囲まれたこの地域の村が、この程度の空間的規模を持っていたであろう事を推測することは可能であろう。おそらく、日常的な人々のムレはかなり小さいものであり、そうしたムレがいくつか集まって集落を構成し、その上に村が形成されたのであろう。

二 「村」の景観と構成

古代の村の内部景観について、備中の事例からは離れるが、少々大胆に復原してみたい。

まず、これまであまり言及されることがないのだが、村の人口規模についてふれてみよう。おおよそ、一戸あたり二〇人程度で構成されるとして、一つの里（郷、五〇戸）で千人程度の勘定となる。正倉院には大宝二年（七〇二）の戸籍がいくつか残されており、なかでも最も整った形で残されたのが、御野国（現在の岐阜県）の加毛郡半布里戸籍である⁽¹⁴⁾。半布里戸籍は、冒頭に欠落があり全部で五十八戸からあったと推定されるが、総計一一九人分の記載がある。こうした里（郷）の内部に、自然に形成された村が三つほど含まれたと考えられるので、古代の自然的な人のまとまりである村の人口規模は三百人強といったところになる。おおよそこの程度の人口規模で古代の村は構成されていた。

こうした村の内部だが、吉田孝をはじめとする通説的理解では、一般的な農民層の場合、イエは存在するが、継承の対象となるようなヤケが全社会的に形成されるようになるのは中世以降であり、古代では居住する建物としてのイエのみが存在すると考えられている⁽¹⁵⁾。しかし、この点について、山尾幸久は民衆レベルで「宅」と表現される居住単位がみえることを重視し、古代において、「百姓の『宅（イへ）』とは、『家』『烟』の者が『住居ふ』廬舎などの建物があり一定の区画を持つ『私』の『宅地』であって、地『主』に対して面

¹² 鎌田元一「靈龜元年式と郷里制」『律令公民制の研究』塙書房、二〇〇一年。

¹³ 養老五年下総国葛飾郡大嶋郷戸籍でも甲和里・仲村里・嶋俣里の三里から構成されていた（『大日本古文書』（編年文書）一一二九一）。

¹⁴ 『大日本古文書』（編年文書）一一五七～九六。

¹⁵ 吉田孝『律令国家と古代の社会』前掲。

積ごとの『価』直が支払われた。『質』入れもできた」⁽¹⁶⁾ ことを主張する。本報告でも山尾の視点を支持するものだが、別の観点からこの点にふれてみたい。

そこで興味深いのが、『続日本紀』の災害被害に関する記事である。

- ① 霊亀元年（七一五）五月乙巳条「遠江国地震。山崩壅_レ龜玉河_一。水為_レ之不_レ流。經_一数十日_一潰。没_一敷智・長下・石田三郡民家百七十余区_一、并損_レ苗。」
- ② 天平十六年（七四四）五月庚戌条「肥後国雷雨、地震。八代・天草・葦北三郡官舎、并田二百九十余町、民家四百七十余区、人千五百廿余口被_レ水漂没。山崩二百八十余所、圧死人卅余人。並加_一賑恤_一。」
- ③ 天平勝宝五年（七五三）九月壬寅条「摂津国御津村、南風大吹、潮水暴溢、壊_一損廬舎一百十余区_一、漂_一没百姓五百六十余人_一。並加_一賑恤_一。仍追_一海浜居民_一、遷_一置於京中空地_一。」
- ④ 天平宝字八年（七六四）十二月是月条「西方有_レ声。似_レ雷非_レ雷。時当_一大隅・薩摩两国之堺_一、烟雲晦冥、奔電去来。七日之後乃天晴。於_一甕島信爾村之海_一、沙石自聚、化成_一三島_一。炎氣露見、有_レ如_一冶鑄之為_一。形勢相連、望似_一四阿之屋_一。為_レ島被_レ埋者、民家六十二区、口八十余入。」
- ⑤ 宝龜三年（七七二）十月丁巳条「大宰府言上、去年五月廿三日、豊後国速見郡敵見郷、山崩填_レ澗、水為不_レ流。積_一十余日_一忽決。漂没百姓卅七人、被_レ埋家卅三区。詔免_一其調庸_一、加_一之賑給_一。」

このうち、まず①の事例は地震による山崩れで龜玉川（天竜川）が塞がり、川の水位が上昇し、それが決壊して流域の民家一七〇余区と苗に被害が出たことを示す。②は肥後国の地震で、この場合、恐らく津波が発生したものと想定されるが、有明海沿岸の八代・天草・葦北三郡で官舎をはじめ、民家四七〇余区と一五二〇余人が漂没したこと、各地で山崩れがあり、圧死者の出たことを示す。③は、上町台地西縁に位置する海浜集落である摂津国御津村が台風による高潮の被害にあったことを示す。この場合廬舎一一〇余区と五六〇余人の被害が計上されている。④は桜島の噴火によるもので民家六二区と八〇余人に被害がでたことを示す。⑤は豊後国での山崩れの事例で、①と同様、川を塞ぎ一〇日後に決壊して、四七人と四三区に被害のあったことを示す。

ここで注目したいのは、被害の計上の仕方でいずれも「民家」・「家」・「廬舎」とされていること、さらにそれらがいずれも「区」として表現されていることである。③の御津村の事例では「廬舎」とあるが、これは離れた田地を耕作するための仮廬などではなく、村の内部に存在する「民家」と同義であろう。このように百姓の居住空間は「区」として表現されるのであり、こうした「区」は汎社会的に存在したのである。

ちなみに、この「家一区」についてだが、これは多くの史料が物語るように、主屋とそれに付随する雑屋・蔵などから構成され、場合によっては門屋などもある、区画された居

¹⁶ 山尾幸久『日本古代国家と土地所有』前掲。

住の施設である。例えば、延暦七年の「大和国添上郡司解」¹⁷⁾には、次のようにある。

(端裏書 略)

添上郡司解 申売買家立券文事

家壺区地肆段伯歩〈東限稻城王家中垣 南限中道 西限大春日朝臣難波麻呂家中垣
北百姓口分田陌〉

在物〈桧皮葺板敷屋二字〈各四間 在東庇〉草葺椽一字 板屋三字〈二各五間 一三
間屋形屋〉門屋一基〉在部下春日郷

右、得右京六条三坊戸主従七位上勳八等尋来津首月足解状稱、己家充価直銭壺拾貫文売
与左京五条一坊戸主正六位上小治田朝臣豊人戸口同姓福麻呂已畢、望請、欲依式立券者、
郡依辞状勘問知実、仍勅売買兩人署名、申送如件、以解

延暦七年十二月廿三日

(略)

この例は、従七位上の位階を持つ尋来津首月足が小治田朝臣福麻呂に「家一区」を売り渡したもので、一般的な農民層の「家」とは言い難いが、この「家一区」は、桧皮葺板敷屋二字・草葺椽一字・板屋三字・門屋一基から構成されていた。門屋があることから、垣で区画されていたのであったろう。もとより、こうした立派な家をすべての人々が所有していたかは別にして、関和彦¹⁸⁾や山尾幸久が主張するように、大なり小なり、主屋と幾分かの作業小屋などの施設、さらに垣などにより区画された空間が存在したと考えられる。このような空間が「家一区」なのであり、作業小屋なども付随したことから、日常的な消費や労働の単位として、こうしたまとまりが機能していたのであろう。

「家一区」の具体的姿を示すものとしてやはり参考になるのが、六世紀中葉の榛名山の噴火により軽石が堆積して一挙に埋没した群馬県北群馬郡子持村の黒井峯遺跡・西組遺跡、六世紀前半の榛名山の噴火による火砕流で埋没した群馬県渋川市の中筋遺跡などの例である。黒井峯遺跡の場合、Ⅰ—Ⅵ群・Ⅳ群・Ⅶ群の三群に明瞭であるが、これらは、柴垣・道・うね状遺構などにより区画され、数棟の平地式住居と冬用の竪穴住居から構成される建物群をなしていた。柴垣などは簡素なものであり、頻繁にその構成を変え、作り直されていたと考えられるが、こうした区画された空間こそが一区として数えられるのであろう。山尾幸久は、おおよそ30m×30m(900㎡、300坪弱)、40m×40m(1600㎡ 四八〇坪強)程度を当時の居住空間と推定しているが、この程度の広さで「家一区」が構成されていたと考えられる。

そして、この「家一区」の居住人数だが、先ほどの災害記事で注意したいのは、②と③の事例である。まず②の場合、雷雨と地震であるが、民家四百七十余区と人千五百廿余口が漂没していることで、民家の被害と被災者数に密接な関連があるとするならば、一区あたりの被害者数は約三・二三人となる。③の場合、台風による南風が大いに吹いて、高潮

¹⁷⁾ 『平安遺文』五

¹⁸⁾ 関和彦『日本古代社会生活史の研究』校倉書房、一九九四年。

が暴かに発生し溢れることで、廬舎一百十余区を壊損し、百姓五百六十余人が漂没するのだが、これも民家の被害と被災者数に密接な関連があるとするならば、一区あたりの被害者数は約五・〇九人となる。他の事例は、俄に発生したものではないので、被害区数と被害者数の相関が低いと考えられるが、②と③の事例は、いずれも一瞬にして起きた災害の被害区数と被害者数を示しており、両者の相関はそれなりに高いものと判断できる。つまり、一区あたりの人口は、平均して三人から五人程度の比較的少ない数を示していることに注意したい。もとよりこれらの区と被災者数が完全対応するわけではないのだが、少なくとも二〇人規模からなる戸をなすほどの数にならないことは確実である。

黒井峯遺跡のⅠ—Ⅵ群のC49平地式住居（四〇・三㎡、約一二坪）の居住人数は、三人から五人と推定されるが、Ⅰ—Ⅵ群の場合、住居と推定される平地式建物は三棟から四棟よりなるので、十数人が居住していたことになるだろう。また周囲のⅡ群・Ⅲ群・Ⅶ群などでは二人から三人程度と推定され、これらの規模は小さい¹⁹⁾。これらの群をそれぞれどのようなものとして理解するか、また相互の関係をどのように理解するか、考古学的データから論じることは困難であり、この点に踏み込むことはできないのだが、仮に、一つの村の人口が三〇〇人程度であるとする、おおよそ六〇区から一〇〇区程度の単位で一村を構成していたことになる。人口一〇〇〇人で一里（郷、五〇戸）が構成されていたことを前提とすると、人口三〇〇人あまりの村には、戸主に相当するものが一六～一七人ほど存在したはずだから、こうした男性の家一区と、非戸主層の家一区が複数、計算上三から五で一つの戸に相当することになる。おおよそ複数の「家一区」が選択され、戸が編成されていたものと考えられる。

三 古代社会の脆弱性

(1) 備中国大税負死亡人帳

以上が村の景観であるが、別稿で論じたように²⁰⁾、当時の人口構成や出生時平均余命の低さをふまえると、社会の流動性は高く、村の景観も絶えず変動していたと考えられる。「家一区」を構成する人と人との関係について言えば、そもそも、古代では、安定的な単婚小家族などは存在せず、配偶者を亡くした男女の離合集散が繰り返され、生き延びた男性を軸として対偶関係が再構築され、世帯が再構成されていた。人々は婚姻を通じて形成され

¹⁹⁾ この点について、関口裕子は「四、五人」（『日本古代家族史の研究』上、塙書房、二〇〇四年）、山尾幸久も「三人が多くて五人」と推定している。これらの居住人数について、関口は「Ⅱ群一三～五人、Ⅲ群一二人前後、Ⅳ群一五～六人、Ⅶ群一二人前後」と推定している。

²⁰⁾ 今津勝紀「大宝二年御野国加毛郡半布里戸籍をめぐって」（岡山大学学内共同研究「自然と人間の共生」報告書『「環境」と文化・文明・歴史』岡山大学、二〇〇三年、同「日本古代の村落と地域社会」『考古学研究』五〇一三、二〇〇三年。

た血縁関係の連鎖の中で生活しており、血縁関係の連鎖の中心に位置する成人男性を軸として、同世代のキョウダイ・イトコへと側展的に延びる血縁関係の範囲で結ばれる世帯グループ（複数の「家一区」）が、最も基本的な相互扶助の機能を担ったと考えられる。頼みとする「親はらから」の具体的な範囲はこの程度であったろう。「家一区」も頻繁にその姿を変えていたものと考えられる。

こうした社会の流動性の高さの背景には、社会基盤そのものの脆弱性があると考えられるのだが、この点を具体的に把握してみたい。まず、日本の中世後期の社会が慢性的な飢餓状態にあり、春から夏の端境期に飢饉が繰り返して起こっていたことが指摘されているが⁽²¹⁾、こうした状況は基本的に古代でも同様であった。この点で興味深いのが、次の天平十一年の備中国大税負死亡人帳の事例である⁽²²⁾。

備中国大税負死亡人帳は、天平十一年に大税出挙を受け死亡した者の負税を免除するための帳簿で、死亡人の歴名と免税額・死亡年月日が記載されている。冒頭の総計によると、備中一国、合計九郡で死亡人一百二十七人、六千四百七拾九束七把が免除されている。帳簿は全九郡のうち、冒頭の都宇郡から賀夜郡までの三郡にわたる四十四名分、全体の約三五%が残っている。一例を示すと以下の通りである。

都宇郡死亡人八人 免税六百七拾八束〔穎五百五十束 穀十二斛八斗〕

建部郷死亡人二人 免税一百六束〔穎一百束、穀六斗〕

岡本里戸丸部得麻呂口西漢人志卑売 九拾二束 天平十一年三月廿三日死

戸主建部恵師口建部猪麻呂 十四束〔穎八束 穀六斗〕 天平十一年九月十日死

河面郷死亡人三人 免税二百七十束〔穎二百六十四束、穀六斗〕

神沼里戸主津臣益磨口建部猪麻呂 一百束 天平十一年十一月十二日死

辛人里戸主秦人部稲麻呂口秦人部弟嶋 九十束〔穎八十四束、穀六斗〕 天平十一年五月廿四日死

戸主赤染部首馬手 八十束 天平十一年三月廿九日死

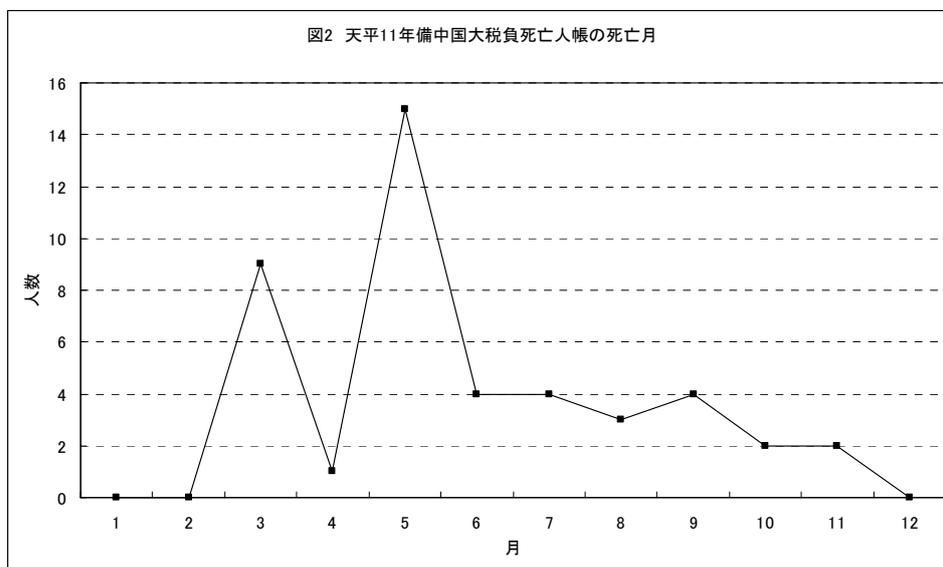
ここで注目したいのは、死亡月日である。通常、こうした日付がどの程度信憑性を持つか心許ないところだろう。国郡郷里の行政段階で一括して処理された可能性も考えられるところで、事実、三月十日を死亡月日とするものが二例、同じく五月十日とするものが同じく二例、五月二十五日とするものが三例確認できる。ただし三月十日の事例は窪屋郡三和郷市忍里の出雲部刀と賀夜郡葦守郷楯見里の出雲部小麻呂であるが、郡が異なっており、そうした操作が可能になるのは国衙ということになる。しかるに、賀夜郡葦守郷楯見里では出雲部小麻呂以外に、三月二十六日に建部臣恵師売、五月二十七日に建部気津売、六月十日に建部智麻売が死亡しており、これらはいずれも同一の里（コザト）に属するが、死亡月日が異なっている。また、同一の里（コザト）の場合でも死亡人帳の記載順序は死亡月日順にはなっていないことにも注意したい。おそらく、大税負死亡人帳の歴名は、籍帳

²¹ 田村憲美「死亡の季節性からみた中世社会」『日本中世村落形成史の研究』校倉書房、一九九四年。

²² 『大日古』二一四七～二五二

の記載に従って、籍帳の死亡注記と貸し付け帳簿とを照らし合わせて、籍帳の記載順に抜き出すことで作成されたものと考えられる。

以上のように、大税負死亡人帳の死亡月日は特別の操作を経たものではないと考えられるが、これを死亡月単位にまとめて、月ごとの件数をグラフ化したのが図二である。天平十年と天平十三年が閏年であり、天平十一年は十二箇月からなっており、このグラフは一年十二箇月での死亡人の分布を示している。天平期には五年・九年・十九年・二十年と大規模な飢饉が発生するが、天平十年と天平十一年は安定していたらしく、天平十年八月には天平七年から天平九年にかけての疫病で疲弊していた山陽道諸国での借貸が停止され、正



税出挙が復旧されている⁽²³⁾。この後、『続日本紀』には特記されるような記事はなく、天平十一年秋に入って、「方今孟秋、苗子盛秀」なので、「風雨調和、

年穀成熟」のため、天下諸寺に五穀成熟経の転読と、七日七夜の悔過が命じられているように⁽²⁴⁾、天平十一年は豊作だったらしい。このように、天平十年から十一年にかけては、まれにみる安定した年であり、備中国は飢饉に見舞われていないのであるが、このグラフで注目されるのは、夏五月に死亡数が突出していることである。

このように五月に死亡数が集中することの背景には、「夏時に至りて、必ず飢饉あり」と表現される状況が存在したものと考えられる（『類聚三代格』卷十九、弘仁一〇年六月二日官符所引弘仁十年三月十四日官符）⁽²⁵⁾。事実、『続日本紀』の飢饉にともなう賑給の記事を発生月ごとにまとめると、田村憲美が中世の事例から推定した春から夏にかけての死亡曲線とほぼ同様のものとなる⁽²⁶⁾（図三）。すなわち、田村が指摘した中世後期の慢性的飢餓状態は、基本的に古代社会にも当てはまるものであった。そして、同様の分析を先駆的に

²³ 『続日本紀』天平十年八月甲申条。

²⁴ 『続日本紀』天平十一年七月甲辰条。

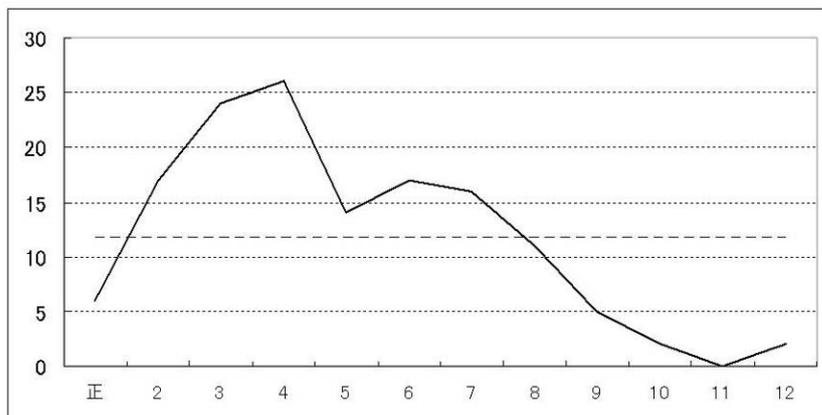
²⁵ 律令国家は「夏の乏しき」を過ごすため麦の栽培を奨励している（『類聚三代格』卷十九、弘仁一〇年六月二日官符所引天平勝宝三年三月十四日格）。

²⁶ 藪井真沙美「八世紀における賑給の意義と役割—飢疫記事からみた賑給制度—」二〇〇六年度岡山大学文学部卒業論文。

行った新村拓は、平安末にいたる上中級官人の死亡月や疫病発生の記録を集計すると、「疫病は三月から五月に多く発生し、死亡は五月から七月に多い」ことを指摘しているが⁽²⁷⁾、史料上「飢疫」と表現されるように、飢饉が発生すると、必然的に疫病が蔓延し、多くの人が亡くなったのである。春から夏にかけて、慢性的な飢饉状態にあるわけで、それにともない疫病に見舞われるのである。これが古代社会の基礎的条件であった。

疫病の内容はよくわからないが、飢饉状態では栄養状態が悪化し抵抗力も弱まる。また、悪食も行われたであろう事は想像に難くない。古代の疫病については、天平九年の天然痘の大流行はよく知られるところだが、医疾令 25 典薬寮合雑薬条では「典薬寮、每_レ歳量_一合傷寒・時気・瘧・利・傷中・金創・諸雑薬_一。以擬_一療治_一。〈諸国准此。〉」とあるように、典薬寮と諸国が常に準備すべき薬として、傷寒・時気・瘧・利・傷中・金創の諸薬をあげている。このうち、傷寒は寒気による熱の病、時気も四季の気候変化に反して起こる時々

の病であるが、瘧はハマダラカが媒介するマラリア原虫による感染症であり、利は赤痢菌感染による下痢や発熱などの症状、傷中は内臓の疾患とされており、これらがきわめて普遍的な疾病であった⁽²⁸⁾。



藪井真沙美「八世紀における賑給の意義と役割—飢疫記事からみた賑給制度—」2006年度岡山大学文学部卒業論文

図3 『続日本紀』の飢饉記事月別件数

(2) 貞観年間の早魃と疫病

では、古代の飢饉と疫病は地域社会にどのような作用をもたらしたのか、この点を検討してみたい。貞観八年（八六六）に備中国北部の哲多・英賀郡を旱と疫病が襲う。

『日本三代実録』貞観八年（八六六）十月八日条には、

備中国哲多・英賀両郡百姓給_一復二年_一。以_一旱疫_一也。

とある。すなわち、哲多郡と英賀郡で旱による飢饉と疫病が発生し、二年間の租税免除を認めているのだが、この記事だけでは、その内容がよくわからない。しかるに、この記事に関連するのが、三善清行が著した『藤原保則伝』の記述で、

「旱し、田畝尽くに荒れたり。百姓飢饉して、□相望り。群盜公行し、邑里空虚し。

²⁷ 新村拓『日本医療社会史の研究』法政大学出版局、一九八五年。

²⁸ 服部敏良『奈良時代医学史の研究』吉川弘文館、一九四五年。

英賀・哲多の両郡は、山谷の間にありて、府を去ること稍遠し。郡の中の百姓は或いは劫掠して相殺され、或いは租を逋れて逃散す。境の内の丘墟には、単丁もあることなし。前守朝野貞吉は苛酷をもって治めたりき。郡司、小さき罪あれば鉗鉞を着け、人民纖毫を犯せば、捕へて案へて殺しつ。囚徒は獄に満ち、仆れし骸は路を塞ぎぬ」とある²⁹。『藤原保則伝』は、寛平五年（八九三）に備中介として赴任した三善清行が、以前に備中に赴任していた良吏、藤原保則の伝記をまとめたものである³⁰。『公卿補任』によると保則は、貞観八年（八六六）に備中権介に任じられ、同十三年備中守に昇任し、貞観十六年には備前権守に転じ、翌十七年帰京しており（寛平四年条）、保則伝の記述は、貞観八年の哲多・英賀郡での被害を記したもので、保則が備中権介として赴任した際の出来事である。

名文家の三善清行の筆になるため、どこまで事実を伝えたものか慎重に考える必要があるが、保則伝の記述で注目したいのは次の二点である。第一に、「早し、田畝尽くに荒れたり。百姓飢饉して、口相望めり。群盜公行し、邑里空虚し」とあるように、飢饉に際して、盜賊が発生していたとあることで、この点については、『書紀』推古卅四年是歲条にも「自三月至七月、霖雨。天下大飢之。老者噉草根、而死于道垂。幼者含乳、以母子共死。又強盜・窃盜、並大起之、不可止」とあり、こうした現象は普遍的なことであった可能性がある。古代の強盜・窃盜の実態についてはよくわからないが、それぞれ賊盜律三四条と三五条に量刑が定められており、これらはいずれも赦の例に含まれず、嚴罰をもって処されていた。

第二に、保則伝には、哲多・英賀郡では人々が「租を逋れて逃散す。境の内の丘墟には、単丁もあることなし」とあるように、人々が逃散し郡内に人影がなくなったとあることが注目される。飢饉に際して、人々がより豊かな地域に移動することは、近世でも見られることで、この場合もそのようにも理解できるが、その他に人々が山に入っていた可能性も考えられる。例えば、これは中世の事例だが、正嘉三年（一二五九）の飢饉に際して、鎌倉幕府は、「諸国飢饉之間、遠近侘傺之輩、或入山野、取薯蕷・野老、或臨江海、求魚鱗・海藻、以如此業、支活計之処、在所之地頭堅令禁遏、云々、早止地頭制止、可助浪人身命也（下略）」との命令を下し（鎌倉幕府追加法（三二三））、飢えた人々が山野河海に入り、薯蕷・野老・魚鱗・海藻などの食糧を採集することを認めている。また、菊池勇夫が指摘するところによると、近世の飢饉に際しては、藩は、留山を御救山として

²⁹ 藤原保則伝は日本思想大系『古代政治社会思想』岩波書店、一九七九年による。

³⁰ 保則が帰京するに当たり、「両備の民、悲しび号きて路を遮りつ。里老村媪の頭に白髪を戴けるは、各酒肴を捧げて、道の辺に拝伏せり」（伝）という状況であったという。保則の功績については、「公任に到りし初め、施すに仁政をもてし、その小過を宥るしその大体を存せり。徒隸を放散して、遍く賑貸を加え、農桑を勸督めて、遊費を禁め止めつ。ここに百姓、極負して来り附くこと帰るがごとし。田園尽くに闢け、戸口殷盛なり。門は夜の扃をせず、邑は吠ゆる狗なし。府蔵多く蓄へ、賦税倍入りぬ。遂に、租税の返抄を受くること卅四箇年、調庸の返抄を受くること十一箇年なり」とあるように、徳化と仁政、未納の返済を実現した典型的な良吏とあってよいだろう（佐藤宗諱「良吏を育んだ吉備」（門脇禎二・狩野久・葛原克人『古代を考える 吉備』吉川弘文館、二〇〇五年）。

開放し、人々はそこで燃料や食糧を調達するなどしていた⁽³¹⁾。さらに、六車由実は、東北地方を襲った昭和初期の飢饉を分析し、代用食を探しに、老若男女、子どもがこぞって山へと入り、草の根や木の実、木の葉を懸命に採取していたこと、それが近世以来の一般的な行動であることを指摘している⁽³²⁾。

この点に関連して、『宇津保物語』俊蔭には、「親はらからもなく、使フ人もな」い仲忠母子が、「里にはすべき方もなければ」として、山中の杉の木空洞（うつほ）を住処に、「薯蕷、野老を掘りて、木の実、葛の根」を食することで命をつなぐ話が見えるが、飢饉に際しての生活も同様のものであったろう。哲多・英賀郡は、いずれも山がちな地域であり、保則伝の表現がどれだけ実態を反映しているか心許ないところもあるが、当時でも飢饉に際して、山に入ることは行われていたと考えられる。この記述が、古代における、そうした飢饉に際しての山入りの慣行の存在を示す可能性のあることを指摘しておきたい。

このように貞観八年の旱による飢饉と疫病でこの地域には少なからぬ被害が発生していたことは確実であるが、その被害の程度を推測させる史料がある。まずこの貞観八年の被害は哲多・英賀郡といった備中国北部に局限されるものではなく、貞観年間に諸国で頻発した飢饉と疫病の一環であり、貞観年間には全国で疫病が大流行していた。表は、貞観年間の疫病発生を示す記事の一覧であり、それを国別に件数をまとめて旧国単位の日本地図

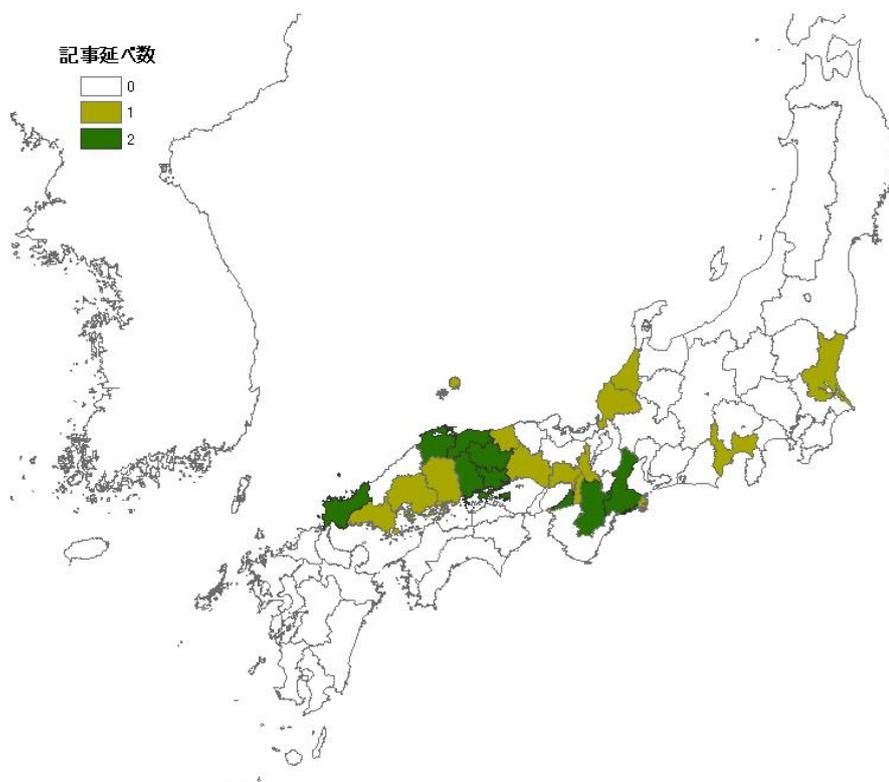


図4 貞観年間の飢饉発生国

³¹ 菊池勇夫『飢饉の社会史』校倉書房、一九九四年。同『近世の飢饉』吉川弘文館、一九九七年。

³² 六車由実「飢饉と救荒食」『いくつもの日本IV さまざまな生業』岩波書店、二〇〇二年。

上に示したのが、**図四**である。

まず貞観五年（八六三）正月廿七日に、御在所及び建礼門・朱雀門で災疫を攘くため大祓が行われ、飢病尤も甚だしとして京中で賑給が行われるが、「自_二去年冬末_一、至_二于是月_一、京城及畿内畿外、多患_二咳逆_一、死者甚衆矣」という有様だった⁽³³⁾。この場合、咳逆（しわぶきやみ）とされる呼吸器系の疾患が流行しているのだが、咳逆はその後も収まることなく、こうした疫病をもたらしたのは怨霊の仕業として、ついには平安京の神泉苑で怨霊を鎮めるための御霊会が執り行われるに至る。よく知られるように、御霊会では、政治的に失脚して非業の死を遂げた早良親王以下、橘逸勢・文室宮田麻呂など六人の霊が祀られた。

貞観六年に入っても、疫病はさらに拡散し、「今疫死百姓、無国不申」という状況になるのだが⁽³⁴⁾、なかでも山陽・南海の被害が深刻だったようで、十一月には「勅令_下五畿内并山陽南海両道_一、預鎮_二謝疫癘_一、兼転_中読般若大乘_上」せしめている⁽³⁵⁾。この後、貞観七年・八年にかけて、伊勢・志摩・因幡・出雲・隠岐・美作・備前・備中といった国々で疫病の被害が発生するが、これが哲多・英賀郡をおそった疫病である。備中国の哲多・英賀郡といった北部にこの被害が認められ、隠伎・出雲・因幡・美作に被害が出ていることを考えると、山陰側に被害の中心があったことが考えられるだろう。

この疫病の被害だが、備中国哲多郡と英賀郡の被害を示す先の『日本三代実録』の記事では内容がわからないのだが、これに関連する隠伎国の被害について『日本三代実録』貞観十二年（八七〇）八月五日乙酉条は次のように伝える。

免_二除隠岐国貞観七八両年疫死百姓三千一百八十九人_一。

『国史大系』の編者は、この条について「九人、此下恐脱文」と注しているが、このままでは貞観十二年に貞観七年・八年の疫死者の一体何を免除するのか不明であり、脱文があると考えてよい。恐らく、負税などが免除されたものと思われるが、ともあれ、ここから、貞観七年と八年の二カ年で隠岐国では三千一百八十九人が死亡したことが判明する。ここまで細かい数字が判明するのは稀有な事例である。

当時の隠岐国の総人口を正確に知ることはできないのだが、『和名類聚抄』では、隠岐国は四郡からなり、合計十一郷で構成されていた。一郷の人口をほぼ千人前後と仮定すると、最大で一万千人といったところだろうか。おおよそ、人口の三割が疫病でなくなった計算になる。また二カ年の死亡者数約三千二百人を二で除して、単年度の死亡者数と仮定すると、千人あたり百六十人程度の死亡率となるが、これは大宝二年戸籍での推計、千人あたり三十五人という死亡率の約四倍にのぼる⁽³⁶⁾。当時の大規模な疫病の脅威をうかがわせるに十分な数字である。天明の飢饉に際して、八戸藩の人口は半減したと推定されているが⁽³⁷⁾、

³³ 『日本三代実録』貞観五年正月廿七日条

³⁴ 『日本三代実録』貞観六年正月廿五日条

³⁵ 『日本三代実録』貞観六年十一月十二日条

³⁶ 今津勝紀「古代の家族と共同体—関口裕子『日本古代家族史の研究』(上・下)によせて—」宮城学院女子大学附属キリスト教文化研究所『研究年報』三八、二〇〇五年。

³⁷ 菊池勇夫『飢饉』集英社新書、二〇〇〇年。

大飢饉の被害として、あり得ない数字ではないだろう。もとより、備中北部の被害を具体的な数値で示すことはできないが、これがかなりのものにのぼったであろうことは想像に難くない。

以上のように、貞観年間の飢饉は山陰地方に被害が集中し、それが備中の北部にも及んでいたのだが、別稿でふれたように、『出雲国風土記』仁多郡条にみえる阿志毘縁道は出雲から伯耆に抜けるだけではなく、備中国哲多郡への最短ルートでもあり、ここには恒常的な割が設けられていた³⁸⁾。また、備中や備後の北部に刑部や丹比部（蝮部）、額田部が広く分布するが、これらを管掌したとされる刑部臣・蝮王部臣・額田部臣を確認できるのは出雲だけであり³⁹⁾、英賀郡の刑部（小阪部）・丹比部（田治部）、哲多郡の額田部は、そうした出雲の勢力との交渉を背景に存在した⁴⁰⁾。つまり、中国山地には山陰側と関係をもつものが存在し、頻繁に人々が行き来していたと考えられるのである。

中国山地越えはどこも難所であり、冬は積雪により閉ざされ、牛馬も通わないのだが、これらの道を利用した往来がそれなりに存在したことが想定できよう。こうした往来の内容が問題だが、この地域は記紀神話にみえる須佐之男命と八岐大蛇神話の舞台であり、6世紀以降は日本列島有数の鉄生産地帯であった。須佐之男命が天より降ったとされる鳥上山周辺の山の用益を通じて人々は古くから繋がっていたものと考えられる。こうした人の行き来が疫病拡大の根底にあったのである。

おわりに

以上、備中北部を事例に、古代社会の基礎構造をなす村落や家族の在り方、それをとりまく自然的条件について述べた。

当時の生産や生活の基盤は、現在とは較べることもできないほど脆弱であり、ちょっとした自然条件の変化に左右されて飢饉が発生し、それにともない疫病に見舞われるのである。古代の出生時平均余命は、おおよそ三〇歳程度であり、生命の新陳代謝は激しく、人々は、核となる男性を軸に形成される側展的な血縁関係の連鎖の中で、寄り添うように生活していたのだが、こうした諸特徴はいずれも社会基盤の脆弱性に規定されたものであった。

古代でも飢饉時には、山野河海といった生活空間が生命をつなぐ上で、重要な役割を果たすのだが、こうした山野河海の用益と日常的な農業生産がどのような構造・関係にあったのかといった点について、必ずしも十分に明らかにされているわけではない。古代におけ

³⁸⁾ 今津勝紀「『出雲国風土記』にみえる阿志毘縁道をめぐって」（平成一四年度～平成一七年度科学研究費補助金(基盤研究(B))研究成果報告書『中山間地域における地域形成とその歴史的特性に関する総合研究—島根県石見地方の地域調査と鳥取県日野地方の被災史料救出保全活動の成果をもとに—』研究代表者 竹永三男 二〇〇六年。

³⁹⁾ 岸俊男「『額田部臣』と倭屯田」『日本古代文物の研究』塙書房、一九八八年。

⁴⁰⁾ 今津勝紀「古代吉備地域の部の分布をめぐる若干の考察」（平成一七年～平成一九年度科学研究費補助金(基盤研究(B))研究成果報告書『空間情報科学を用いた吉備中枢地域の考古学的研究』研究代表者 新納泉、二〇〇八年。

る基礎的な再生産構造の丹念な検討が求められている。

その際、人類が構成する社会の変化は、環境もふくめた所与の歴史的諸条件のもとでの選択の結果であり、自然環境の変化とそれへの適応を考慮して、その総体的な把握が目指されるべきである。これまでの歴史学がどちらかというと、人間社会に内在的にその変化を捉えてきたことから、大きく踏み出すこととなるが、そうした試みも必要になると考える。今後の課題としたい。

今津勝紀「古代の災害と地域社会－飢饉と疫病－」（大阪歴史科学協議会『歴史科学』196、2009.3）を収録。

表 貞觀年間の疫病記事一覧

年	日本三代実録	対象国	記事
貞觀元年	859 貞觀元年七月十三日	五畿内七道諸国	詔。諸国定額寺。堂塔破壊。仏經曝露。三綱檀越。無心修理。頃年水旱不時。疫癘間発。静言其由。恐縁彼咎。
貞觀二年	860 貞觀三年八月十七日	長門	長門国。去年疫癘。死者尤多。並賑給之。
貞觀三年	861 貞觀三年八月十七日	越前	越前国。百姓窮弊飢饉特甚。
貞觀四年	862 貞觀四年七月二日	常陸	常陸国河内・信太・鹿島・那賀・多珂五ヶ郡。頻年水旱疾疫、給復二年。
貞觀五年	863 貞觀五年正月廿一日	天下	停内宴。以天下患咳逆病也。
貞觀五年	863 貞觀五年正月廿七日	京城及畿内畿外	於御在所及建礼門。朱雀門。修大祓事。以攘災疫也。賑給京師飢病尤甚者。自去年冬末。至于是月。京城及畿内畿外。多患咳逆。死者甚衆矣。
貞觀五年	863 貞觀五年二月廿一日	大和・和泉	大和・和泉両国飢疫。賑給之。
貞觀五年	863 貞觀五年四月三日	伯耆	先是。伯耆講師伝燈法師位僧賢永奏言。年来五穀不登。百姓窮弊。加之疫病頻発。死亡者衆。
貞觀六年	864 貞觀六年七月十一日	加賀・出雲	加賀・出雲両国疾疫。
貞觀六年	864 貞觀六年十一月十二日	五畿内・山陽・南海	勅令五畿内并山陽南海両道。預鎮謝疫癘。兼転読般若大乘。以神祇官奏言彼諸国可有天行也。
貞觀六年	864 貞觀六年十二月十日	駿河	駿河国言、駿河郡帶三駅二伝。(略)、年来疫旱荐臻。課丁欠少。因而駅伝子等不能満数。郡民凋残。莫甚於此。
貞觀七年	865 貞觀七年二月十三日	出雲	出雲国言、衰弊年久。黎元凋残。疫癘数発。稼穡不登。護国安民般若之力。攘災招福経王之助。
貞觀七年	865 貞觀七年四月五日	内外	去年天下患咳逆病。今年内外疫氣有萌。故転経攘之。
貞觀八年	866 貞觀八年閏三月	美作	美作国飢疫。賑給之。
貞觀八年	866 貞觀八年五月廿六日	伊勢	大神宮司言。頃年国内疫病繁発。神郡百姓病死者衆。経触邪穢。無人駈役。
貞觀八年	866 貞觀八年五月廿七日	備前	備前国旱疫。以正税十万束仮貸窮民。
貞觀八年	866 貞觀八年六月朔	伊勢・因幡	伊勢・因幡国飢疫。並賑給之。
貞觀八年	866 貞觀八年六月廿一日	志摩	志摩国飢疫。以尾張国正税穀賑給之。
貞觀八年	866 貞觀八年十月八日	備中	備中国哲多英賀両郡百姓給復二年。以旱疫也。
貞觀八年	870 貞觀十二年八月五日	隱岐	免除隱岐国貞觀七八両年疫死百姓三千一百八十九人。

貞觀 12 年	870	貞觀十二年十月廿五日	伯耆	伯耆国飢。疫死者衆。優復河村。久米。会見。日野四郡百姓一年。
貞觀 14 年	872	貞觀十四年正月廿日	京邑	是月。京邑咳造病發。死亡者衆。人間言。渤海客来。異土毒氣之令然焉。
貞觀 15 年	873	貞觀十五年十二月朔	大宰府	大宰府廓中飢疫。賑給之。
貞觀 18 年	876	貞觀十八年七月十一日	丹後・美作	丹後・美作两国飢疫。賑給絶乏戸。

4 八世紀における賑給の意義と役割

—飢疫記事からみた賑給制度—

藪井 真沙美

はじめに

日本律令国家における賑給制度とは、政府が稲穀などを一般公民を対象として支給する制度のことであり、即位、立太子、祥瑞出現などの国家の大事や慶事、または災害、飢疫などを契機として実施された。本報告では、この賑給制度について、律令制度が確立し、賑給制度が本格的に開始された八世紀を中心に、その実態を検討し、その意義について考察する。

賑給に関する研究は、これまでも重ねられてきたのだが、その先駆的なものに、瀧善成氏の「賑給・借貸制度に就て—日本社会政策史の一齣—」がある¹。瀧氏の研究は、賑給制度を社会政策・救済制度として捉え検討したものである。また、賑給制度の包括的な実態の解明を目指したのが、舟尾好正氏の「賑給の実態に関する一考察」であり²、そこでは、賑給の契機を二大別した上で、賑給実施に関する数量的分析を行い、支給対象者や支給量など在地における賑給の姿が明らかにされた。舟尾氏の研究では、古代の賑給が、王化思想・徳治主義といった儒教的色彩を帯びること、また一方で在地支配者層が実施権を持ち、私的な支配力を強化・拡大する上で効果的であったこと、などが指摘されている。

舟尾氏の議論をうけて、一九八〇年代には賑給研究が活況を呈する。まず玉井英夫氏が賑給のイデオロギイ的側面に着目し³、寺内浩氏の「律令制支配と賑給」が、それを受けて、律令財政史研究の一環として、租税の運用面（経費論）から賑給を論じられている⁴。寺内氏は、八世紀にはイデオロギイ的性格を強く持っていた賑給が、九世紀には再生産機能を果たす飢疫民救済政策に変化し、つまりは勸農政策が消極的なものから積極的なものへと変化していったことを主張されている。この後も何点か賑給に関する

¹ 『史苑』9-1 1935

² 大阪歴史学会編『古代国家の形成と展開』吉川弘文館 1976

³ 玉井英夫「賑給について」（舟ヶ崎正孝先生退官記念会編『畿内地域史論集』舟ヶ崎正孝先生退官記念会 1981）

⁴ 『日本史研究』241 1982

論文が発表されたが⁵、律令財政史の研究自体が下火になったこともあり、八・九世紀の賑給制度に関しては寺内氏の説が現在一応の通説となっている。

これまでの賑給に関する研究は、詔勅で明示される国家の大事・慶事による賑給と、天変地災による賑給を分析の対象としながらも、主として、史料の豊富な前者が主たる検討の対象となってきた。そのため、必然的に賑給に伴う王化思想や徳治主義などのイデオロギー的側面が強調されてきたのであるが、賑給の果たした意義を考えるならば、後者の天変地災に関する賑給もふくめて、賑給が人々の実際の生活にとって、どのような意味をもったかを明らかにする必要があるだろう。

そこで、本報告では、『続日本紀』など六国史に頻出する「某国飢。賑給之」といった単純な賑給記事を対象として、八世紀を中心に、古代の疫病や飢饉に際して、賑給がどのような意味をもったか、を考えることとしたい。

第一章 疫病と賑給

第一節 天平九年の疫病流行

『続日本紀』の記事の中で、契機が国家の慶事・大事以外での賑給の大半は、飢饉と疫病による賑給である。さしあたり、本章では、まず疫病の流行に際して、実施された賑給について検討してみたい。

表1は、福原栄太郎氏が作成した『続日本紀』にみえる疾疫記事一覧表を一部改変したものである⁶。全部で七十六例ある。網掛けしている項目は詔勅が発せられた記事であり、地域と内容の項で国名のみが記されているものは、「○○国疫」といった形式の記事である。記事をそれぞれ分類すると、七十六例の内、天下や諸国というように疾疫の流行が全国的なものが十六例、大宰府など一定の区域で把握されているものが七例、国単位で把握されているものが四十五例、その他が九例となる。

この表を一見して気づくことは、疫にたいする施策が前半では「給薬」（または「給医薬」）が圧倒的に多いのに対して、後半では賑給が大多数を占めている。このことについて、寺内氏は、薬の支給も「賑給」と記した、つまり単なる表記上の変化だと述べているが、例えば慶雲二年に諸国二十カ国で起きた疫の際には「加医薬」と「賑恤」が同時に行なわれており、表中には同様の例が他に二例ある。よって給薬と賑給は異なる施策と見る福原氏の意見が妥当であると考えられる。

⁵ 高井佳弘「賑給の制度と財源一特に8世紀を中心として」（『史学論叢』10 1982）、山里純一『律令地方財政史の研究』吉川弘文館 1991 第3編第5章「賑給費」など。

⁶ 福原栄太郎「天平九年の疫病流行とその政治的影響について」（『神戸山手大学環境文化研究所紀要』4 2000）

表 1 『続日本紀』の疾疫記事

元号	年	月	日	地域と内容	施策
文武	2	3	丁卯	越後	給医薬
	2	4	壬辰	近江・紀伊	給医薬
	4	12	庚午	大倭	賜医薬
大宝	2	2	庚戌	越後	遣医薬
	2	6	癸卯	上野	給薬
	3	3	戊寅	信濃・上野	給薬
	3	5	丙午	相模	給薬
慶雲	元	3	甲寅	信濃	給薬
	元	夏		伊賀・伊豆	給医薬
	2	是年		諸国二十	加医薬・賑恤
	3	閏正	庚戌	京畿・紀伊・因幡・参河・駿河	給医薬
	3	閏正	乙丑	天下疫病	禱祈神祇
	3	4	壬寅	河内・出雲・備前・安芸・淡路・讃岐・伊予	遣使賑恤
	3	是年		天下諸国疾疫	始作土牛大儺
	4	2	乙亥	諸国	遣使大祓
	4	4	丙申	天下飢疫。丹波・出雲・石見尤甚	加賑恤。奉幣帛諸社。京畿諸国寺読経。
	4	12	戊申	伊予	給薬
和銅	元	2	甲戌	讃岐	給薬
	元	3	乙未	山背・備前	給薬
	元	7	丁酉	但馬・伯耆	給薬
	2	正	戊寅	下総	給薬
	2	6	甲午	上総・越中	給薬
	2	6	辛亥	紀伊	給薬
	3	2	壬辰	信濃	給薬
	4	5	辛亥	尾張	給医薬
	5	5	壬申	駿河	給薬
	6	2	丙申	志摩	給薬
	6	4	乙未	大倭	給薬

養老	7	4	壬寅	大宰府言。日向・大隅・薩摩。兵役以後。時有飢疫	復三年
天平	5	是年		左右京・諸国（飢疫）	賑貸
	7	8	乙未	大宰府疫死者多	奉幣彼部神祇。為民禱祈。府大寺及別国諸寺。讀金剛般若經。遣使賑給。加湯藥。長門以遠諸國守若介。專齋戒道饗祭祀。
	7	8	丙午	大宰府言。管内諸国。疫瘡大發。百姓悉臥	免今年之調
	7	閏11	戊戌	災變數見。疫癘不已	大赦
	8	10	戊申	大宰府所管諸国（去冬疫瘡）	免田租
	9	4	癸亥	大宰管内諸国（疫瘡時行）	奉幣帛・部内諸社祈禱。賑恤貧疫之家・給湯藥
	9	5	壬辰	四月以來。疫早並行	山川祈禱。奠祭神祇。・禁酒斷屠・賑給・大赦
	9	6	甲辰	百官官人患疫	廢朝
	9	7	丁丑	大倭・伊豆・若狹（飢疫百姓）	賑給
	9	7	壬午	伊賀・駿河・長門（飢疫之民）	賑給
	9	7	乙未	天下（疫氣多發）	大赦
	9	8	甲寅	自春已來。災氣遽發。天下百姓死亡實多、百官人等闕卒不少。	免租賦。百姓宿負公私稻
	9	是年		是年春。疫瘡大發。初自筑紫。經夏涉秋。公卿以下天下百姓。相繼沒死不可勝計。	
	13	3	乙巳	頃年年穀不豐。疫癘頻至。	国分寺・国分尼寺建立
	19	4	己未	紀伊（疫旱）	賑給
天平勝宝	元	2	丙午	石見	賑給
天平宝字	4	3	丁亥	伊勢・近江・美濃・若狹・伯耆・石見・播磨・備中・備後・安芸・周防・紀伊・淡路・伊予	賑給
	4	4	丁巳	志摩	賑給
	4	5	戊申	頃者。疾疫流行。黎元飢苦。	賑給
	6	8	乙丑	陸奥	賑給
	7	4	癸未	壹岐	賑給
	7	5	癸丑	伊賀	賑給
	7	6	戊戌	摂津・山背	賑給
	7	8	辛未	飢疫・疾疫	左右京・五畿内・七道諸国。免田租

	8	3	癸卯	志摩	賑給
	8	4	辛未	淡路	賑給
	8	8	甲戌	山陽南海二道（旱疫）	
	8	8	丙子	石見	賑給
宝亀	元	6	甲寅	京師・畿内	京師四隅。畿内十堺祭疫神
	元	6	乙卯	京師（飢疫）	賑給
	元	7	戊寅	但馬	賑給
	2	3	壬戌	天下諸国	祭疫神
	3	6	癸亥	讃岐	賑給
	4	5	己丑	伊賀	遣医
	4	7	癸未	天下諸国	祭疫神
	5	2	壬申	天下諸国	一七日読経於天下諸国。攘疫気
	5	4	己卯	天下諸国	雖加医療。猶未平復。咸令念誦摩訶般若波羅蜜
	6	6	甲申	畿内諸国	遣使祭疫神於畿内諸国
	6	8	癸未	五畿内	祭疫神於五畿内
	8	2	庚戌	五畿内	遣使祭疫神於五畿内
	9	3	癸酉	畿内	於畿内諸界祭疫神
	11	3	乙酉	駿河	遣使賑給
	11	5	乙亥	伊豆	賑給
延暦	元	7	丙午	今年有疾。天殍之徒不少	大赦。加賑恤
	4	5	辛酉	周防（飢疫）	賑給
	9	11	己丑	坂東諸国（軍役・疫旱）	免今年田租
	10	5	乙丑	天下諸国（疫旱）	停節会

給薬と賑給が異なる施策であるとする、その転換は何を意味するのか。表1を見ると施策として、天平以前は給薬が多く、天平九年を最後として、給薬の例は見られなくなる。代わって、天平以降は賑給が多くなり、このことから給薬から賑給へ変化するのが天平期であることがうかがえる。では天平期に何が起きたのだろうか。福原氏が指摘しているのは、給薬の最後の例がある天平九年に起きた疫病流行である。そこで、天平九年の疫病について見てみたい。

天平九年の疫病流行については、服部敏良氏⁷や新村拓氏⁸などの研究があり、また医史学の面からも富士川游氏⁹などの研究が多く残されているが、ここでは詳細な検討

⁷ 『奈良時代医学の研究』科学書院 1980

⁸ 『日本医療社会史の研究』法政大学出版局 1985

⁹ 『日本疾病史』平凡社 1969

は避けて、簡単にあらましを掴んでおくこととする。なお、繰り返し「天平九年」の疫病流行と述べたが、その二年前の天平七年にも大規模な疫病流行が起きていて、これまでの研究では、これら二つの疫病が関連付けられて考察されてきた。よって、天平七年から順を追って説明したい。

まず、『続日本紀』天平七年是歳条には

是歳。年頗不稔。自夏至冬。天下患豌豆瘡（俗曰裳瘡。）夭死者多。

とあり、夏から冬にかけて全国で「豌豆瘡」（俗に「裳瘡」と呼ばれる疫病が流行し、多数の死者を出したことが分かるが、実際その年の記事には八月丙午条に

大宰府言。管内諸国疫瘡大発。百姓悉臥。今年之間欲停貢調。許之。

とあるのを始めとして、閏十一月戊戌条には

詔。以災變數見。疫癘不已。大赦天下。自天平七年閏十一月十七日昧爽以前大辟罪以下。罪無輕重。已發覺未發覺。已結正未結正。及犯八虐。常赦所不免。咸赦除之。其私鑄錢。并強盜竊盜。並不在赦限。但鑄盜之徒宥入死罪各降一等。高年百歳以上賜穀三石。九十以上穀二石。八十以上穀一石。孝子順孫。義夫節婦表其門閭。終身勿事。鰥寡惻獨篤疾之徒不能自存者。所在官司量加賑恤。

とあることから、大宰府所部の西海道で流行が始まり、その後広まって、大赦する必要が生じるほどの大流行となったことが分かる。ちなみに「豌豆瘡」とは疱瘡のことであり¹⁰、現代の痘瘡、つまりは天然痘のことである。恐らく、前年十二月に帰国し、当年の二月に入京した新羅使によって大陸からもたらされたものであろうという見方が一般的である。天平七年に大流行した疫病は翌年には落ち着き、終息したかのようであった。しかしまた翌年の天平九年に至って再び大流行が起きるのである。

天平九年の流行もやはり九州から始まる。『続日本紀』天平九年四月癸亥条には

大宰管内諸国。疫瘡時行。百姓多死。詔奉幣於部内諸社以祈祷焉。又賑恤貧疫之家。并給湯藥療之。

とあり、四月には「疫瘡」と呼ばれる疫病の流行が大きなものになっている。この疫病はその後全国に広まり、各地で多くの死者を出したようである。そして最終的に『続日本紀』天平九年是歳条には

是年春。疫瘡大発。初自筑紫来。經夏涉秋。公卿以下天下百姓。相繼没死不可勝計。近代以来未之有也。

とあって、この流行が未曾有の規模で起きたということがよく分かる。

以上、『続日本紀』の記載から天平七・九年の疫病流行について通観したが、この疫病は、あまりにも大規模であったがために、『続日本紀』以外の史料にも多くの痕跡を残している。例えば、当時の史料としては大変珍しい疫病に対する治療法などを詳述した史料が典薬寮勘申と太政官符として二点残されている。典薬寮勘申は『朝野群載』巻

¹⁰ 平安時代の医学書『医心方』では、疱瘡が「豌豆瘡」と呼ばれたことが分かる。

第二一「凶事」に収められており、次の通りである。

典藥寮勘申 庖瘡治方事

傷寒後禁食

勿飲水〈損心胞掌炙不能臥〉。

大飲食、病後致死。

又勿食肥魚膩魚膾、生魚類、鯉鮪蝦蛆鯖鱒年魚鱸。令泄痢不復救

又五辛食之、目精失不明、又諸生菜菓〈鬲上為熱(虫+侖)〉。

又生魚食之勿酒飲、泄利難治。又油脂物、難治。

又蒜与鱸合食、令人損。菘与鱸合食、病後發。

又飲酒陰陽復病、必死。食生菜陰陽復病、死。

病愈後大忌。大食飲酒、醉飲水〈汗出无忌〉。

傷寒豌豆病治方

初發覺欲作、則煮大黃五兩服之。

又青木香二兩、水三升、煮取一升頓服。又取好蜜通身麻子瘡上。

又黃連三兩、以水二升煮取八合、服之。又小豆粉、和鷄子白付之。

又取月汁、水和浴之。

又婦人月布拭小兒

豌豆瘡滅癩

以黃土末塗上。又鷹矢粉土干和猪脂塗上。又胡粉付上。又白(虫+蠶)末付之。又蜜付之。右依宣旨勘申。

天平九年六月 日

頭

右のように「庖瘡治方事」として食禁・治方の順で記載されている。

また、これに対応する太政官符は、『類聚符宣抄』第三「疾疫」に収められており、次のようにある。

太政官符 東海・東山・北陸・山陰・山陽・南海等道諸国司

合臥疫之日治身及禁食物等事漆条

一、凡是疫病名赤班瘡、初發之時、既似瘧疾、未出前、臥床之苦、或三四日、或五六日。瘡出之間、亦經三四日。支体府藏、太熱如燒。当是之時、欲飲冷水〈固忍莫飲〉。瘡入欲愈、熱氣漸息。痢患更發、早不療治、遂成血痢〈痢發之間、或前或後、無有定時〉。其共發之病、亦有四種、或咳喇〈志波夫岐〉、或嘔逆〈多麻比〉、或吐血、或鼻血。此等之中、痢是最急。宜知此意能勤救治。

一、以肱巾并綿、能勒腹腰、必令温和、勿使冷寒

一、鋪設既薄、無臥地上、唯於床上、敷簣席得臥息

一、粥饘并煎飯粟等汁、温冷任意、可用好之。但莫食鮮魚完及雜生菜菓、又不得飲水喫水。固可戒慎、其及痢之時、能煮韭葱可多食、若成赤白痢者、糯粉和八九、沸令煎、温飲再三。又糯糲梗糲、以湯饘喰之。若有不止者、用五六度、無有怠緩〈

其糲春碎、勿令全龜〉。

一、凡此病者、定惡飯食、必宜強喫、始從患發、灸火海松并擣塩屢含口中、若口舌雖爛、可用良之。

一、病愈之後、雖經廿日、不得輒喫鮮魚完生菓菜、并飲水及洗浴、房室、強行、步当風雨。若有過犯、霍乱必發、更亦下痢、所謂勢發〈更動之病、名曰勞發〉。愈附扁鵲、豈得禁斷、廿日已後、若欲喫魚完、先能煎炙、然後可食。余乾鰯・堅魚等之類、煎否皆良〈乾脯亦好〉。但鯖及阿遲等魚者、雖有乾腊、慎不可食。〈年魚者、煎炙不可喫〉。其蘇蜜并豉等不在禁例

一、凡欲治疫病、不可用丸散等藥、若有胸熱者、僅得人参湯。

以前、四月已來、京及畿内悉臥疫病、多有死亡、明知諸国伯姓亦遭此患、仍条件状、国伝送之。至宜写取、即差郡司主帳已上一人宛使、早達前所、無有留滯。其国司巡行部内、告示百姓。若無粥饘等料者、国量宜賑給官物、具状申送、今便以官印印之。符到奉行。

正四位下行右大弁紀朝臣 從六位下守右大史勲十一等壬生使主

天平九年六月廿六日

この官符では、病名が「赤斑瘡」とされており、天然痘以外の疫病（麻疹など）ではないかという議論もあるが¹¹、本論では重要な点ではないので何らかの疫病ということにしておく。この官符は太政官から西海道を除く六道に宛てられたもので、七条にわたって治方や食禁について記載されている。注目すべきは最後の行に「今便以官印印之」とあることである。本来地方に発給する官符には内印、つまり天皇御璽が必要であるが、疫病の大流行を見た太政官が、内印請印の手続きを省略して、大至急で地方に下したものである。

以上、天平九年の疫病について概観してきたが、次節ではこの疫病流行における賑給について考察することで疫病対策としての賑給について検討してみたい。

第二節 天平九年諸国正税帳の検討

前節で見たように、天平九年の疫病流行は大規模なものであった。この疫病について検討するために、幸いなことに、天平期の史料として第一次史料である正税帳が残存している。正税帳とは、令制の公文書であって、諸国の収支決算書のことであるが、その豊富な情報量から当時の財政状況だけでなく、地方の状況一般に至るまで具体的に知ることができる秀逸な史料である。正税帳は、毎年各国で作成されるのだが、正倉院文書に現存するのは、二十余通となっている。その全てが天平期のもので、本節で考察する天平九年のものは五通あり、和泉監、駿河国、但馬国、長門国、豊後国の一監四国の

¹¹ 三井駿一「麻疹の歴史」（奥野良臣・高橋理明編『麻疹・風疹』朝倉書店 1969）

ものである。それぞれ畿内、東海道、山陰道、山陽道、西海道と地域が異なっており考察には好都合である。では、これら天平九年の正税帳五通について賑給を中心として検討し、疫病の影響と賑給との関係を考えていきたい。

まず、正税帳には、賑給以外にも、天平九年の疫病の痕跡がみえる。そのうちの第一は、すでに福原栄太郎氏が指摘されていることだが、公出挙の赤字が見られる点である。天平九年の公出挙の利率は五割である。よって、もし出挙稲を借りてから返稲するまでに死亡して返済を免除される百姓がいたとしても、およそ六十七%が利稲を加えて返済すれば赤字にはならない計算である。しかし、例えば和泉監正税帳では、三万束の本稲を貸し出したにもかかわらず、返ってきたのは本稲一万四六二八束、利稲七四六四束の計二万二〇九二束に過ぎなかった。本稲で考えると、半分以上が免除されているが、その内訳は死亡した「負死百姓」が五五三名分の一三〇六〇束、生存はしているが返済できない（死亡していたが死亡確認が取れず回収不能であったという可能性もある）「未納百姓」が一三八名分の二〇一二束となっている¹²。これは明らかに想定を超えた免除額であり、疫病による死亡者がかなり多数に上ったことが窺える¹³。

和泉監と同様の事態は、他の国でも起こっていたようで、公出挙の記載がある駿河国と豊後国でも赤字になっている¹⁴。また、長門国では『続日本紀』天平十年八月甲申条に「停山陽道諸国借貸。大税出挙如旧」とあるので、公出挙は実施されず無利子貸出しである借貸が行われていたが、長門国の借貸においても「債身死百姓」が計上されており¹⁵、多数の死亡者と未納者がいたことが分かる。

第二には、租の免除が行われている点である。『続日本紀』天平九年八月甲寅条には、
詔曰。朕君臨宇内稍歴多年。而風化尚擁。黎庶未安。通旦忘寐。憂勞在茲。又自春已來災氣遽發。天下百姓死亡實多。百官人等闕卒不少。良由朕之不徳致此災殃。仰天慚惶。不敢寧處。故可優復百姓使得存濟。免天下今年租賦及百姓宿負公私稻。公稻限八年以前。私稻七年以前。其在諸国能起風雨為国家有驗神未預幣帛者。悉入供幣之例。給大宮主御巫。坐摩御巫。生島御巫及諸神祝部等爵。

とあって、疫病流行のために、田租の免除がなされるのだが、和泉監正税帳では、穴師神戸の「当年田租」が免除されたことがみえる¹⁶。その他の国では直接の記載はないが、田租収入と見なせる記載はなく、長門国では前年度と比較して動用穀が減少しているこ

¹² 『大日古』2-75。

¹³ 福原栄太郎「再び天平九年の疫病流行とその影響について」（橋本正良編著『環境歴史学の視座』岩田書院 2002）、福原氏の研究では死亡率が30～50%に上るとされる。

¹⁴ 駿河国の益頭郡では2万7900束の貸出しに対して本稲1万8444束、利稲9222束の計2万7660束の返稲。豊後国球珠郡では6212束の貸出しに対して4098束（本稲2732束、利稲1366束）の返稲。

¹⁵ 『大日古』2-34。

¹⁶ 『大日古』2-84。

とが明らかである¹⁷。不動倉の鑑について、同正税帳には「右、所以不進不動倉鑑者、依今年国裏疫病、不得加不動穀、仍不進上件鑑、如前」とあるが、これは田租が免除されたため新たな穀を加えることなかったため、不動倉の鑑を中央へ進上しないということであろう¹⁸。また、但馬国では「検校田租巡行」が行われているが¹⁹、実際に田租が収納された記載はない。恐らく、この巡行は、詔勅が伝達される以前に実施されたものではなかろうか²⁰。よって、和泉監だけでなく全国で、八月の詔勅通りに田租の免除が実施されたと考えてよいだろう。

以上のように、天平九年の正税帳五通には、賑給以外の点においても疫病の痕跡が多々残っており、この疫病はまさに全国で流行していたと言えるが、次に、正税帳に記載された「賑給」項目そのものから、この疫病に際して実施された賑給の実態について、検討してみたい。

まず、和泉監正税帳、但馬国正税帳、豊後国正税帳には五月十九日の恩勅による賑給支出についての記載がある。この恩勅は『続日本紀』天平九年五月壬辰条に、

詔曰。四月以来。疫旱並行田苗焦萎。由是。祈祷山川。奠祭神祇。未得効驗。至今猶苦。朕以不徳実致茲災。思布寛仁以救民患。宜令国郡審録冤獄。掩骼埋骸。禁酒断屠。高年之徒。鰥寡惻独。及京内僧尼男女。臥疾不能自存者。量加賑給。又普賜文武職事以上物。大赦天下。自天平九年五月十九日昧爽以前死罪以下。咸従原免。其八虐劫賊。官人受財枉法。監臨主守自盜。盜所監臨。強盜窃盜。故殺人。私鑄錢。常赦所不免者不在赦例。

とみえる。『続日本紀』には、賑給の対象者を「高年之徒。鰥寡惻獨。及京内僧尼男女。臥疾不能自存者」と記しているが、各正税帳に見える対象者も高年や鰥寡惻獨などであり、詔勅の通りに賑給が実施されたものと考えられる。なお、和泉監正税帳では「僧」への賑給も記録されているが、詔勅で「京内僧尼」となっているものが、恐らく畿内にまで拡大されたものであろう²¹。

和泉監正税帳の首部には、右に挙げた五月の賑給の他に、四月二十一日民部省符による賑給と九月二十八日恩勅による賑給が記載されている。どちらも『続日本紀』に該当する記事はなく、また他の四カ国の正税帳にも同様の記載はないので、限定的に行われたものようである。ちなみに、和泉監正税帳は、首部（監全体）・大鳥郡・和泉郡・日根郡と分かれているが、四月二十一日民部省符による賑給は、日根郡のみに計上され

17 井上辰雄「長門国正税帳をめぐる諸問題」『正税帳の研究』塙書房 1967

18 『大日古』2-36。不動倉のカギ（鑑、匙）についての研究は村尾次郎『律令財政史の研究』吉川弘文館 1960、宮原武夫『日本古代の国家と農民』法政大学出版社 1973、山里純一「不動穀について」(『日本歴史』360 1978) 等

19 『大日古』2-63。

20 高垣義美「天平期における地方支配の一断面」(直木孝次郎先生古稀記念会編『古代史論集中』塙書房 1988)

21 『大日古』2-76。

ており、日根郡のみで実施されたことが分かる。なぜ一郡限定で賑給が行われたのかは定かでないが²²、注目すべきはこの賑給が民部省符によって行われたことである。通常、疫病に際する賑給は、『養老令』公式令国有瑞条の「凡国有大瑞。及軍機。災異。疫疾。境外消息者。各遣使馳駢申上」という規定に基づいて、疫病の流行が国司から太政官に言上された後、太政官、もしくはさらに奏聞されて天皇の命によって実施されるものである。しかし四月の日根郡での賑給は、通常は関わらない民部省の命によって実施されている。これは、新たに民部省が賑給について担当することとなったのではなく、臨時の措置として考えられないだろうか。

天平九年の疫病の被害は、未曾有の規模で広がっており、太政官の構成メンバーまでが被害を受け、八月末の時点では三名のみとなっていた²³。賑給が実施された四月には、房前が死亡しており、この時点で既に流行していたことは間違いない。よって推測ではあるが、通常太政官を通して実施される賑給も、疫病による混乱によって臨時に民部省を通して行われることになったのではないだろうか。これはつまり、賑給が通常の手続きを改変する必要があるほど緊急を要するものであったということであり、先に見た六月二十六日官符において、官印が捺されて発給されたことと同様であると考えられる。

但馬国正税帳は、首部の七断簡よりなっていて、その中に賑給についての記載が三件ある²⁴。一件は五月十九日の恩勅による賑給であるが、あとの二件は『続日本紀』に現れない賑給である。その内一件は、「糟」を賑給したもので、もう一件は六月二十六日の太政官符によって、「粥饘料」を賑給したものである。六月二十六日官符は、先に見た『類聚符宣抄』所収の官符である。確かに七条の内の三条目には、粥饘を食すべき旨が記されており、粥饘料が無い場合には賑給するように命じられている。但馬国はこの官符に忠実に従ったようである。支給したものは「粥饘料」とあるので、粥饘そのものではなく、粥饘の費用にするための穎稻であろう。新村拓氏は『日本医療社会史の研究』の中で六月二十六日官符について、天平九年の凶作に触れて「官符の果たした役割ほどの程度評価できるものか。少なくとも最も苦しんだ飢疫の徒にとっては無に等しいものであったと考えてよい」と述べているが、粥饘料を「疫病之徒」へ支給したこの賑給と併せ考えると、この官符の役割もある程度評価できるのではないだろうか。

もう一件の賑給で支給された「糟」とは、酒粕のことである。しかし糟を支給する賑給は他の正税帳には、他に例がない。よって、但馬国独自で行われた賑給か、中央からの命令であったとしても限定的なものであったろう。糟を何に用いるかという点、東野治之氏が、酒が瘡の治療に用いられること、その代用品として酒粕も用いられることを

²² 舟尾氏の研究では公出挙の未納率の高さから日根郡が特に困窮していたと指摘している（「古代の稲倉をめぐる権力と農民—和泉地方を中心として—」『ヒストリア』69・74 1975・1977）。

²³ 福原栄太郎「天平九年の疫病流行とその政治的影響について」前掲。

²⁴ 『大日古』2・55～66。

指摘されている²⁵。天然痘でできる瘡治療のために用いられたものであろう。

但馬国のこれら二件の賑給は、どちらも対象者が「疫病之徒」であり、また支給物も疫病の治療に必要なものである。こうした賑給は、疫病対策として現実的なものであったと言えるのではないだろうか。

長門国正税帳には、和泉監や但馬国のように日付や詳しい支給量の分かる賑給についての記載はないが、「賑給高年并疫病徒穀振所入返納本倉二百九拾二斛四斗七升」が計上されており、「高年」や「疫病徒」への賑給が実施されたことは確かである²⁶。長門国では『続日本紀』天平九年七月壬午条に

賑給伊賀・駿河・長門三国疫飢之民。

とあるので、疫飢民に対する賑給が行われたことは確実である。また、長門国は山陽道に属するので但馬国で実施された六月二十六日官符に基づく賑給も実施されたはずである。長門国正税帳に、この点についての直接の記載はないが、五月の恩勅による賑給が長門国でも実施されたとすれば、その対象者は「高年」であり、正税帳にみえる「疫病徒」は含まれない。よって必然的に五月の賑給以外に「疫病徒」を対象とした賑給が実施されたことになるが、こうした「疫病徒」を対象にした賑給が六月・七月に実施されたのであろう。

最後に豊後国であるが、豊後国には、天平九年の正税帳としては、唯一、賑給に際する国司巡行の記載がある²⁷。一郡全ての記載が残る球珠郡部には国司部内巡行項目に、「参度賑給貧病人并高年之徒」と「壹度随府使賑給」の計四回の賑給が計上されている。この内の一度は五月の恩勅による賑給であり、また別の一度は『続日本紀』天平九年四月癸亥条に

大宰管内諸国。疫瘡時行。百姓多死。詔奉幣於部内諸社以祈祷焉。又賑恤貧疫之家。并給湯薬療之。

とある賑給のことであろう。「随府使賑給」とは、大宰府からの使者を伴う賑給であり、この四月の賑給に当たるのではないかと考えられる²⁸。残りの二回分は明らかでないが、五月の賑給で支給した穀と当年の雑用支出穀が同額であるので、正税稲穀以外を用いた賑給であることは確かである。六月二十六日官符は、西海道に属する豊後国には下されていないので、それとは異なる賑給のようである。したがって豊後国でも和泉監や但馬国と同様『続日本紀』等、他の史料にはあらわれない賑給が実施されたと考えられる。

以上、四通の天平九年正税帳について賑給をみてきたが、そこで明らかになったことは、疫病の流行と同時に多くの賑給が実施されたということと、その対象者が主に「疫

²⁵ 東野治之「長屋王家木簡の醬・味滓請求文書」『長屋王家木簡の研究』塙書房 1996

²⁶ 『大日古』2:32~40。

²⁷ 『大日古』2:40~55。

²⁸ 野尻忠氏は府使が随行した理由について「貧病人が対象である場合のほうが、対象者選定に郡司の恣意が働きやすいため」とする。（同氏「律令制下の賑給使と地方支配機構」(『史学雑誌』110(9) 2001)）

病之徒」といった疫病で苦しむ民衆であったということである。特に但馬国正税帳に見られる粥饘料や糟の支給による賑給からは現実的に救済しようとする政府の意志が感じられると思う。表1から見える「給薬」から「賑給」への変化は、天平九年の前代未聞な疫病の大流行によって数多くの死者を出す中で、当時として希少な医薬を多数の病人に支給することもできず、賑給という手段を採ることで、多数の民衆を救済しようとしたということではないだろうか。その結果、天平九年には賑給が多発し、その後も疫病流行の際には賑給が行われることになったと考えられる。

第二章 飢饉と賑給

本章では、飢饉に際しての賑給について、検討してみたい。まず『続日本紀』で飢饉の発生を示す記事を、『類聚国史』巻百七十三災異七の凶年の部の記事を参考にして、拾い出したところ、文武天皇元年～延暦十年の九十五年間に百四十一件の記事が認められた。この飢饉発生記事を統計、検討するためのデータとして、

- ① 年（年号・西暦）・月・日
- ② 内容
- ③ 国名（発生地域）
- ④ 施策

を抽出し、まとめたのが表2である。

周知のごとく、『続日本紀』の編纂過程は複雑であり、巻によって編纂方法の違いが多く見られる。特に前半と後半ではその違いが大きくなっている。前半は文武天皇元年から天平宝字元年までの六十一年間であるのに対して、後半は天平宝字二年から延暦十年までの34年である。前後半どちらも二十巻であるのかかわらず前半が後半の倍程度の年数の記事を収めているのだから、前半と後半では内容の精粗に差が出るのは当然のことと言えるだろう。こうした編纂過程を考慮に入れつつ、検討する必要があるのだが、ここからは『続日本紀』巻一～巻二十の前半二十巻のことを「前半部」、巻二十一～巻四十の後半二十巻のことを「後半部」と呼ぶこととする。飢饉の件数は全編を通して百四十一件であるが、そのうち、前半部には三十一件、後半部には百十件となっている。この件数の差については、実情を反映したものというよりはやはり前後半の精粗の差によるものと考えた方が妥当であると思う。

内容に関しては明らかに「飢」とだけ記されたものが多く、百四十一件のうち百十三件が「飢」である。これは「○○國飢。賑給之。」という記事のことであり、やはりこの形式の記事が飢饉の記事としては一般的であるということがわかる。他には「飢饉」が九件、「飢疫」または「疫飢」が八件、その他「飢荒」「飢寒」等が十一件となっている。使用する語句を変えることによって、異なった飢饉の状態を指しているかどうかと

ということについては判断できないが、「飢疫」「疫飢」のように飢饉と同時に疫病が流行していることが分かるものを除いて、ほぼ同じような飢饉の状態を指しているものであろう。

施策に関しては、「賑給」または「賑恤」が大部分を占めていることがわかり、その数は百三十二件である。その中でも遣使を伴うものが八件となっている。その他、臨時の無利子借貸のことを指すと考えられる「賑貸」が四件、「免調」や「免租」など租税免除が三件ある。頻出する「賑恤」の語については、先行研究においても「賑給」と混同されてきた語であって、また玉井氏の指摘する通り²⁹、続日本紀の記事の中で同じような二件の暴風雨による損害、飢民発生に対して賑給・賑恤がそれぞれ行われていることから賑恤は賑給と同語義であるとして考えられる。よって、表からは前半部には賑恤、後半部には賑給が多いと見受けられるが、語句の変化から前半部と後半部で大きな変化が起こったとは考えられないであろう。

表 2 『続日本紀』の飢饉記事

	巻	元号	年	月	日	内容	国名	施策
1	1	文武	元	閏12	己亥	飢	播磨、備前、備中、周防、淡路、阿波、讃岐、伊予	賑給
2	2	大宝	2	9	辛巳	飢	駿河、伊豆、下総、備中、阿波	遣使賑恤
3	3	慶雲	元	4	甲戌	飢	讃岐	賑恤
4				5	庚子	飢	武蔵	賑恤
5			2	8	戊午	炎旱・飢荒	天下	大赦・賑恤
6			3	2	庚寅	飢	河内、摂津、出雲、安芸、紀伊、讃岐、伊予	賑恤
7				4	壬寅	飢疫	河内、出雲、備前、安芸、淡路、讃岐、伊予	遣使賑恤
8				7	己巳	飢	六道諸国（除西海道）	遣使賑恤
9			4	4	丙申	疫飢	天下	賑恤
10			4	和銅	2	3	辛酉	飢
11	5	3	4		己酉	飢	参河、遠江、美濃	賑恤
12		4	4		庚辰	飢	大倭、佐渡	賑給
13	6	6	4		乙卯	飢	讃岐	賑恤
14		靈龜	元	5	辛巳	飢	丹波、丹後	遣使賑貸

²⁹ 玉井英夫「賑給について」前掲。

15			5	乙巳	飢	摂津、紀伊、武蔵、越前、志摩	賑貸			
16	8	養老	3	9	丁丑	遭早飢荒	六道(?)	開義倉賑恤		
17			5	3	癸丑	飢寒	左右兩京及畿内五国・自余七道諸国	免調・停役		
18			7	4	壬寅	飢寒	日向、大隅、薩摩	復三年		
19	9		神龜	3	12	丁卯	飢饉	尾張	賑貸	
20	11	天平	5	正	丙寅	飢饉	芳野、讃岐、淡路	賑貸		
21					2	甲申	飢饉	大倭、河内	賑給	
22					3	癸丑	飢	遠江、淡路	賑恤	
23	12			9	7	丁丑	飢疫	大倭、伊豆、若狭	賑給	
24					7	壬午	疫飢	伊賀、駿河、長門	賑給	
25	17			19	2	戊辰	飢饉	大倭、河内、摂津、近江、伊勢、志摩、丹波、出雲、播磨、美作、備前、備中、紀伊、淡路、讃岐	賑恤	
26					5	癸巳	飢	近江、讃岐	賑恤	
27					20	7	戊戌	飢	河内、出雲	賑恤
28						8	辛丑	飢	近江、播磨	賑給
29			天平勝宝	元	正	乙亥	飢	上総	賑給	
30				2	庚子	旱蝗飢饉	下総	賑給		
31	18		2	6	癸亥	飢	備前	賑給		
32	22	天平宝字	4	3	丁亥	飢	上野	賑給		
33	24			6	4	戊午	飢	遠江	賑給	
34					4	癸亥	飢	尾張	賑給	
35					5	壬午	飢	京師、畿内、伊勢、近江、美濃、若狭、越前	遣使賑給	
36					5	丁亥	飢	石見	賑給	
37					5	己丑	飢	備前	賑給	
38					6	庚戌	飢	尾張	賑給	
39					7	2	壬寅	飢	出羽	賑給
40						4	甲戌	飢	信濃	賑給
41						4	丙戌	飢	陸奥	賑給
42					5	戊午	飢	河内	賑給	
43					6	戊寅	飢	尾張	賑給	
44					6	丙戌	飢	越前	賑給	
45					6	壬辰	飢	能登	賑給	

46			6	丙申	飢	大和	賑給
47			6	戊戌	飢	美濃	賑給
48			7	丁卯	飢	備前、阿波	賑給
49			8	壬申	飢	近江、備中、備後	賑給
50			8	甲申	飢	丹波、伊予	賑給
51			8	戊子	飢	丹後	賑給
52			8	癸巳	飢民	阿波、讃岐	賑給
53			10	乙未	飢	淡路	賑給
54			12	己丑	飢	摂津、播磨、備前	賑給
55	25		8	正 甲寅	飢	播磨、備前	賑給
56				正 丙寅	飢	備中、備後	賑給
57			2	丙申	飢	石見	賑給
58			3	辛亥	飢	摂津、播磨、備前、備中、備後	賑給
59			3	丙辰	飢	出雲	賑給
60			4	辛未	飢	美作	賑給
61			4	癸未	飢	阿波、讃岐、伊予	賑給
62			8	辛巳	飢	多櫛	賑給
63	26	天平神護	元	2 乙丑	飢	和泉、山背、石見、美作、紀伊、讃岐、淡路、壱岐、多櫛	賑恤
64				2 丙子	飢	相模、下野、伊予、隠岐	賑給
65				3 癸巳	飢	伯耆	賑給
66				3 庚子	飢	伊賀、出雲	賑給
67				3 辛丑	飢	左右京	賑給
68				3 甲辰	飢	上野	賑給
69				3 丁未	飢	尾張、参河、播磨、石見、紀伊、阿波	賑給
70				4 乙丑	飢	美濃、越中、能登	賑給
71				4 甲戌	飢	常陸、武蔵	賑給
72				4 癸未	飢	駿河	賑給
73				4 戊子	飢	丹波	賑給
74				6 辛酉	飢	甲斐	賑給
75				6 戊辰	飢	備後	賑給
76	27		2	4 丙申	飢	淡路、石見	賑給
77				4 己亥	飢	和泉	賑給
78				6 乙未	飢	河内	賑給

79				7	庚辰	飢	多嶽	賑給
80				9	庚午	飢	志摩	賑給
81	28	神護景雲	元	正	己卯	飢	尾張	賑給
82				2	丙午	飢	淡路	賑給
83				2	丁酉	飢	山背	賑給
84				8	甲午	飢	志摩	賑給
85	29		2	7	庚辰	飢	壺岐	賑給
86			3	3	丁亥	飢	下総	賑給
87				3	己丑	飢	志摩	賑給
88	30	宝亀	元	4	辛丑	飢	對馬	賑給
89				6	乙卯	飢疫	京師	賑給
90				7	己巳	飢	土佐	賑給
91	31		2	2	丙申	飢	石見	賑給
92	32		3	9	戊戌	飢	尾張	賑給
93			4	2	壬子	飢	志摩、尾張	賑給
94				3	庚辰	大風人飢	近江、飛騨、出羽	賑給
95				3	己丑	飢急	天下	遣使、糶
96				3	壬辰	飢人	左右京	賑給
97				3	壬辰	大風民飢	參河	賑給
98		33		5	2	壬午	飢	京師
99				2	己亥	飢	尾張	賑給
100				3	癸卯	飢	讃岐	賑給
101				3	丙午	飢	大和	賑給
102				3	戊申	飢	參河	賑給
103				3	辛酉	飢	能登	賑給
104				4	己丑	飢	美濃	賑給
105				4	甲午	飢	近江	賑給
106				5	壬寅	飢	河内	賑給
107				6	辛巳	飢	志摩	賑給
108				6	乙酉	飢	伊予	賑給
109				6	丁亥	飢	飛騨	賑給
110				7	辛丑	飢	若狹、土佐	賑給
111				7	戊午	飢	尾張	賑給
112				6	2	甲戌	飢	讃岐

113			5	癸卯	飢	備前	賑給	
114			7	丙申	飢	参河、信濃、丹後	賑給	
115			8	丙寅	飢	和泉	賑給	
116	34		8	2	癸卯	飢	讃岐	賑給
117			6	癸卯	飢	隠岐	賑給	
118			7	甲寅	飢	伯耆	賑給	
119	35		10	7	庚寅	飢	駿河	賑給
120			8	己亥	飢饉	因幡	遣使賑恤	
121	36		11	3	乙酉	飢疫	駿河	遣使賑給
122			5	乙亥	疫飢	伊豆	賑給	
123		天応	元	正	己卯	飢	下総	賑給
124	37	延暦	元	3	乙未	飢	武蔵、淡路、土左	賑給
125			6	乙丑	飢	和泉	賑給	
126	38		4	5	辛酉	飢疫	周防	賑給
127			6	乙丑	飢饉	出羽、丹波	賑給	
128			10	壬申	飢饉	遠江、下総、常陸、能登	遣使賑給	
129	40		8	4	辛酉	饑餒者衆	美濃、尾張、参河	遣使、糶
130			4	庚子	飢	伊賀	賑給	
131			5	庚申	飢	安房、紀伊	賑給	
132			7	乙卯	飢	伊勢、志摩	賑給	
133			7	乙丑	飢	下野、美作	賑給	
134			7	丁卯	飢	備後	賑給	
135			9	3	辛亥	飢	伯耆、紀伊、淡路、参河、飛騨、美作	賑給
136			3	丙寅	飢	参河、美作	賑給	
137			4	辛丑	飢	備前、阿波	賑給	
138			4	乙丑	飢	和泉、参河、遠江、近江、美濃、上野、丹後、伯耆、播磨、美作、備前、備中、紀伊、淡路	賑給	
139			8	乙未	飢民	大宰府所部	賑恤	
140			9	丙子	疾疫飢饉	左右京、畿内	免租	
141			10	5	辛未	飢	豊後、日向、大隅、紀伊	賑給

以上がおおまなか特徴であるが、ここで『続日本紀』の飢饉記事について、確認しておきたいのは、飢饉の際の賑給が実際の飢饉被害を反映して実施されるということであ

る。戸令遭水旱条は、

凡遭水旱災蝗。不熟之处。少糧応須賑給者。国郡検実。預申太政官奏聞。

とあり、「水旱災蝗」により不熟である場合に、賑給が必要であれば国郡司が実検して、太政官に言上するように定められている。

時代は下るが、『延喜式』太政官式には、

凡諸国申応賑給百姓者。具注歴名言上。不得直申其状。

凡遣賑給使。奏国解訖即仰式部。二日之内進擬使文。同日弁官修符請印。訖五日内使者発去。若致闕怠者。尋情勘当。臨時緩急之使亦同

とあり、国司が太政官に言上する際に、支給対象となる百姓の歴名を記すこと、太政官は国司からの解を受けてから5日以内に使者を発遣すること、が定められている。賑給が急を要することから迅速に処理するために、期限が切られているものと推測できる。飢饉に応じての賑給などは、それが発生するたびに処理される性質のものであるゆえ、『続日本紀』の飢饉記事と賑給記事は同時性の高いものであったと考えられる。すなわち、『続日本紀』の飢饉や賑給記事の月別分布は、当時の飢饉の発生状況に対応するであろう。

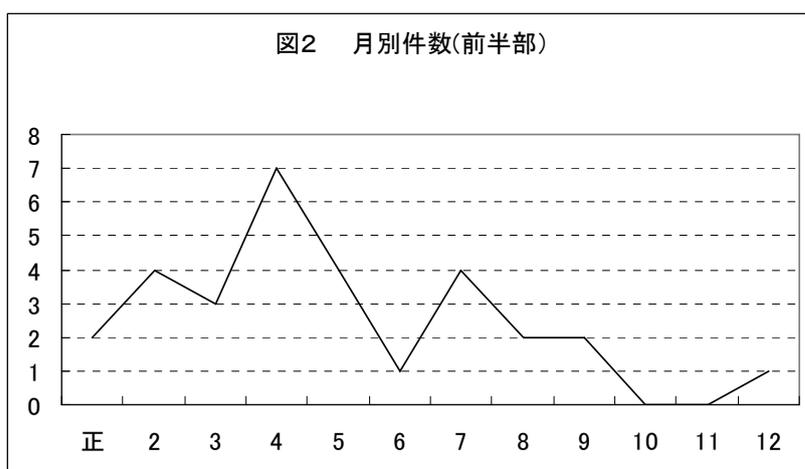
その上で、この表で注目したいのは、八世紀の飢饉の傾向、なかでも、飢饉の季節性である。まず、一覧表で示した五つの要素の内、①の年月から月に注目して月別に全四十巻分つまり百四十一件の集計を行った。その結果をグラフにしたものが図1である。件数は一つの記事を一件として、十二月に振り分けた。なお閏十二月の飢饉が一件あるが、これは十二月に数えた。このグラフから読み取れるのは次のようなことである。まず、月別の飢饉件数は、平均すると十一・七件程度であるが、一年の前半期には平均を上回って四月が頂点となり、その後下降に転じて八月には平均を下回り十一月に最低となる。これは飢饉が年間を通して一定の割合で起きているのではなく、飢饉には季節



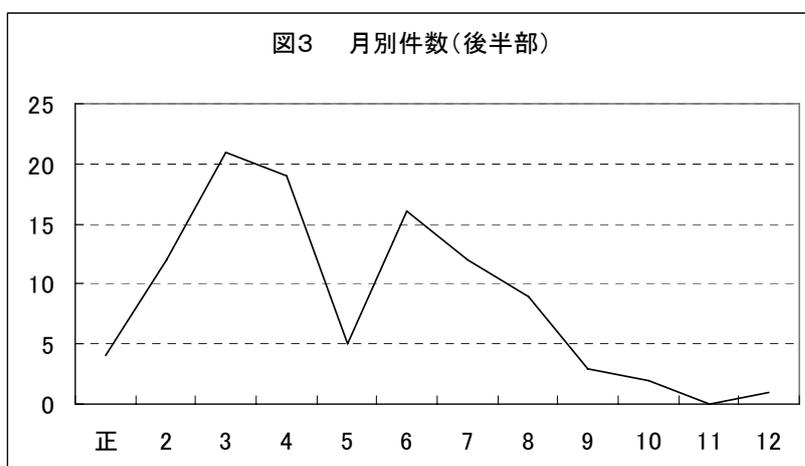
性があるって起きやすい季節と起きにくい季節があることを意味していよう。旧暦の季節でいえば春から夏にかけて飢饉が集中していると分かる。

前半部と後半部に分けてグラフを作成したものが図2・3である。件数の差によるところもあるが、若干形状が異なるように見える。しかし、一年の前半にピークがあるという点は共通であり、八世紀を通じて春から夏にかけて飢饉が起きやすいという状況は変化しなかったようである。

この「春から夏にかけて飢饉が起きやすい」という状況は八世紀に限ったものではないようである。田村憲美氏の研究によると、応永元年（一三九四）～天正二十年（一五九二）という室町から戦国期までの過去帳の分析の結果、中世においても春から初夏にかけて、飢えによる死亡が集中するという季節性の存在したことが、明らかにされている³⁰。田村氏は中世のこの季節性について、「恒常的に端境期まで備蓄ができなかったこと、換言すれば、どの年でも秋期の収穫が絶対的に乏少であったこと」が原因であるとしているが、八世紀の飢饉についても同じことが言えるのではないだろうか。八世紀の場合でも、飢饉は、前年の不作によって、食糧の備蓄が尽きる春から夏にかけて起きやすいという見通しが成り立つだろう。



もう一つ、グラフを見て気づくことがもう一点ある。それは三・四月のピークの後五月になると急激に数値が下がるということである。特に図1・3の月別件数のグラフでは顕著である。この減少は



何を意味しているのだろうか。飢饉の発生件数が減少するということは、飢饉の原因である食糧不足が解消されるということであろう。しかし五月は稲穀の収穫期ではなく、稲穀の収穫により食糧が得ら

³⁰ 田村憲美「死亡の季節性からみた中世社会」『日本中世村落形成史の研究』校倉書房 1994

れたとは考えにくい。となると、稲穀以外のものの収穫により食糧不足が解消されたと考えられる。そして、米に代わる食料といえば雑穀類が想定される。その中でも、特に栽培が奨励されたのは麦であった。例えば『類聚三代格』養老七年八月廿八日官符では、大小麦の栽培が奨励されているが、この史料で重要な点は「多虧耕植至於飢饉」という状態を改善するために麦の栽培が奨励されているという点である。つまり、飢饉の予防には麦の栽培・収穫が効果的であるという認識が当時の政府に存在した。

なぜ麦が飢饉の予防になり得るのか。麦の栽培と聞くと二毛作が思い起こされるが、田稲を刈り取った後の田に麦を栽培する水田二毛作が普及するのは鎌倉後期以降である。また、水田とは別の畠地に夏作物と冬作物を作る畠地二毛作についても平安末期に展開するものとされている³¹。よって、八世紀の麦は一年に一度、水田とは別の畠地で栽培されるものであったといえる。では八世紀の麦の栽培はいつ行われ、何月に収穫されたのだろうか。

同じく麦作の奨励を命じた官符、『類聚三代格』弘仁十一年（八二〇）七月九日官符には、

太政官符

応種大小麦事

右檢太政官去天平神護二年九月十五日格稱。大納言正三位吉備朝臣真吉備宣。奉勅。麦者繼絶救乏。穀之尤良。宜令天下諸国勸課百姓種大小麦。即勒国郡司恪勤者各一人專当其事。其專当人名附朝集使申上者。今被大納言正三位藤原朝臣冬嗣宣稱。奉勅。今聞。黎民之愚棄而不顧。至有絶乏徒苦飢饉。或雖耕種既失其時。空費功力還不得実。是則国郡官司不慎格旨。授時乖方。此而從政誰謂善吏。月令云。仲秋之月乃勸種麦。毋或失時。其有失時行罪無疑。宜自今以後。始自八月勤令播種不得失時。自余事條一依前格。若有乖犯科違勅罪。

弘仁十一年七月九日

とあって、麦は八月に植えるべきだという旨が記されている。また養老七年の官符も八月に出されたものであって、政府が栽培を奨励した麦は秋蒔きの冬作麦であったことが分かる。こうした奨励策だけでは、実際に麦が栽培されていたかどうか疑わしいが、次の史料から八世紀の時点で実際に麦が栽培されていたことが分かる。

『日本靈異記』中巻第十の「常鳥卵煮食以現得悪死報縁」と題した説話には、「春三月」に「麦生いたること二尺ばかり」である様が描かれているが、これは明らかに奨励通りの冬作の麦である。この説話が天平勝宝六年（七五四）のものであるとされていることから、八世紀には実際に麦が栽培されていたと言えるのである。以上から八世紀には冬作の麦が栽培されていたと分かった。八月に植えられた冬作麦の収穫は五月頃になるので、八世紀の麦の収穫期は五月であったと考えられる。

³¹ 木村茂光「大開墾時代の開発」『日本古代・中世畠作史の研究』校倉書房 1992

そうすると、五月にグラフの数値減少が見られることと五月が麦の収穫期であることは無関係であるとは考えにくい。三～四月には食糧不足が深刻化して飢饉が多発するが、五月になると麦の収穫によって食糧不足が解消され、その結果として飢饉発生が減少するのではなかろうか。もとより、『続日本紀』の飢饉記事と実際の飢饉の在りようが、どこまで対応するのか心許ないところもあるが、大まかな傾向として、古代でも春～夏に飢饉が集中するということと五月の麦収穫期には飢饉が急速に減少することが言えるのではないだろうか。

おわりに

本報告では、賑給を取り上げるにあたって、これまでの研究で関心が薄いと感じられた飢疫時の賑給に焦点を当て、疫病と飢饉の二つの場合に分けて考察した。

現在の通説では、八世紀の賑給について、イデオロギー的側面が強調されているのだが、これは当時の王権の性質を考えるならば、ある意味当然のことであり、もとより、そうした性格をもつことを否定するものではない。ただし、以上の検討から見えてきたのは、疫病の大流行に混乱しながらも賑給を多発して、懸命に流行を抑えようとしたり、飢饉の発生に応じて速やかに対応を見せたりする律令政府の姿である。八世紀の賑給は、飢疫民救済の意義を持っていたと考えてもよいのではないだろうか。

藪井真沙美「八世紀における賑給の意義と役割－飢疫記事からみた賑給制度－」2006年度岡山大学文学部卒業論文を改稿して収録

5 『うつほ物語』 俊蔭をめぐる

今津 勝紀

1. はじめに

今日取り上げるのは『うつほ物語』。漢字で書くと「宇津保」と書きます。全部で二十巻からなる大部なものです。これは今から千年ぐらい昔に書かれた物語です。源氏物語よりも古い物語で、平安時代の物語文学の中では一番古い部類に入るものです。テキストは、岩波書店の日本古典文学体系本をもとにして、所々を小学館の日本古典文学全集本により補って読みやすくしています。

平安時代の文学では、源氏物語が有名で、『うつほ物語』は、その陰に隠れたマイナーな物語なのですが、大変おもしろいものです。源氏物語が上級貴族や天皇といった、頂点の世界の話であるのに対し、『うつほ物語』が扱うのは、もうちょっと下のクラスの貴族です。もちろん平安文学では、一般庶民は主役にはなりにくくて、貴族の生活が中心なのですが、最上級の貴族だけではなくて、中級の貴族もたくさんでできます。そのため歴史学では古くから注目されていた物語です。

今日、お話しするのは、冒頭の俊蔭という部分ですが、この俊蔭娘とその子について取り上げてみたいと思います。ちなみに、俊蔭という人物は幼い頃から学問に秀でており、十六歳のときに遣唐使船で唐に渡るのですが、その際、暴風雨に遭って、波斯国（ペルシャ）に漂着します。俊蔭は、そこから西へと行き、仙人から琴を習い、三十本の秘琴を得ます。なかでも、なん風・はし風と呼ばれる二本の琴は、秘琴の中の秘琴で、これを弾くと天変地異を引き起こすものでした。

俊蔭は、二十三年目にして日本に戻り、結婚して女の子が生まれます。それが俊蔭娘です。俊蔭は、持ち帰った琴を天皇に献上し、天皇の仰せにより琴を弾くと宮の屋根が抜け、真夏に雪が降るといった奇瑞を起こします。そして、琴の名手として知られるようになるのですが、俊蔭は官位を返上し、屋敷に籠もって、娘に秘伝の琴を伝授します。俊蔭娘は大変、美しく、求婚者も多いのですが、それらをすべて断わり、ひたすら琴を伝授しました。そうして、娘が十五歳になった時、ついに俊蔭とその妻が死んでしまいます。俊蔭は死際に、娘に対して、なん風・はし風の二琴は幸・不幸の極まった時に弾くようにと遺言します。娘は、その後、乳母とも死別して、貧窮のうちに孤独で過ごすこととなります。

今日の主人公は、この俊蔭娘です。

2. 俊蔭娘と若子君－古代の恋愛－

ひとり孤独に過ごす俊蔭娘は、太政大臣の四男、若子君と出会います。

【1】かくて、八月、中の十日ばかりに、時の太政大臣御願有りて、賀茂に詣で給ヒけるを、舞人、陪従、例の作法なれば、いといかめしうて、この俊蔭の家の前より詣で給ふ。舞人、陪従いかめしう、御前数知らず、過ぎ給フを見ると、毀れたる葺のもとに、立ち寄りて見るに、遊び人、御車など過ぎて、立ち遅れて、これも前追ひて、年廿ばかりの男、又十五歳斗にて、玉光り輝ク髻髪子の御馬副多くてわたり給ふ。髻髪子は、大臣殿の御四郎にあたり給フ。父おとゞ限りなくかなしうし給ヒて、片時御眼はなち給はぬ御子なりけり。若子君となむ聞こえける。

ここには、「かくて、八月、中の十日ばかりに、時の太政大臣御願有りて、賀茂に詣で給ヒけるを、舞人、陪従、例の作法なれば、いといかめしうて、この俊蔭の家の前より詣で給ふ」とあります。八月の中旬、「旬」っていうのは十日間のことで、初旬・中旬・下旬とありますが、八月のちょうど真ん中の十日間ですよ。これは太陽暦の新暦ではなく、太陰暦の旧暦ですが、旧暦の数え方では一、二、三月が春で、四、五、六月が夏で、七、八、九月が秋で、十、十一、十二月が冬になります。今で言うと、二月の梅が咲く頃の旧正月から始まります。ですので、八月の中旬っていうのは秋なのです。旧暦の秋の真っ盛りの八月の中旬に、時の太政大臣が、願をかけて賀茂社に詣でる。賀茂社というのは、京都の上賀茂・下賀茂がありますが、その神社です。その行列が俊蔭の家の前を過ぎてゆく描写です。

太政大臣は最上級の貴族ですので、舞人や陪従をずらずらと従えた行列になるわけです。舞人は、神様に捧げる舞を捧げる人。陪従は、太政大臣に陪従する人で、貴人に付き従う者です。恐らく、楽人とかも含むのだらうと思いますが、これが「例の作法」として、つまり、いつもの通りに、太政大臣が行列をなして、「いといかめしうて、この俊蔭の家の前」を通り過ぎるのですが、「舞人、陪従いかめしう、御前数知らず、」すごい数であった。

そして、俊蔭娘は、「過ぎ給フを見ると、毀れたる葺のもとに、立ち寄りて見るに」というのは、そういう行列が通るから、どんなもんだらうと思ってそれを見てみようと思った。どこから見たかっていうと、毀れたる葺、毀れたるっていうのは壊れたるっていうのと同じです。葺っていう跳ね上げ式の戸があるのですが、その陰から見ていた。しかし、壊れたるっていう風にあるので、俊蔭娘の住まいは、手入れされていない、荒れた家であることがわかります。

そこから、立ち寄りて見るに、「遊び人、御車など過ぎて」、そして「立ち遅れて、これも前追ひて」、それにちょっと遅れて、「年廿ばかりの男、又十五歳斗にて、玉光り輝

ク髻髪子の御馬副多くてわたり給ふ」。二十歳ぐらいの男と、あと十五歳ぐらいの子がその後につき従った。これが玉光り輝ク髻髪子とありますように、すごく、かっこいいのですね。玉光る美少年です。

この髻髪子は、太政大臣の「御四郎にあたり給フ」、つまり四男でお坊ちゃんなわけです。ですので、「父おとゞ限りなくかなしうし給ヒて、片時も御眼はなち給はぬ御子なりけり」とあります。太政大臣は、この子をたいへん可愛がっていて、片時も目を離さない、そういう子であった。「若子君となむ聞えける」というのは、若様です。ちなみに十五歳というのは、成人式にあたる元服を迎える寸前くらいです。正式な貴族社会の構成員になる寸前の状態だと思います。

そして、続いて次のようにあります。

【2】この家の垣穂より、いとめでたく色清らなる尾花、折れかへり招く。さきに立給へる人「あやしく招くところかな」とて「吹く風のまねくなるべし花すゝきわレよぶ人の袖と見つるは」とて、わたり給フ。わかコ君「みる人の招くなるらん花すゝき我袖ぞとはいはぬものから」とて、たちより給ヒて、折り給フに、この女の見ゆ。「あやしく、めでたき人かな。心ぼそげなる住居するかな」とみ給フに、うち歩み入るうしろで、こともなし。若子君「哀」と見給へど、ひとり行く道にしあらねば、強ヒて過ぎ給ヒぬ。

この荒れた家の垣穂から、いとめでたく色清らかなる尾花が、こちらを招くようにそよいでいる。前を行く男君が不思議に、入ってみたいくなるようなところだなあと、と言って、「吹く風のまねくなるべし花すゝきわレよぶ人の袖と見つるは」という歌を詠む。ちなみに、平安貴族の歌は、コミュニケーションツールでもあって、みなさんが、携帯でメール交わすのと同じようなものです。

そこで若子君が、垣根に「たちより給ヒて」、尾花を「折り給フに、この女の見ゆ」ということになります。この女が俊蔭娘です。その女性について、「あやしく、めでたき人かな」とは、不思議なくらい綺麗だなあ、しかし「心ぼそげなる住居するかな」と思って見ていると、その女性は体を翻して中に入ってしまうのですが、「うち歩み入るうしろで、こともなし」というように、その後ろ姿がこれまた綺麗で、それをしみじみと思っていたのだが、「ひとり行く道にしあらねば、強ヒて過ぎ給ヒぬ」、寄らずに素通りしたわけです。

で、次にまいります。

【3】かくて、御社にまで著キ給ヒて、神楽を奉り給フに、若子君「昼見エつる人何ならん。いかでみん。」とおぼして、暗くて帰り給フに、人にたちオくれで、皆人渡りはてぬるに、若子君、家の秋の空、静かなるに、見廻りてみ給へば、野藪のごと、恐しげなる物から、心有りし人の、急ぐことなく、心にいれて作りし所なれば、木立よりはじめて、水の流れたるさま、草木のすがたなど、ヲかしく見所あり。蓬葎のなかより、秋の花はつかに咲き出でて、

池ひろきに、月面白くうつれり。おそろしきことおぼえず、おもしろき所を分け入りて見給フ。秋風、河原風にまじりて、はやく、草むらに虫の声みだれてきこゆ。月隈なうあはれなり。人の声きこえず、かゝる所にも住むらむ人を思ひやりて、独言に、「虫だにもあまた声せぬ浅茅生にひとり住むらん人をこそ思へ」とて、深き草を分け入り給ヒて、屋のもとに立ちより給へれど、人も見えず。たゞ薄のみ、いとおもしろくて招く。隈なう見ゆれば、なほ近く寄り給ふ。

「かくて、御社にまで著キ給ヒて、神楽を奉り給フに」、こうして賀茂神社まで行って、神楽を奉納したのですが、若子君は、「昼見エつる人何ならん。いかでみん」、昼間見た人が気になるなあ、もういっぺん行ってみたいなあ、と思ったわけです。そこで、「暗くて帰り給フに、人にたちオくれて、皆人渡りはてぬるに、若子君、カノ家の秋の空、静かなるに、見廻りてみ給へば」云々というように、暗くなって帰るときに、「人にたちオくれて、皆人渡りはてぬる」、つまり、わざと遅れて、みんなを先に行かせました。そうして、「若子君、カノ家の秋の空、静かなるに、見廻りてみ給へば」というように、邸内に入っていったわけです。荒れてはいるが、趣のある邸内の描写の詳細は省略しますが、月明かりで「隈なう見ゆれば、なほ近くより給ふ」というように、さらに中へと入ってゆきました。

すると、

- 【4】東面の格子、一間あげて、琴をみそかに弾く人有り。立ち寄り給へば、入りぬ。「飽かなくにまだきも月の」など、ノ給ヒテ、簀子ノ端ニ、居給ヒテ、「カハル住居シ給フハ誰ぞ。名乗し給へ」などの給へど、答もせず。うち暗なれば、入りにし方も見えず、月やう々々いりて、「立ちよると見る々々月の入りぬれば影をたのみし人ぞ侘しき」、又、「入りぬれば影も残らぬ山の端に宿まどはしてなげく旅人」など、の給ヒて、彼の人の入りにし方に入れば、塗籠あり。そこに居て、物の給へど、ヲさ々々答もせず。若子君、「あな、恐し。音し給へ」との給フ。「おほろけにては、かく参り来なむや」などの給へば、けはひなつかしう、童にもあれば、すこし侮らはしくやおぼえけん、「かげろふの有ルかなきかにほのめきてあるは有りとも思はざらナむ」と、ほのかにいふ声、いみじう、ヲかしう聞ゆ。いとゞ思ひまさりて「まことは、かくて、あはれなる住ひ、などて、し給フぞ。誰が御ゾウにかものし給フ」との給へば、女「いさや、なにかは聞えさせん。かうあさましき住ひし侍れば、立ち寄り訪ふべき人もなきに、あやしくおぼえずなむ」と聞ゆ。君「疎きより、としもいふなれば、覚束なきコソ頼もしかなれ。いと哀に見え給へれば、え罷りすぎざりつるを、思ふもしるくなむ。親、物し給はざなれば、いかに心ぼそく覚さるらん。誰とか聞えし」などの給フ。答「誰と人ニ知られざりし人なれば、聞えさすとも、え知り給はじ」とて、前なる琴を、いと

ほのかにかき鳴らして居たれば、この君「いとあやしくめでたし」と聞きみ給へり。夜ひと夜、物語し給ヒて、いかゞありけん、そこに止まり給ヒぬ。

「東面の格子、一間あげて、琴をみそかに弾く人」がいた。建物の東側の蔭を一間上げて、琴を弾いている人がいた。そこで、若子君が「立ち寄り給へば」、その女は奥へ入ってしまった。ここからは少し省略してゆきますが、「カゝル住居シ給フハ誰ぞ。名乗し給へ」、あなたは一体誰ですか、と問うわけです。しかし返事がない。若子君は重ねて問うのですが、やはり返事がない。若子君は、「あな、恐し。音し給へ」、気味が悪いので何か話して下さいと哀願するのですが、その「けはひなつかしう、童にもあれば、すこし侮らはしくやおぼえけん」、親しみやすそうで、元服前の少年でもあり、気が置けないと思ったのであろうか、「かげろふの有ルかなきかにほのめきてあるは有りとも思はざらなむ」、かげろうのように儂いわたしですので、人数に思ってくださいまするな、とかすかな声で答えた。

その声が若子君には、優雅に聞こえた。それで、若子君は一層想いが募っていくわけです。それで、「まことは、かくて、あはれなる住ひ、などて、し給フぞ。誰が御族にかものし給フ」と、どちらの一族の方なんでしょうか、という風に尋ねる。ところが女の方は、「いさや、なにかは聞えさせん。かうあさましき住ひし侍れば、立ち寄り訪ふべき人もなきに、あやしくおぼえずなむ」ということで、どうしてお答えできましようか。こんな貧しい暮らしをしていますので、誰も立ち寄って下さる方もありません。あなた様がここへ来ることは思いもよらぬことでした、と申し上げる。そう簡単には仲良くなれないのですね。

そして、若子君は、「疎きよりとしもいふなれば、覚束なきコソ頼もしかなれ。いと哀に見え給へれば、え罷りすぎざりつるを、思ふもしるくなむ。親ものし給はざなれば、いかに心ぼそく覚さるらん。誰とか聞えし」、最初は疎遠な間柄ですが、疎遠なところから親しくなっていくものですので、はっきり判らないほうが頼もしいのです。通りかかった時に、非常に心が魅かれ、ほっとくことができずして。そして、あなたは想像していた通りの方でした。もしお父上などがご存命でないのならば、どんなに心細く思われるでしょう。あなたのお父さんの名前は何ですか、と長々と口説くわけです。

それに対して俊蔭娘は、「誰と人に知られざりし人なれば、聞えさすとも、え知り給はじ」と、名前を言わなかった。それで、「前なる琴を、いとほのかにかき鳴らして居たれば」、若子君は「いとあやしくめでたし」と「聞きみ給へり」ですので、じっとその琴の音を聞きながら座っていた。それで、「夜ひと夜、物語し給ヒて、いかゞありけん、そこに止まり給ヒぬ」。一晩中、どういうことがあったのか、そこにとどまった。

名乗りの部分は省略しますが、「夜ひと夜、物語し給ヒて」の内容は、

- 【5】深き契を、夜ひと夜、心のゆく限り、し明し給フも、逢ひ難からむことを、今より、いみじう、悲しう覚さるゝほどに、明くなれば、さても有ルまじう、おぼし騒ぐらんといみじければ、「なホ如何すべき。今日ばかりは、なホか

うてもと思へど、同じ所にてだに、片時、才前ならぬ所には据エ給はず。あからさまの御ともにも、はづし給はず。昨日、心地のあしく覚えしかば、ま井るまじかりしを、せちにの給ヒしかば、そもかうこゝにま井り来べかりければこそと、今なむ思ひしらるゝ。さらに心にては、夢にてもおろかなるまじけれど、参り来むことのわりなかるべきこと」と、の給へば、女、「秋風の吹クをも歎く浅茅生にいまはと枯れんヲりをこそ思へ」とほのかにいへば、ふたしへにいとホしく、あはれなる事を思ひ入りて、「葉ずゑこそ秋をも知らめ根を深みそれみち芝のいつか忘レん」。吾が仏、オろかなリトなオぼしそ。さりとも、かくてやむべきにもあらず。たゞつゝましきほどばかりぞ」との給ヒて、起きて出で給フに、なほいみじう、かなしう覚さるれば、単衣の袖を顔におしあてて、とばかり泣き入りて、かくの給ふ。「宿思ふ我いづるだにあるものを涙さへなどとまらざるらん」との給へば、女うち泣きて、「見る人ノ名残有リげもみえぬ世を何と忍ぶる涙なるらん」といふさまも、いと心苦しけれど、殿のことも、いとヲしければ、返す返す契りオきて出デ給フに、殿のうちをだに、人あまたしてこそありき給へ、たゞひとところ帰り給フに、いづれの道とも知り給はぬうちに、哀なる人を見捨てつるに、吾カ人にもあらぬ心ちして、見廻らして、辻にたち給へり。

とあるように、「深き契を、夜一よ心のゆく限り、し明し給フ」。二人は結ばれるわけです。ちなみに、当時、年齢は数えによるのですが、若子君は「十五歳斗にて、王光り輝ク髻髪子」でした。俊蔭娘も十五歳のときに父母が亡くなっていて、物語の年立てでいくと一年ぐらい経っているのですが、若子君より一歳ぐらい年上になると思われます。数えで十五歳、十六歳ぐらいの若いカップルですね。年下の男の子が、女の子に猛烈にアタックして一晚過ごしたということになります。ちなみに古代では、婚姻開始年齢というのは戸令という法律（聴婚嫁条）で決められていまして、男性は十五歳、女性の場合は十三歳から結婚が許されていました。

若子君は俊蔭娘との忘れがたい一夜を過ごすのですが、無断外泊したため、父母のことも気にかかります。父母と俊蔭娘の「ふたしへにいとホしく、あはれなる事を思ひ入りて」、「宿思ふ、我いづるだに、あるものを、涙さへなど、とまらざるらん」と詠むのですが、「返す返す契りオきて出デ給フ」として、女の許を去ります。「哀なる人を見捨てつるに、吾カ人にもあらぬ心ちして、見廻らして、辻にたち給へり」とは、あわれな人を見捨ててきたので、正気を失い呆然として、あたりを見回しながら、道の辻にぼつんとお立ちになっていたとなります。

3. 俊蔭娘の出産 —古代の出産—

次行きましょう。若子君の実家は大騒動になっていまして、一族郎党が京の町中ずっ

と探し回り、ついに若子君は見つけ出されますが、父母の監視下に置かれて、外に出してもらえなくなってしまいます。それで、会えなくなった俊蔭娘のことを思い悩むのですが、若子君が去った俊蔭娘も次のように思い悩みます。

【6】かくて、かの女君、夢の事有リしに、たゞならずなりにけり。それをも知らず、父母のみ恋ひしく、ならはぬ住ひの侘しく、おぼつかなき事、語らひオキ給ヒしことを、草木のいろかはり、木の葉の散りはつるまゝに、涙を落とし、眺めわたる。夕暮に雷光のするを見て、「いなづまの影をもよそに見るものを何にたとへんわが思ふ人」などいへど、誰かは答へん。若子君、かくて歎く夕ぐれに、風はげしく虫の声みだるゝを聞きて「あはれ、わが見しところの河原風、いかならん」と思ひやりて、「風吹けば声ふりたつる虫の音に我も荒れたる宿をこそ思へ」など、眺めぬほどに、十月ばかりになりぬ。しぐるゝ空にも、人知れぬ袖によそへられて、ながむるをだにと、空にのみ向へるに、鶴いと哀にうち鳴きて渡る。この君、これを聞きて、まして悲しさまさりて、「たづが音にいとゞも落つる涙かな同じ河辺の人を見しヨリ、あはれ」とひとりごちて、「いかならん世に、今ひとたび見ん」と思へど、夢の通ひ路だになし。月日の経るまゝに、逢期なき音のみ泣かれまさりて、かの京極にも風の荒く、霜、雪の降りつむまゝに、長き夜スガラ、よろづの事を思ひあかして、袖の凍れるを見て、「わが袖のとけぬ氷をみるときぞ結びし人も有りと知らるゝ」など思ふほどに、年かへりて春になりぬ。かの若子君、出で給フとて、オし折り給ヒし桂の木の萌えいでたるをみて、「忘れじと契りし枝はもえにけりたのめし人ぞこの芽ならまし」と思ひわたる。

「かくて、かの女君」、これはあの俊蔭娘です。「女君、夢の事有リしに、たゞならずなりにけり。それをも知らず、父母のみこひしく、ならはぬ住ひの侘しく」云々。これどういうことかという、その俊蔭娘の方は、夢の事があって、「たゞならずなりにけり」っていうのは、通常じゃなくなったわけです。だけれども、そのこともわからずに、亡くなってしまった父母だけを恋しく思い、この侘しい住まいをずっと嘆いていた。そして、若子君とあの夜約束したことなどを思いながら、草木の色の移ろい、木の葉が散り果てるままに、涙を流して嘆き沈んでいたわけです。

そして、

【7】月日へて、子生むべきほどになるまで、見知らでゐたるに、九の月といふに、この使ふ姫、物食セナドニ前に出できて、うち傾きて見ていふやう、「あやしく、などか御さまの例ならずおはします。もし人も近く御物語やし給ヒシ」。いらへ「いさや、近きまゝに、蓬葎とこそは語らへ」。姫、「あなさがな。戯にも、の給ふべきことにあらず。姫には、な隠し給ヒそ。姫は早うより、然は見奉れど、然も聞えざりつるなり。御かたきをば知り奉らじ。いつよりか御汚は止み給ヒし。いと近げになり給フめるを、の給へ。いかでか御設せざ

らむ」。いらへ「あやしくもいふかな。われはいかゞはある。例することは九月ばかりよりせぬ。されど、なほ然有ルにこそあらめとて、ともかくも覚えぬ」といへば、嫗、「さらば、この月たゞむ月にこそおはしますなれ。あないみじや。かゝる御身を持ち給ヒて、今まで知り給はざりけるはかなさ。嫗亡くなり侍りなば、いかゞなり給はん。あが君の御ためにこそ、拙なき身の命もヲしけれ」といふにぞ、わが御身はかゝる事有りけり、と思ふにぞ、いとゞいみじき心ちして、はづかしくさへ有りて泣くをみて、「よし、いかゞはせむ。嫗、知り侍らば、物なおぼしそ。野山をわけても御をば仕うまつらん。子の御宝となり給はんとも知らず。御身々とだになり給ヒなば、嫗、負ヒかづきテも仕ウまつらん。アガ仏の御ゆかりには骨、舍利のなかよりも、あまき乳房は出で来なむ。白き髪筋も、銀、黄金となりなん。あぢきなし、かなしともな覚しそ。唯御手をかいすまして、神仏に『平らかに御身々となし給へ』と申シ給へ。又、嫗の命を念じ給へ」と泣く々々いひて、嫗、思ひまはして、片田舎に子供ナド有りければ、それがもとにいきて、君にはともかくもいはで、かの折に使ふべきものども求めて、さりげなくて、「この比はいかでかおはしましつる。哀れ、いかにせむ。殿の内にとかくうちして、使ふべきものはありや」といへば、君、「いさ、いかなるものをか、さはする」。嫗、「何にまれ、々々、あらん物を、いかにも、いかにもしなして、おほくはこの御ために物せむかし」といへば、いと美しげに調じたる唐鞍を取り出だして「これは何にすべき物ぞ」とて見すれば、「さハ、これして、いとよう仕うまつるべかめり。又物はなしや」と問へば、「見えざめり」といふ。嫗、是をとりもちて、要じ給フべき所所に持ていきて、おほくになして、絹・布など買ヒて、その設す。ものなど食はするをも僅づかにして、このことをのみ心に思ヒ感ひありク。女君は、草の生ひ凝りて、家のあばるゝまゝに、夜昼涙を流して、子生まんことも思はである程に、嫗、よろづにし歩き、そのヲりの事みなしいでつ。

先に「たゞならずなりにけり」とあったのですが、俊蔭娘は、ちょっと抜けているのかもしれませんが、あまり、よくわかってなかったのですね。要するに、妊娠していたわけですが、「月日へて、子生むべきホドになるまで、見知らでゐた」。若子君と夢の一夜があつて、九ヶ月経った。ついにそろそろ子どもを産む時期になっているのだけでも、それもわからずにいたのですね。

一応、俊蔭娘には仕えている嫗、老女がいるわけですが、九の月といふに、この使ふ嫗、物食セナドニ前に出できて、うち傾きて見ていふやう、これが身の回りの世話をし食事差上げようとしてやってきた。それで、「あやしく、などか御さまの例ならずおはします。もし人も近く御物語やし給ヒシ」という風に聞いた。これはどういうことかという、不思議ですなあ、どうしてお体の調子がいつもと同じでは

ないのでしょうか、ひょっとしてもしや誰かと物語なぞなさいましたか、聞いたわけです。物語するというのは、要するに性交です。

ところがそれに対する答えが、「いサや、近きまゝに、蓬葎とこそは語らへ」、ということで、そこらに生えている雑草とは喋ったことがあるけれども、誰とも会ったことはありません、とそういう風に言った。それに対して老女は、「あな、さがな。戯にも、の給ふべきことにあらず。嫗には、な隠し給ヒそ。「おうなは早うより、然は見奉れど、然もエ聞えざりつるなり。よし御かたきをば知り奉らじ。いつよりか御汚は止み給ヒし。いと近げになり給フめるを、の給へ。いかでか御設せざらむ」と問い詰めます。まあ、とんでもないこと、そんな蓬や葎としか喋っていないなんていうことはありえないでしょう。冗談にもそんなことは仰るものではありません。わたしは全てわかっているのです。わたしには何もお隠しなさいますな。前々から妊娠しているだろうとお見受けしておりました。それで何も言わなかったんですよ。相手のことも聞きますまい。もう相手のことをいちいち詮索しません。「御汚」とは月経のことです。いつから、月経が止まっているのですか。もう、そろそろ子どもが産まれるじゃありませんか。その用意をしなければいけません。

で、女君は答えます。「あやしくもいふかな」、何を訳のわかんないことを言っているのですか。「われはいかゞはある。例することは九月ばかりよりせぬ。されど、なホ然有ルにこそあらめとて、ともかくも覚えぬ」。わたしがどうしたというのですか。月経は、この九月からずっと止まっています。だけど、そういうこともあるものだと思っていたから気にも留めませんでした。そうすると、嫗が、それじゃあ「さらば、この月たゝむ月にこそおはしますなれ」、今月か来月にもう出産じゃないですか。「あないみじや。」まあ大変なこと。「かゝる御身を持ち給ヒて、今まで知り給はざりけるはかなさヨ。」こんな身重になっても、今までわからなかったとはなんと情けないことですか。「嫗亡くなり侍りなば、いかゞなり給はん。あが君の御ためにこそ、拙なき身の命もヲしけれ」、わたしが亡くなってしまったらどうするつもりなの、大切なあなたのためにも、わたしのつまらない命も惜しゅうはございます、と言われたので、俊蔭娘は、「わが御身はかゝる事有りけり、と思うにぞ、いとゞいみじき心ちして、恥づかしくさへ有りて泣く」、それでは自分は妊娠してたんだ、と思うと、一層悲しい気持ちになって、恥づかしくさえ思えて、泣いてしまった。

それで、老女が「よし、いかゞはせむ。嫗知り侍ルは、物なおぼしそ。野山をわけても御をば仕うまつらん。子の御宝となり給はんとも知らず。御身々とだになり給ヒなば、嫗、オヒかづきても仕ウまつらん。アガ仏の御ゆかりには骨、舍利のなかよりも、あまき乳房は出で来なむ。「白き髪筋も、銀、黄金となりなん。あぢきなし、かなしともな覚しそ。唯御手をかいすまして、神仏に『平らかに御身々となし給へ』と申し給へ。又、嫗の命を念じ給へ」と泣く々々いひて」、こうなったらもうしょうがないじゃないですか。わたしが知ったからには心配しなさんな。「物なおぼしそ。」心配するな、と。

野山を分け入る苦勞をして、野山に分け入ってでも、あなたの出産をお助けしましょう。子どもというのは、家の宝となるかもわかりません。「御身々」ってのは身と身、ふたつということで、無事に産まれたならば、ということになります。無事に身二つになられたならば、「御身々とだになり給ヒなば」、わたしがその子を背負ってでも大切にお育てしましょう。大切なあなた様の子どもですから、骨、舍利の中からも甘いお乳が出てくるでしょう。わたくしの白髪も、銀、黄金となって暮らしの糧となるでしょう。「あぢきなし、かなしともな覚しそ」、どうしようもない、悲しいなどはお思いなさいませ。ただ手を清めて、「御手をかいすまして」、清めて、神仏に祈りなさい。平穩に、安産させてください、とお祈りなさいませ。また、このわたしの寿命をも、祈ってくださいませ、と言った。

しかし、「女君は、草の生ひ凝りて、家のあばるゝまゝに、夜昼涙を流して、子生まんことも思はである程に、嫗よろづにし歩いて、そのヲリの事みなしいでつ」。俊蔭娘は、草が生い茂り荒れ果てた家の中で、夜となく昼となく、ずっと涙を流して、自分が子どもを産むということも思わずに、ぼーっと日を過ごしていたが、この嫗が「よろづにしありきて」、出産の準備を整えました。

【8】かくて、六月六日に子生まるべくなりぬ。気色ばみて悩めば、嫗、肝心を感はして「たヒらかに」と申シまどふほどに、殊に悩むこともなくて、玉光り輝く男を生みつ。生まれ落つる、すなはち、嫗、己が布の懷に抱きて、母にヲさ々々見せず。只乳のまするヲりばかり率てきて、オひかづき養ふ。女君は、ことに悩むところなくて起き居たり。暑き頃なれば、貧しき人のためにはいとよし。「これは大福德におはしなむ、かく暖かげにつきておはしますハ」と誇りありク。

そうして、六月六日に、いよいよ子どもが生まれそうになった。「気色ばみて悩めば、嫗、肝心を感はして『たヒらかに』と申シまどふほどに、殊に悩むこともなくて、玉光り輝く男を生みつ」。「気色ばみて悩めば」というのは、産気づいて苦しがつての意味で、「たヒらかに」と申しまどう、というのは無事に生まれますように、と必死に神仏に祈ったということです。そうして、玉光る男の子が無事に生まれるわけです。現在でもそうですが、やはり、子どもを産むというのは、かなりリスクなことなので、神仏に祈る、そしてそれを助けるっていうのがやはり必要なことなのだと思います。俊蔭娘は、自覚もなく、妊娠して出産するわけですので、おそらく何にもわかってない人なのだろうと思います。出産が、「暑き頃なれば、貧しき人のためにはいとよし」というのも興味深い点です。

当時の出産に関する面白い資料があるので紹介したいのですが、ちょうど八世紀の初め、奈良時代の戸籍が東大寺の正倉院に遺ってしまして、中でも、現在の岐阜県、昔でいうと美濃国の戸籍がいくつかあります。なかでも加茂郡、今は美濃加茂市ですが、そこに半布里というものがあります。その戸籍が、ほぼ完璧に残っています。その戸籍の

データを元に、人口ピラミッドを描いてみましたが、色々なことが判ってきました。

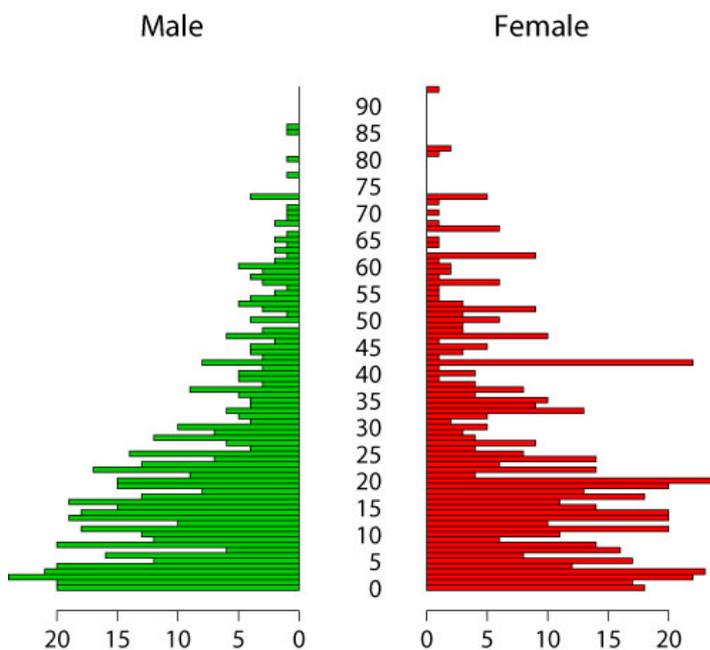
まず、古代の社会がどのようなものであったかという、この人口ピラミッド見たらわかると思いますけど、裾が広い三角形をしていますよね。これは、みなさんも習ったことがあると思います

が、若年層がいっぱいいる社会、人が次から次に生まれて、人がどんどん死んでいく、そういう、多産多死型の社会です。現在の日本は、出生率がかなり低く、あまり子どもが生まれません。また、生まれた子どもは、あまり死なない、そういう社会です。それに対して、古代社会は、どんどん子どもを産む。その代わりどんどん子どもが死んでく、そういう社会です。

日本の古代社会は、こうした特徴をもつのですが、これを人口統計学の手法で最初に解析したのは、W.W.Farris という方で、次のように言っています。人口のデータは1000人当たりで計算するのが通例で、出生率でいくと、半布りの男性の場合 51.7 人、女性の場合は 50.47 人。男性と女性では、結構ずれているのですが、人口ピラミッドを見ていただいたらわかるように、男性のデータと女性のデータは、だいぶ、まちまちです。これは、戸籍をつくる時に、男性と女性の把握に精粗があるからなのですが、女性の把握は、すごくラフなのです。あまりきちっとやってない。古代国家は、男の数をきちんと把握するというのは、古くから行なわれていたらしいのですが、女性の方は付け加

	半布り		御野総計
	男性	女性	
出生率	57.14	50.47	51.21
死亡率	35.14	36.47	40.21
成長率	22	14	11
平均余命	32.5	28.75	27.75
乳幼児死亡率	61.69	55.48	53.39
平均死亡年齢	38.86	40.57	41.56

W.W.Farris ,Population,Disease,and Land in Early Japan,645-900,Cambridge,Harvard University Press ,1985.



えられたっていう感じです。女性のデータは、かなり怪しいデータで、統計的に検討してみると、男性のデータの方が信頼度は高く、女性のデータの方が信頼度が低いという風になります。このこと自体が日本律令国家を考える大きな鍵でもあるのですが、今回は隣に置いておくことにします。

そして、出生率は以上なのですが、死亡率が1000人あたり1年にして、35人死ぬという計算ですので、その足し引き分が人

口の増減、この場合はプラスですので、どんどん人が増えていく、というのがファリスの試算です。

また、ファリスの試算によると、半布里の場合、男性の出生時の平均余命は 32.5 歳、女性の場合 28.75 歳となります。私も戸籍の男女混合の生データから、最小二乗法による多項近似曲線の当てはめによって、人口曲線を作って、その人口曲線に基づいて、古代の簡易生命表を計算してみたのですが、0 歳児の平均余命は 28.48 歳になりました。ですので、30 歳前後というファリスの試算とそんなに変わりません。今から 1300 年前の、日本の人たちってというのは、出生時の平均余命が、だいたい三十歳前後になります。現在では、女性はの平均余命は八十歳を超えていますけど、奈良時代では三十歳前後です。出生時の平均余命が。これは、極端に低いと思うかもしれませんが、江戸時代以降の日本では、かなりきめの細かい分析がされていまして、出身階層や地域による違いなども判っているのですが、それでも 30 歳から 40 歳程度です。日本人の出生時の平均余が 50 歳を超えたのは、二十世紀に入ってからです。ですから、奈良時代の出生時の平均余命が 30 歳前後というのは、計算上十分ありえることだろうと思います。

乳幼児の死亡率も、かなりのものに昇るだろうことは、推定できるのですが、これは、はっきりとは判りません。現在ですと、0 歳児と、1 歳児の区別がきちんとつくのですが、古代の場合、年齢は数えですし、戸籍のベースになる計帳は毎年六月に作るので、0 歳児と 1 歳児のデータってというのはきちんと出てきません。ですから、そこは推測によらざるを得ないのですが、出生時の乳幼児死亡率が相当高いことは間違いない。半分近く死んでしまうだろうというのが、ファリスの見通しです。

俊蔭娘には無事に男の子が生まれたわけですけども、神仏の加護が作用したと考えるても不思議ではないですね。出産に伴う危険は普通にあることですので、現在のようない医療技術のない段階では、相当リスクなものだったことはまず間違いないと思います。そういう状態で、古代の女性は頻繁に子どもを産んでいるわけです。子どもを産める女性は、次々に産んでゆくのですが、先ほど申しましたように、出生時の平均余命三十歳前後です。古代の女性が何人くらい子どもを産むのかをシミュレーションしてみますと、俊蔭娘のように十代で第一子を出産する、若年多産であったとしても圧倒的大部分は、一人か二人の子どもを産んで死んで本人も死ぬ。中には、長生きした女性の場合、十人～十一人の子を産んだ人もいましたが、滅多にいないです。またそうした子どもも次から次へと死んでゆきました。

4. 俊蔭娘と子—母子の困窮—

もういっぺん宇津保に戻ろうと思います。俊蔭娘には子どもが生まれるのですが、そこから試練が始まります。

【9】かゝるほどに、この子五つになる年、秋つかた姫死ぬ。この親子、いさゝか

物食ふことも無くなりぬ。日を経て徒然とあり。この子、出で入り遊び歩いて見るに、母のものも食はで有ルを見て、いみじう悲しとみて、「いかで、これ養はん」と思ふ心つきて思へど、さる幼きほどなれば、なでフ業をもえ為ず。つとめて、近き河原に出でて遊びありけば、釣する者、魚を釣る。「何に為むとするぞ」といふに、「親のわづらひて、物も食はねば、たばむずるぞ」といふに、「さは、親には、これを食はするぞ」と知りて、針をかまへて釣るに、いとヲカしげなる子の、大いなる川づらに出でてすれば、「かく、らうたげなる子を、かく出だし歩りかする、誰ならん」と思ひて、「なに為むに、かくはするぞ」といへば、「遊にせんずる」といふ。らうたがりて「我釣りて取らせむ」とて、多く釣りてとらする人もあるを、持て来て、親に食はせなどし歩くを、「かく、な為そ。物食はぬも、苦ウもあらず」といへど、聞かず。容貌は日々に光るやうになり行く。見る人、抱きうつくしみて、「親は有りや。いざ、我が子に」といへば、「いな、おもとオはす」トイヒて、さらに聞かず。日の暖かなるほどは、かく、し歩いて、母に食はす。夢ばかりにても、唯子の食はする物にかゝりてあり。

何とか子どもが生まれて、無事に育ち始めたわけですけれども、なかなかドラマティックに物語は続きます。「かゝるほどに、この子五つになる年、秋つかた姫死ぬ」。世話をしていた老女が死にます。そうすると、「この親子、いさゝか物食ふことも無くなりぬ」。俊蔭娘の子が5つになった年の秋に、老女が亡くなったところ、この母子は、少しも食ふことができなくなった。それで、「日を経て徒然とあり」、日々徒然と暮らしていたわけです。

そして、「この子、出で入り遊び歩いて見るに、母のものも食はで有ルを見て、いみじう悲しとみて『いかで、これ養はん』」と思ふ心つきて、思へど、さる幼きほどなれば、なでフ業をもえ為ず。俊蔭娘の子が、家を出入りして遊びまわりながら見てみると、母は何も食べないでいるので、それを見て、たいそう悲しい思いをした。「いかで、これ養はん」、どうやって、なんとかして母を養ってあげようと、「と思ふ心つきて」、そういう気持ちになって、思いめぐらしてみるのが、このような、「幼きほどなれば」、子どもなので、どうしようもなかった。

それで、「つとめて、近き河原に出でて遊びありけば、釣する者、魚を釣る」、「近き河原に出でて」、朝早く、「近き」、近所の河原に出で遊んでいると、釣り人が魚を釣っている。「何に為むとするぞ」と尋ねたところ、釣り人が言うには、「親のわづらひて、物も食はねば、たばむずるぞ」とのことで、「さは、親には、これを食はするぞ」と知りて、それで親には魚を食べさせるのか、と悟った。そこで、釣り針を用意して魚を釣っていたところ、「いとヲカしげなる」、たいそう可愛らしい子が、「大いなる川づらに出でて」、大きな川のほとりに出て、釣りをしているので、「かく、らうたげなる子を、かく出だしありかする、誰ならん」と思ひて「なに為むに、かくはするぞ」、こんな可

愛い子をこうして出歩かせているのはどこの親だ、と思って、何のために釣りをしてるのだ、という風に聞く人がいた。俊蔭娘の子は、「遊にせんずる」と答える。そのため、大人は俊蔭娘の子を「らうたがりて」、可愛がって、人々が可愛がって、「我釣りて取らせむ」、じゃあわたしが釣ってあげようと言って、「多く釣りてとらす人」があり、そうして釣り上げた魚を「持て来て、親に食はせなどし歩」いた。

母は、「かく、な為そ。物食はぬも、苦ウもあらず」と言うのですが、子は聞かなかった。その子の「容貌は日々に光るやうになり行く」、日ごとに輝くような、美しい少年になっていった。それで、その子を「見る人、抱きうつくしみて」、抱いたり可愛がったりして、「親は有りや。いざ、我が子に」、親はいるのか、わたしの子にならないか、と言った。このへんも面白いですね。当時の出生時の平均余命の短さなどを考えると、親のいない子というのは、普通にいたと思われます。親と子の結合も脆いもので流動性が高かったのですが、そうした時、親のいない子がどのように扶養されたのかヒントになるかもしれません。もっとも、この場合、俊蔭娘の子は、「否」、「おもとオはす」、母がいます、と言って聞き入れないのですが。こうして暖かい季節は、魚釣りをして、母に食べさせた、とあります。

そして冬になって魚釣りができなくなり、奇瑞により食料を調達するなどの話が続きますが、そこは省略します。

【10】 かゝるほどに年かへりぬ。この子、まして大きに、敏く賢し。変化のものなれば、たゞ大人のやうになりて、人に見ゆれば、「たが子ぞ。親は誰とかいふ。このわたりにあるなるべし」などいひて、求むれば、オのづから尋ねも来ぬべし。かく歩きて、人にも見え知られじ。この河にのみやは魚は有ルと思ひて、下りてその河より渡りて、北ざまに指して行きて、山に入りてみれば、大いなる童、土を掘りて、物を取り出でて、火を焚きて、焼きあつめて、又、おほいなる木の下に行きて、椎、栗などをとりて、この子ニイフヤウ、「何しに、この山には有ルぞ」と問へば、「魚釣りに来つるぞ。御許に食ハせ奉らんとて」トいへば、「山には魚はなし。又、生きたるもの殺すは罪ぞ。これを拾ひて食へ」と教へて、この掘り拾ひ集めたる物どもを取らせて、童は失せぬ。この子、「うれし」と思ひて、持ていきて、母に食はす。この後は、山に入りて、見せ知らせし薯蕷、野老を掘りて、木の実、葛の根を掘りて、養ふ。雪高う降る日、薯蕷、野老のあり所も、木の実の有リ所モ、見えぬときに、この子、「わが身不孝ノ子ならば、この雪たかく降りまされ」といふ時に、いみじう高く降る雪、たちまちに降り止みて、日いとうらゝかに照りて、ありし童いで来て、例の薯蕷、野老、焼き調じて、取らせて失せぬ。

ここからです、いよいよ貧窮している母子が、どうやって過ごしていったか。「かゝるほどに年かへりぬ」。そうこうしているうちに年が改まった。「この子、まして大きに、

敏く賢し」、この子はますます大きく成長して、聡明で優れている。その子は、「変化のものなれば、たゞ大人のやうになりて、人に見ゆれば」、耳目を引くのでしょうね、「たが子ぞ。親は誰とかいふ。このわたりにあるなるべし」などいひて、素性が詮索されます。誰の子だ、親はなんていうのか、この辺に住んでいるのか、といちいち詮索されるので、うっとおしい。「かく歩きて、人にも見え知られじ」、ということで、もう、このように歩き回って、人に見られたり知られたくない。

そこで、「この河にのみやは魚は有ルと思ひて、下りてその河より渡りて、北さまに指して行」く、この河にだけに魚がいるわけでもないだろうと思って、河原に下りて、その河を渡って北の方を目指していった。要するに山に行ったわけです。それで、「山に入りてみれば、大いなる童、土を掘りて、物を取り出でて、火を焚きて、焼きあつめて、又、おほいなる木の下にいきて、椎、いちヒ、栗などをとりて、この子ニイフヤウ」、それで北の方に、山に行ってみると、大柄な子どもがいた。「童」っていうのは、年八歳から婚姻するまでの年齢をさします。この場合は十五歳以下の少年です。俊蔭娘の子よりも年上です。この童が、山で土を掘って何かを取り出して、火を焚いて焼き集めている。

また、大きな木の下で、椎の実や栗などを拾って、この子に向かって、「何しに、この山には有ルぞ」、何しにこの山に入ってきたのか、と聞くので、『魚釣りに来つるぞ。御許に食クハせ奉らんとて』、母に食べさせるために、魚釣りに来たんだ、と言え、
「山には魚はなし。又、生きてるもの殺すは罪ぞ。これを拾ひて食へ」と教へて、「このほりひろひあつめたる物どもを取らせて、童は失せぬ」、その童は消え失せる。そして、「この子、『うれし』と思ひて、持ていきて、母に食はず」、嬉しくなって持って帰ってそれを母に食べさせたわけです。

それから、「この後は山に入りて、見せ知らせし薯蕷」、その次は「野老」って書いてありますよね、これをトコロと読みます。これはいずれも、芋、山芋です。これを「掘りて、木の実、葛の根を掘りて、養ふ」。山に入って、その少年から教わった、芋や野老を掘って、木の実を拾って、葛の根を掘って、母を養った。山で、こういうものを拾って、それを食べる、そういう生活になってゆきました。

そして、「雪高う降る日、薯蕷、野老のあり所も、木の実の有り所モ、見えぬとき」があったのですが、「この子、わが身不孝ノ子ならば」、要するに孝行じゃない、不孝の子であるならば、「この雪たかく降りませれ」と言うと、「いみじう高く降る雪、たちまちに降り止みて、日いとうらゝかに照り」だした。そして、「ありし童いで来て、例の薯蕷、野老、焼き調じて、取らせて失せぬ」、という不思議なこともおきます。

今日の最後ですが、

【11】　かく遥かなる程をし歩くも、苦しうおぼえて、「いかで、この山に然るべき所もがな。近くてやしなはん」と思ひて、山深く入りて見れば、いみじう厳めしき杉の木四つ、ものをあはせたるやうにて立てるが、大きな屋

のほどニ、あきあひて有ルを見て、この子の思ふやう、「こゝにわが親を据エたてまつりて、拾ひ出でん木の実をも、先づま申らせばや」と思ひて、寄りテ見るに、厳めしき牝熊、牡熊、子を生みつれて、棲むうつほなりけり。出で走りて、この子を食まむとする時に、この子のいはく、「しばし待ち給へ。まろが命絶ち給フな。まろは孝の子なり。親はらからもなく、使フ人もなくて、荒れたる家に唯ひとり住みて、まろが参る物にかゝり給へる母ヲ持ちたてまつれり。里にはすべき方もなければ、かゝる山の木の実、葛の根を採りて、親にまキラスるなり。高き山、深き谷を下り上り、罷り歩いて、朝にまかり出でて、暗うまかり帰る程だに、うしろめたう、悲しく侍れば、かゝる山の王棲ミ給フとも知らで、この木のうつほに母を据エたてまつりて、薯蕷、ひとすぢを掘りいでてモ、まづま申らせむ。又、遠き道をも、親のためにと、まかり歩りけば、苦しうもおぼえねど、つれづれと待ち給フらんも悲しう侍れば、近くとおもウ給へテ、見侍りつるなり。されど、かく領じ給ヒける所なれば、まかり去りぬ。空しく成りなば、親もいたづらになり給ヒなん。己のが身のうちに、親をやしなはむに、用なき所あらば施し奉るべし。足なくば、いづくにてか歩りかん。手なくば、何にてか木の実、葛の根をも掘らん。口なくば、いづこよりか魂通はむ。腹、胸なくば、いづくにか心のあらむ。この中ニ、いたづらなる所は、耳のはた、鼻のみねなりけり。これを山の王に施し奉る」と、涙をながしていふときに、牝熊、牡熊、荒き心を失ひて、涙を落して、親子のかなしさをしりて、二ツの熊、子供を引き連れて、この木のうつほを、この子に譲りて、他峯に移りぬ。

「かく遙かなる程をしありくも、苦しうおぼえて『いかで、この山に然るべき所もがな。近くてやしなはん』」、このように、遠くまで来て、食べものを求めるのも辛い。どうかして、この山に住めそうなところがないものか、どうせなら母上を近くに置いて養いたい。そう思って、「山深く入りて見れば、いみじう厳めしき杉の木四つ、ものをあはせたるやうにて立てるが、大きな屋のほどニ、あきあひて有ル」、山深く入って探していると、非常に大きな杉の木が四本あって、物をあわせたように立っており、大きな建物のような空間になっている。それを見て、この子は、「こゝにわが親を据エたてまつりて、拾ひ出でん木の実をも、先づま申らせばや」と思ひて、近寄ってみると、そこは、厳めしき牝熊・牡熊が、子を生みつれて、棲んでいる木のうつほであった。要するに、熊の棲みかだだった。山に母を住ませようと思って、適当なところはなかと探してみると、木の根っこにちょうど空洞になっているところがあった。こうした空洞が「うつほ」で、ここから『宇津保物語』という名前が付けられます。それを覗いてみると、なんとそこには、熊が棲んでいた。

それで、熊が、なんだこいつってことで、「出で走りて、この子を食まむとする」、食い殺そうとするのですが、俊蔭娘の子は「しばし待ち給へ。まろが命絶ち給フな。まろ

は孝の子なり。親はらからもなく、使フ人もなくて、荒れたる家に唯ひとり住みて、まろが参る物にかゝり給へる母ヲ持ちたてまつれり」と熊に訴えます。わたしは孝行な者です。親や親族もなく、また使用人もいません。荒れ果てた家にただ一人住んで、私がさし上げる食べ物を頼りにする母がいます。そして、「里にはすべき方もなければ」、里では生活する方法もないので、「かゝる山の木の实、葛の根を採りて、親にま申ラスるなり」、このような山の木の实や、葛の根を採って、母に差し上げているのです。里と山ってというのは対の概念です。都、里、山という順で異界の世界になってゆきます。ですので、山の世界というのは、熊の棲んでいる世界です。

それで、母を養うために、「高き山、深き谷をおりのぼり、罷りありきて、朝にまかり出でて、くらうまかり帰る程だに、うしろめたう、悲しく侍れば」、高い山や深い谷を登ったり下りたりして歩き回って、朝早く家を出て夕方暗くなって帰るのですが、その間も母のことは心配です。「うしろめたう、悲しく侍れば」というのは心配ですっていうこと。

このような「山の王、棲ミ給フとも知らで、この木のうつほに母を据エたてまつりて、薯蕷、ひとすぢを掘りいでてモ、まづま申らせむ」、このような山の王者がお棲まいになっているとも知らないで、この木のうつほに母を住まわせて、そういう、山で採れたものを差し上げようと思ったのです。そして、また、「遠き道をも、親のためにと、まかりありけば、苦しうもおぼえねど」、その間、母が「つれと待ち給フらんと、悲しう侍れば」、「近く、とおもウ給へテ見侍りつるなり」、近くに住ませたいと思ってこのうつほを見たのです。だけど、「かく領じ給ヒける所」、領じ給うの領は支配するの意で、この場合は、山の王である熊が支配されている所であるならば、帰ります、となります。

ここで、「空しく成りなば」、空しいってというのは死んでしまうっていうことです。空しくなる、いたづらになるっていうのは死ぬということです。ここで私が死んでしまえば、「親もいたづらになり給ヒなん」、母も死んでしまうでしょう。「己のが身のうちに、親をやしなはむに、用なき所あらば施し奉るべし」、ということで、親を養うのに必要ないところであるならば奉りましょう。しかし、もし「足なくば、いづくにてかありかん」、どこに歩いてゆけるでしょうか。また、もし「手なくば、何にてか木の实、葛の根をも掘らん」、木の实を採ったり葛の根を掘ることもできません。そして、「口なくば、いづこよりか魂通はむ」、心を通わしたり、気持ちを伝えることもできなくなってしまいます。さらに、「腹、胸なくば、いづくにか心のあらむ」、心は腹、胸にあると考えていたのですね。「この中ニ、いたづらなる所は」、無駄なところは、「耳のはた」、耳をあげます。「鼻のみねなり」、鼻もいりません。鼻と耳は熊に差し上げますから、「これを山の王に施し奉る」と、「涙をながして」言ったわけです。

そうすると、「牝熊・牡熊、荒き心を失ひて、涙を落して、親子のかなしさをしりて」、二ツの熊は子熊を引き連れて、「この木のうつほを、この子に譲りて、他峯に移りぬ」となったわけです。なんと親孝行な息子だ、と熊が感心して、じゃあわたしたちが出て

行きますと言って出て行った。それで俊蔭娘とその子は、このうつほに住むことになった、というのが、『宇津保物語』俊蔭のあらすじです。

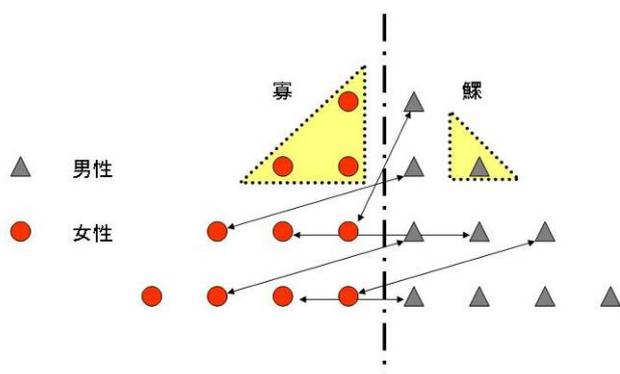
5. 古代の家族、貧困、飢餓

以上の話のポイントは二つあります。一つは、古代の、いわば母子家庭の問題。もう一つは貧窮の問題です。まず、前者についてですが、この場合、母と子の頼りとする人のいない、弱小家族の物語になっています。この母子が困窮して山に入るという話なのですが、古代社会では、出生時の平均余命三十歳前後ですので、子どもが生まれたとしても、その子どもを両親がずっと育て上げるなんていう、現代の単婚小家族のような生活は、ほとんどありえない。父が死んでしまう、母が死んでしまう、子どもが死んでしまうなんていうのは、普通にあることです。そういう流動性の高い社会です。ひとりっきりの子ども、親がいなくなった子ども、それからお父さんがなくなった、母と子の生活、こうした破片的な家族というのは、古代社会では多く発生していました。

当時は安定的な単婚小家族があって、両親が仲良く子どもを育て、それが、代々連なっていくというものではなかった。夫婦の問題でも、配偶者との死別が頻発しているわけですから。ちょっとこれを見てほしいのですが、面白い現象があります。古代の戸籍で妻と夫の年齢差を集計したものです。半布里の戸籍でみた事例ですけど、十代のカップルというのは、あまり年齢差は開いてない。例えば、十代の場合、夫を基準にすると妻は夫よりだいたい1.33歳若い。ところが、三十代の場合には夫と妻の年齢差は5.28歳に広がる。五十代では9.53歳、八十代になると12.50歳になります。これは、どういうことかかっていうと、例えばみなさんなんていうと、同級生のカップルがいたとして、それが齢を重ねていって、二人がおじいさん、おばあさんになったとしても、二人とも生きていれば年齢差は開かないですよ。ところが、古代のデータでは、年齢が上がれば上がるほど、夫と妻の年齢差が開くのです。

これは、どういうことかという、相手が死んだら、若い人と結婚する、そういう現象が起きているのです。

対偶関係概念図



『日本霊異記』中巻「孤の嬢女、観音の銅像に憑り敬ひ、奇しき表を示して、現報を得る縁 第卅四」には、奈良の殖槻寺の側に住んでいた、一人きりになった、孤の嬢の事例がみえますが、この場合、「妻死にて鰥」の「里に富める者」に求婚されるように、妻と死別したら、次の妻をとい

年代	半布里						西海道	
	夫	例数	戸主	例数	非戸主	例数	夫	例数
80	12.50	2	12.50	2	-	-	12.00	1
70	12.29	7	14.40	5	7.00	2	31.00	3
60	9.53	15	10.18	11	7.75	4	8.29	9
50	7.22	27	6.00	14	8.54	13	7.91	22
40	6.40	25	4.86	7	7.00	18	7.50	34
30	5.28	25	4.75	4	5.38	21	5.88	33
20	3.76	17	1.00	2	4.13	15	3.60	15
10	1.33	3	-	-	1.33	3	-	-

- 夫が10代の場合、妻との年齢差が平均で1.33歳
- 夫が70代の場合、妻との年齢差が平均で12.29歳
- 妾は除外
- 推定1例を含む

うのが普通のことでした。女性の場合もそうでして、夫が死んだら、誰か他に頼りになる男を探すというのが、普通のことでした。実際に、六十代・七十代の男女で配偶者の有無を比較してみると、妻のいない男性というのは少なく、夫のいない女性ばかりで

す。男の場合、生き延びた男性はですね再婚している事例が多いのに対し、ある一定の年齢ぐらいになるとですね、女性が再婚の対象から外れる、外されてくというですね、そういう現象が起きている。だから、対偶関係っていうのは再構成されるのですが、男女が対称的に再構成されるわけではなくて、生き延びた男性を軸にして、世帯が再構成されるっていうのが、古代の基本的なあり方なんです。だから、年齢が上になればなる程、妻との年齢差が開いてくってということですね、そういう現象が起きている。こうやってなんらかの形で、家族関係を再構成して行って、頼る人を得て、それで寄り添って生活していくってのがですね、古代の基本的な条件のひとつですね。

もう一つ、大事なポイントがあるのですが、そういう破片的な家族の生活についてですが、この場合は、里で住むことができなくなって、つまり、都や里で住むことができなくなって、山へ行ってうつほに住むわけです。実は、里で食べられない時に、山に入るといのは、飢饉の際の普遍的な現象でした。

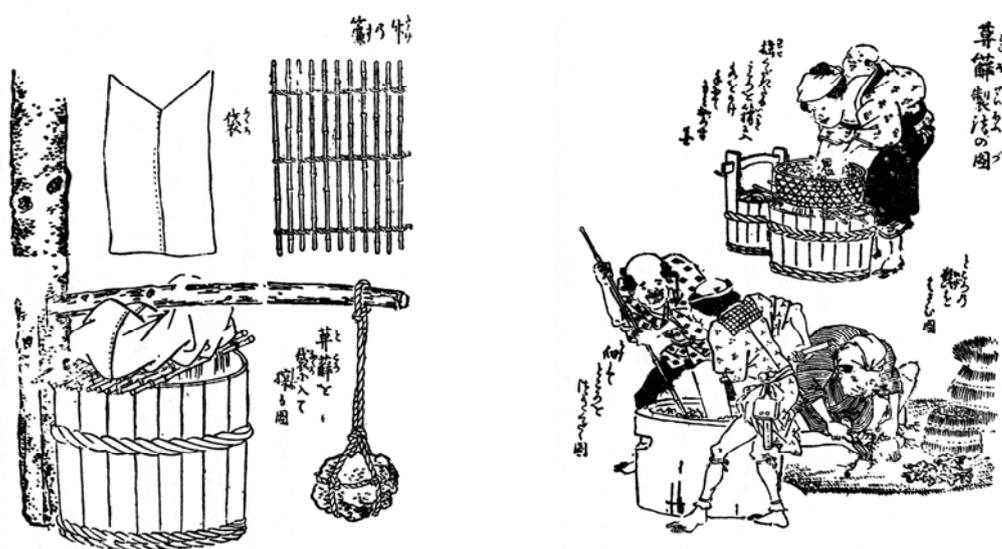
これは中世後期が慢性的な飢饉状態であったことが明らかにされていますが、その際の死亡事例では、春から夏の食料の端境期に人が多く死んでいます。古代でも状況はほぼ同様で、毎年、夏になると必ず飢饉がありました。飢饉が起きると何が起こるかという、まず、悪食が流行ります。そして栄養状態が悪くなりますので、容易に伝染病などに罹り、色々な疾患が生じます。夏になって飢饉が起きると、当然のことながら疫病も流行ることになります。

古代は、こういう飢饉や疫病が身近な社会でした。実際に、奈良時代の死亡のデータ見てみますと、天平十一年の事例では、五月に最も多く人が死んでいます。前に述べたように、一月から三月が春で、四月から六月が夏ですので、五月というのは、夏の中の夏です。それから、『続日本紀』という八世紀の歴史書があるのですが、その中で飢饉の発生記事をみると、これも、だいたい三月・四月にピークを迎えています。この場合も、春から夏にかけてまあ飢饉が発生することを示しています。古代は、慢性的な飢饉の状態、そういう生存条件のかなり厳しい社会でした。

そして、飢饉や疫病が起きるとどうなるかという、まさに、うつほでの生活がそれにあたります。里で、食べるものがなくなったら、人はどこに行くかという、山に入

るのです。山に入れば、薯蕷や野老があります。この他、山の動物なども食べたでしょう。昭和初期に東北地方は飢饉に見舞われますが、この時も同じで、老若男女が山に入り、飢えをしのいでいます。今回の話は、平安貴族のものですが、身をやつして山に入るといのは、そういう飢饉のときの人々の生活を描いているものです。『宇津保物語』の俊蔭娘と子の生活は、困窮して飢饉にあっているのと同じ、悲惨な状態を描いているわけです。

古代の人口変動については、まだ正確にそれをプロットすることはできませんが、例えば貞観八年・九年の隠岐国では、疫病により人口が三割から五割減少した可能性があり、大規模災害で相当の人口減に見舞われたことは確実です。もとよりこれだけの被害が列島全体を覆うわけではなく、全体を見た場合には、変動の幅は小さくなるかもしれませんが、個々の局面では大変動が起きていたことは間違いありません。古代社会は決して、牧歌的な農耕社会ではなく、厳しい生存条件のもとで流動性高い過酷な社会だったのです。



大蔵永常『広益国産考』（岩波文庫、1946年）

岡山大学教養総合科目「ジェンダーと生きることー働く未来にむけてー」（2009. 5. 28）
講義を収録

平成 19 年度～平成 21 年度科学研究費補助金（基盤研究（C）課題番号 19520574）
研究成果報告書

時空間情報科学を利用した古代災害史の研究

2010 年 3 月

編集・発行

代表者 今津勝紀

岡山大学大学院社会文化科学研究科

〒700-8530 岡山市北区津島中 3-1-1

印刷・製本

広和印刷株式会社

〒700-0942 岡山市豊成 3 丁目 18-7
